

平成 22 年 6 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成22年 6月11日 開会
平成22年 6月18日 閉会

飯 島 町 議 会

平成22年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成22年6月11日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3号議案 平成21年度飯島町一般会計補正予算（第9号専決）

日程第 7 第 4号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号専決）

日程第 8 第 5号議案 平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号専決）

日程第 9 第 6号議案 平成21年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第2号専決）

日程第10 第 7号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）

日程第11 第 8号議案 平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号専決）

日程第12 第 9号議案 平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号専決）

日程第13 第10号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例

日程第15 第12号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第16 第13号議案 飯島町平成22年度飯島町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖	2番 中村明美
3番 坂本紀子	4番 浜田 稔
5番 堀内克美	6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子	8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸	10番 宮下 寿
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	米田章一郎
議会事務局書記	千村弥紀

本会議開会

開 議
議 長

平成22年6月11日 午前9時10分

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただ今から平成22年6月飯島町議会定例会を開会します。

議員各位には、会期中を通じて慎重な審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。

なお今月から9月までの間、地球温暖化防止策の一環としてネクタイや上着を着用しないこととしましたのでご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成22年5月24日付、飯島町告示第60号をもって、平成22年6月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、心から厚くお礼を申します。さて、今年の春は天候不順の日が続き、3月の長雨に始まり4月から5月にかけての低温や凍霜害などにより農作物への被害も若干出ているところではありますが、田植え作業など春の農作業もほぼ終わり、いよいよ初夏を迎え、これから本格的な梅雨の季節に入っておりますが、大きな災害のない梅雨であってほしいと願っておる今日この頃でございます。

ところで今年の春には飯島町にとりましていくつかのうれしい出来事、話題がございました。まず、飯島町には千人塚公園に城ヶ池がございますが、こうした溜め池は全国で21万箇所あると言われております。その中から景観や歴史など特に優れた溜め池として、全国溜め池百選に千人塚城ヶ池が選ばれました。これを機に更にPRに努め、多くの観光客の皆様に訪れていただくとともに、町民の皆様の憩いの場としても更に町のイメージアップに繋げてまいりたいと考えております。また与田切公園の越百の水が信州の名水秘水15選に選ばれました。選定された以降、越百の水を求めるお客さまがかなり増加してきておりますことは大変うれしい限りでございます。一方、本郷地区営農組合及び有限会社本郷農産サービスが長年取り組んでまいりました本郷原種そばが、平成21年度全国そば優良生産表彰の場において見事最高賞である農林水産大人賞を受賞いたしまして、町に新たなブランドが加わりました。最後にはミステリー作家の西村京太郎さんによる飯島町を舞台としたミステリー小説、十津川警部・赤と白のメロディーが月刊誌ジェイ・ノベルという月刊誌に連載が始まっております。9月ごろの連載終了後は単行本として発刊をされ、引き続き是非ともまあテレビのドラマ化が実現することを期待をいたしておるところでございます。このように飯島町には大変素晴らしい様々な素材を持っておりますので、今まで以上に町のPRに努め、様々な面から町の活性化やイメージアップにつなげる努力をしてまいりたいと考えております。町民の皆様も飯島町を訪れてくださるお客様にあいさつをしたり、声をかけたりおもてなしの心を持ってお迎えし、観光客の皆様が二度と三度

と飯島町を訪れて飯島ファンとなつていただき、町のイメージアップや活性化につながっていくことを期待をしているところでございますので、是非ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて去る6月4日には混迷を深めておりました鳩山内閣が総辞職をし、代わって成長と財政再建、並びにクリーンな政治を旗頭に掲げた菅内閣が誕生をいたしました。政治とカネの問題、普天間米軍基地の問題、宮崎県の口蹄疫の問題、民主党の新政策やその手法の問題、参議院選挙などさまざまな政治課題が山積をする中で首相の交代によってこれらのさまざまな政治課題が解決をするのか、注意深く見守っていかなければならないと思っておりますが、特に民主党の掲げる地域主権による具体的な地方への政策はいまだに見えてきていないのが現状であります。飯島町にとってもさまざまな課題があるだけに、今後も政治や国の動きを注意深く見守るとともに、求めるものは強く求めて町の行財政運営を行っていかねばならないと考えているところであります。

さてもうひとつの大きな課題として政府の発表した5月の月例経済報告によりますと、景気は着実に持ち直してきているが、なお自立性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあるとされているところでございます。上伊那管内の4月の有効求人倍率は0.49と前年同月の0.31に比べますと若干上昇はしているものの、依然として非常に深刻な状況が続いているものと大変憂慮をいたしておるところでございます。かつての上伊那地域は県内でも最も有効求人倍率が高く、常に1倍を超えておりましたので早くこの水準に戻ってほしいと願っているところであります。飯島町では昨年度の国の経済対策による各種の事業や、地域介護福祉空間整備事業など約670,000,000円余りの事業を繰越明許費として本年度に繰り越して、引き続き事業を進めているところでありまして、できる限り早期に事業を完了するよう努めてまいりたいと思います。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件5件、予算案件が8件、計13件であります。なお最終日に契約議決案件1件を追加提案させていただき予定でございます。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願いを申しまして議会招集のご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、10番 宮下 寿 議員、11番 平沢 晃 議員、を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

堀内議会運営委員長。

議会運営
委員長

それでは会期につきまして報告を申し上げます。去る5月27日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期について協議をいたしました。提出される案件の内容からいたしまして、本日から6月18日までの8日間とすることに決定されましたのでご報告を申し上げ

げます。以上です。

議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から6月18日までの8日間とすることに決定しました。委員長自席へお戻りください。

会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

初めに町長からの報告を求めます。

町長 それでは私からは4件についてご報告をさせていただきたいと思えます。先ず、平成21年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条2項に基づきご報告を申し上げます。平成21年度事業の繰越明許費にかかる歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成22年度に繰越をいたしました。繰越をいたしました事業はお手元の計算書のとおり役場庁舎の管理費以下15事業でございます。事業費では668,678,550円という額でございます。繰越の主な事由につきましては国の経済対策事業や国庫補助事業等に関わるもので、前年度の終盤に予算措置を行い、3月末までに工事期間等が確保できなかった事業でございます。細部につきましては計算書をご覧くださいと思えます。

続きまして平成21年度飯島町土地開発公社決算についてご報告を申し上げます。このことにつきましては去る5月27日開催の公社理事会において審議をお願い承認をいただきましたので、その概要を地方自治法第243条の規定に基づいてご報告を申し上げます。平成21年度の土地開発公社事業は平成17年度から開始をいたしました伊南バイパス用地の代行買収が前年度までに終了をしていたことや、対象となる公共事業関連の用地取得事業がなかったこと、また現下の経済情勢に鑑みて陣馬工業団地の拡張分造成工事を凍結をしたことから、保有土地の処分のみを行ってまいりました。特に伊南バイパス用地の売却面積が増加したことにより、前期に比べて決算規模が大きなものとなっております。土地の処分につきましては公有地関係では引き続き伊南バイパス用地の国への売却を行っておりますが、平成17年度代行買収分については売却が完了となりました。このほか町道芝宮線の改良用地を町へ売却をしております。分譲地関係では久根平工業団地拡張分を内堀醸造株式会社へ、東小段墓地20区画を町へ売却をいたしました。また公社財務支援といたしまして町から30,000,000円の補助を受け、公社経営の改善を図っております。主な収益は伊南バイパス用地取得事業、町道芝宮線改良用地取得事業などにより574,000,000円、分譲地売却事業で77,000,000円など、事業収益657,000,000円に町の補助金などの事業外収益を加えた収益合計で688,000,000円に対しまして、用地取得等事業原価が648,000,000円に、一般会計管理費および事業外費用を加えた費用合計が653,000,000円となりまして、差し引きした当期利益は35,000,000円余りの黒字決算となりました。これにより前期からの繰越欠損金を考慮した欠損金合計は38,000,000円となりまして、欠損金の減少を図ることができました。まだまだ厳しい財務体質は続きますが、今後も土地開発公

社本来の目的達成のため努力をしております。詳しい内容はお手元の決算報告書とおりでございますのでご覧をいただきたいと思えます。

続いて平成21年度第7期の財団法人飯島町振興公社事業報告について申し上げます。このことにつきましては去る5月27日の理事会において認定をされましたので、地方自治法第243条の規定に基づき報告を申し上げます。平成21年度の振興公社事業は指定管理業務4年目を迎え、本郷「道の駅」産地形成促進施設、千人塚公園、与田切公園、図書館の4指定管理業務及び山岳施設の管理、道の駅本郷の管理、観光協会事務局の3業務において契約に基づき業務を実施してまいりました。与田切公園管理では家族連れ、団体の利用者及びキャンプの利用者は増加し、「かまど」の利用客は外国人を中心に利用者、利用料とも減少となっております。皆様においしいとご利用いただいております「越百の水」が信州の名水・秘水15選に認定され、これを機に県外を含めたくさんの皆様にご利用いただき、飯島町の観光資源のスポットとなりました。千人塚公園では観光資源である桜にテングス病がまん延をしているため、「桜守」「樹木医」と連携を図りながら選木を行いまして、町で行われました桜育成事業によりテングス病古損木処理ができたところがあります。図書館管理での利用状況は来館利用者、移動図書館車の利用とも増加をいたしております。貸出冊数につきましては図書数を増やし図書種別の充実を図りました。また事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ事業を実施をいたしました。マレットゴルフの年間登録者は201人と前年に比べ24人減少したため、登録利用者の利用が減少傾向にあります。主な収益は指定管理料収入、施設の利用料収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入において、合計で36,773,328円に対しまして、事業費では一般管理費を加えた合計で36,820,225円となりまして、当期収支の額は赤字の46,897円となりました。今後も事業の効率化とサービスの向上を図るために努力をしております。内容につきましてはお手元の決算書をご覧くださいと思えます。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成21年度第19期決算についてご報告を申し上げます。このことにつきましては去る5月17日開催の同社株主総会において承認をされましたので、自治法第243条の規定によりその経営状況についてご報告を申し上げます。まず第19期の主な事業といたしましては国が平成23年7月にテレビのアナログ放送を停止しデジタル化を予定しておりますので、ケーブルテレビ用デジタルチューナーの無料配布及び取り付けを行いました。平成21年度までに約4,000台の取り付けを終了し、残りにつきましては平成22年度中に設置希望者に取り付けることができる見通しとなりました。またインターネット事業につきましては、特に飯島町においてNTTの光サービスBフレッツが開始されることに伴いまして脱退者が増加をいたしました。他市町村においてCATV及びインターネットの加入者があり、全体としては計画を上回ったところがございます。CATVは家庭の事情にもよりますが一般的な家庭ではインターネットを含めたトータルコストではエコーシティ駒ヶ岳の方が安くなりますし、行政チャンネル等を通じての行政サービスや情報の提供、さらに地域コミュニケーションの醸成にも役立っておりますので、是非引き続き継続契約をお願いする次第でございます。また経営的には総じてCATVおよびインターネットの新規加入者も計画を上回ったことや、経営の合理化を進めてきた結果、おおむね良好な経営となり黒字決算となったところがございます。決

算の内容につきましては配布の資料のとおりであります。貸借対照表では資産の合計が767,870,000円です。損益計算書では売上額が631,320,000円、売上原価並びに販売費および一般管理費が592,840,000円、その他収益・費用を差し引いた第19期の純利益は25,650,000円となったところでございます。詳しくはお手元の資料のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上4件につきましてご報告をさせていただきました。よろしく申し上げます。

議長 　ただ今報告のありました各会計決算につきましては最終日の全員協議会において質疑を行います。

次に議長から申し上げます。

最初に平成22年3月定例会において議決された「地方自治体の住民意思の尊重を日本政府に求める意見書」、「ヒロシマ・ナガサキ議定書のNPT再検討会議での採決に向けた取り組みを求める意見書」につきましては、平成22年3月18日に衆参両院並びに関係行政機関へ送付しましたのでご報告をいたします。

次に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。3月から5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 　日程第4 第1号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 　第1号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、および地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成22年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されましたので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。主な改正点は、1つとして年少扶養控除廃止に伴いまして個人の町民税算定にかかわる年少扶養親族情報を収集するため、扶養親族申告書の提出を義務づけるもの、2つとして65歳未満の年金所得にかかる所得割額を給与特別徴収に変更すること、3つとしてたばこ税の税率を40%引き上げること、4つとして非課税口座内の小額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設が主な改正点でございます。細部につきましては担当課長に説明させますのでよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

住民福祉課長

(補足説明)
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第1号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 　ご異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 　日程第5 第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題とします

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 　第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。主な改正は地方税法等の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額をそれぞれ500,000円、及び130,000円に引き上げ、倒産や解雇等の理由により離職を余儀なくされた国保の被保険者について、課税算定及び減額措置の基礎となる給与所得金額を100分の30として算定及び判定する特別措置を講ずるものでございます。また地方税法等の一部改正によりまして国民健康保険税の減額措置切について応益割合に関わる基準を緩和する措置が講ぜられたことに伴いまして、6割、4割軽減を廃止して新たに7割、5割、2割軽減を創設するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長 　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 　異議なしと認めます。よって第2号議案は承認することに決定しました。

議長 　日程第6 第3号議案平成21年度飯島町一般会計補正予算(第9号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 　それでは第3号議案平成21年度一般会計の補正予算(第9号)の専決処分を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算の編成をし、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき今回の議会において報告を申し上げ承認を求めるものでございます。先ず初めに平成21年

度事業につきましては厳しい財政環境の下ではありましたが、概ね計画どおりの行財政運営が出来ました。これも町議会の皆様はじめ町民の皆様の深いご理解とご協力の賜物と心より感謝を申し上げる次第でございます。さて今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 42,933,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 5,282,746,000 円とするものでございます。主な内容であります。現在進めております地域介護福祉空間整備事業の内、国の制度上、繰越明許により措置できない事業につきまして歳入歳出予算を減額をいたしました。ここで減額いたしました事業につきましては平成 22 年度の第 1 号補正予算に計上して、事業に実質的な支障の出ないようにしてまいりたいというふうに思っております。また特別地方交付税が約 60,000,000 円の予算増となったことや、各種事業の事業費の確定による歳入歳出予算の調整を行った結果、財政調整基金に 50,000,000 円、減債基金に 30,000,000 円を積み立てることといたしました。これにより財政調整基金の平成 21 年度末残高は 610,000,000 円まで回復をいたしました。標準財政規模の 30% である 1,000,000,000 円目標にはまだほど遠い状況となっております。諸支出金につきましては土地開発公社への経営健全化対策として 30,000,000 円を補助することといたしました。その他平成 21 年度の決算処理にあたって必要な補正を行ったところでございます。細部につきましては担当課長からそれぞれ説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

総務課長

(補足説明)

住民福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番

浜田議員

40 ページの林業費 3821 の 21 世紀与田切ふるさと森と川事業ということで、委託料 796,000 円減額ということなんです。これは事業全体が期末までに消化できなかったということかどう理由だったのかご説明いただきたいと思っております。

産業振興課長

この関係につきましては、ふるさと雇用の事業を使ってやっております。で、平成 21 年度から 21、22 という形でやる計画になっておりますが、21 年度委託の中での人員が 2 人、2 名になっております。ふるさと雇用の中で、その 2 名の要するに出役、出役の状況に伴います減額になりますので、事業が 21 年度分について出来なかったということじゃなくて、要するに出役が少なくても事業ができたということですので、その分だけは減額になったということでございますので、よろしく願いいきたいと思っております。

議長

他にありませんか。

10 番

宮下議員

36 ページのですね 2303 の在宅老人福祉事業の中の 20 の扶助費で住宅用火災報知機設置事業一応 400,000 円ということになっておりますけれども、これ確かあのこちらでも一般質問の中でどうだということで、補助をしていただくことになって、まあやっていただいたわけですが、この最終的にまあ 400,000 円の減ということではあります。この設置補助の最終的な内容についていま分かればお教えいただきたいと思っております。

住民福祉課長

ども。
住民福祉の関係でございますが、予算執行上の決算の見込みで、とりあえず現計の予算に合わせるための補正を組んでございます。今週中までに各所管ごとにそれぞれのこの予算執行に基づく実績を今積み上げておる最中でございますが、これについてはいずれにしても希望がなかったと、対象者がいなかったということでこちらは捉えております。予算計上をしたが対象者が少なかったということで捉えておりますので、具体的な数字については 9 月の決算審査の折に詳細ご報告申し上げます。

議長

他にございませんか。

1 番

久保島議員

13 款、諸支出金の件なんです。開発公社としましてですね 30,000,000 円の補助金が出ております。開発公社のですね当期の純利益は 35,000,000 円ほど出ているわけですね。しかも予算補正の前の段階では予算を盛っていなかったということなんです。この辺のところはどういうふうな経緯なんでしょうか。予算を盛ってないのに 30,000,000 補正出しました、補助出しました、しかもそれは専決でお願いしますよっていうのはちょっと私としては説明不足かというふうに思いますのでいかがでしょうか。

産業振興課長

土地開発公社の 30,000,000 円の運営費っていう中での補助になると思っております。あの当初予算には今おっしゃられましたように盛ってございません。公社の方の運営状況を見ながら毎年こういうような形でお願いしておるわけですが、それと町の要するに繰越、見込み状況等をお願いいたしまして毎年こういうような形でお願いしておるところでございます。よろしく申し上げます。

議長

他にございませんか。

ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第 3 号議案平成 21 年度飯島町一般会計補正予算（第 9 号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第 3 号議案は承認することに決定しました。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を 1 時 5 分といたします。休憩。

午前 10 時 48 分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。

議長

日程第 7 第 4 号議案平成 21 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）専

決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第4号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,380,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 950,809,000 円とするものでございます。内容につきましては保険給付費の確定に伴い、国県支出金、療養給付の交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金等の額が確定したことによるものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議 長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第4号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）専決を採決いたします。お諮りします。本案は提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第4号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第8 第5号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第5号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて提案説明を申し上げます。予算の規模につきましては予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,455,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 102,702,000 円とするものでございます。主な内容につきましては保険料、一般会計からの繰入金、後期高齢者医療広域連合納付金などの確定に伴う額の補正でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第5号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第5号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第9 第6号議案平成21年度飯島町老人保険医療特別会計補正予算（第2号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第6号議案平成21年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,660,000 円を減額し、予算総額をそれぞれ 12,474,000 円とするものでございます。主な内容につきましては医療諸費等の確定に伴う補正でございます。なお、老人保健医療制度は平成20年3月をもって後期高齢者医療制度に移行をし、過後調整などの清算のために運営してまいりました本特別会計は平成22年度をもって閉じます。23年度以降の医療費等の清算は一般会計で対応する予定でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第6号議案平成21年度飯島町老人保険医療特別会計補正予算（第2号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第6号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第10 第7号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第7号議案平成21年度介護保険特別会計の補正予算（第5号）専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,109,000 円減額をし、予算の総額をそれぞれ 836,258,000 円とするものでございます。今回の補正は保険料、保険給付費の決算見込み、及び第三者納付金の収納等が主な内容でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第7号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第11 第8号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第8号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）にかかる専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ71,983,000円を減額し、歳入歳出それぞれ554,275,000円とするものでございます。主な歳入につきましては事業の確定によりまして国庫支出金、町債、分担金及び負担金と諸収入を減額するとともに、使用料及び手数料を増額補正するものでございます。歳出につきましては事業関係で事業の確定により事業費を減額し、また管理費を年間実績より減額をした他、決算処理に必要な補正をさせていただきます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

議 長 (なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 これから討論を行います。討論はありますか。(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 これより第8号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第12 第9号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第9号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）にかかる専決処分の承認を求めることについて提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ92,000円を追加し、歳入歳出それぞれ248,989,000円とするものでございます。主な内容といたしまして、歳入につきましては分担金及び負担金を減額し、使用料及び手数料を増額をいたしました。歳出につきましては農業集落排水事業費と管理費および公債費を年間実績によりまして減額をし、これに伴う予備費で調整をすることといたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 これより第9号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）専決を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第13 第10号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第10号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成21年7月1日法律第65号育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び平成21年11月30日法律第93号地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、人事院規則が改正されたことに伴い職員が男女を問わず一人ひとり職業人としてその能力を十分に発揮し、生き生きと意欲的に取り組むとともに、家庭や地域における生活を重視し、子育てや介護・家事などの家庭責任をきちんと果たしていくことは職員福祉の増進並びに公務能率を向上させることにつながるとして、職員の仕事と育児・介護の両立支援のための制度を充実する改正でございます。具体的に申し上げますと、配偶者が育児休業等をしている職員や、妻がいわゆる専業主婦である職員も育児休業等を取得できるように改正がされました。2点目として男性職員は子の出生の日から産後期間中に最初の育児休業を取得した場合、再び育児休業を取得できるように改正がされております。3つ目として育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除・配慮等について改正がされました。細部につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第10号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第11号議案飯島町地域優良賃貸住宅管理条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第11号議案飯島町地域優良賃貸住宅管理条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。この条例は平成19年に建設をしました特定公共賃貸住宅グリーンリーフ飯島に続く第二弾として現在、上の原地籍の旧飯島保育園跡地に建設を進めております飯島町地域優良賃貸住宅の設置及び管理について必要な事項を定める条例の制定をするものでございます。この住宅は町の人口増と若者定住を目指すものでございますので、Uターン、Iターン、Jターンなどによる町外からの転入と、若者の町外への転出防止に向けてその効果が表れるよう管理運営に努めてまいりたいと考えております。詳しくは担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

建設水道課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 坂本議員 ひとつお尋ねしますが、一般の住宅の場合は住んでいる者同士の間で例えば火災が発生したとか、水漏れがしたとか、そういう場合は一般の住宅は必ずそういう火災保険に入っているとか、そういうところに自分が何か発生して他の部屋に何かあつたまで影響するようなことをした場合は、その保険で支払うという制度があるんですが、この町営とかこういう住宅はそういう部分はどうなっていたんですか。

建設水道課長 あの町営住宅、特公賃、それから今度の地優賃もそうですが、すべて町の災害共済って危機いうかそういう災害共済も含むそういった総合的な保険にすべて加入をして、火災保険等もすべて加入して町が1本で管理をするということでございます。

議長 よろしいです。

3番 坂本議員 その場合なんです、その建物はいいんですけども、何か被害があった場合、まあ死亡じゃないですけども、それは発生した元が責務を負うということですね。

建設水道課長 あの、重大な過失等があつて、そういうある例えば人が原因でお隣の人に大きな被害を与えたとか、そういう部分についてはそれは民法上とかそういう部分での責任が出てまいりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

議長 他にございませんか。

5番 堀内議員 資料の訂正がなかったんでお伺いしますが、12ページとか14ページの第4号議案の資料と書いてありますが、第4号議案はどの議案ですかお伺いします。

建設水道課長 大変申し訳ありません。第4号議案というのは当初の原案の段階での使用がそのまま訂正されていなかったということで、第11号議案の間違いでありますのでお詫びして申し上げます。訂正をお願いします。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 それではあの質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております第11号議案飯島町地域優良賃貸住宅管理条例につきましては総務産業委員会へ審査を付託したいと思いますと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第11号議案は総務産業委員会へ審査を付託することに決定いたしました。

議長 日程第15 第12号議案飯島町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第12号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。下水道の排水設備工事を行う場合は県の下水道公社が行う責任技術者試験に合格し、それぞれ該当する市町村に登録した者を専属する業者、いわゆる指定工事店と言っておりますが、これを登録しないと工事ができないということになっております。今回の改正は責任技術者の各市町村への登録事務が平成22年12月1日から県下統一しまして、財団法人長野県下水道公社へ移管されることとなりました。この1月1日から登録替えに向けた作業に入るため、今回関係条例の改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第12号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16 第13号議案平成22年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第13号議案平成22年度飯島町一般会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ80,666,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,438,666,000円とするものでございます。主な内容であります平成21年度の第9号補正で減額をいたしました地域介護福祉空間整備事業の事業費、及び今年度新規事業として実施をする事業費を加えた額を必要な額を予算計上いたしました。また防犯灯のLED化の事業について平成21年度から今年へ予算を繰り越し、町内の半数の防犯灯をLED化するよう勸めておりますが、防犯対策、省エネ対策、維持管理費の経費削減、及び経済対策の面から判断をいたしまして、町内すべての防犯灯をLED化に取り替えることの費用として今回さらに15,000,000円を予算を追加をさせていただきました。全体をこの際更新をしたいという考え方でございます。その他新年度間もない時期でございますので当面の事業執行に必要な補正を計上をさせていただいてございます。それぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)
 住民福祉課長 (補足説明)
 産業振興課長 (補足説明)
 建設水道課長 (補足説明)
 教育次長 (補足説明)
 議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 5 番
 堀内議員 13ページお願いしますが、中田切川の上流の廃棄物の処理場の水質問題については早速取り組んでいただきまして、大変地域としても感謝をしておるところでございます。ここに予算計上していただいてある金額につきましては、何回分の水質検査、たしか全項目、水道の上水道の全項目水質検査で対応するというふうにお聞きしていますが、何回分を計上いただいておりますのか。また実施の状況、実施時期等について田切区との連携でお願いするということになってますが、どんな状況になっているかお伺いしたいと思います。
 住民福祉課長 この手数料につきましては1箇所1回分の水質検査を見込んでございますが、町長からの指示は田切地元の皆さんのご期待に添えるようにということで、必要に応じてまた対応してまいります。場所、取水採集位置、これについてはすべて地元と協議をしながら進めてまいります。
 (再度)
 住民福祉課長 繰り返しますが時期についてはすべて地元と協議をして地元の意向に沿って実施をしてまいります。
 議 長 その他にありませんか。
 4 番
 浜田議員 防犯灯の設置について以前、私は慎重に対応すべきではないかというご意見を申し上げたことがあります。今回15,000,000円追加されているということで、その理由をお尋ねしたいと思います。といいますのは前にも申し上げましたように、まだこれは工業規格もできていないような製品であり、それから技術的にもまだ未熟です。単なる蛍光灯の置き換えにすると加熱や落下の危険もあるということが世間でうわさされています。それからLED照明自身はもう世間のトレンドで、いずれ遅かれ早かれそういうものという意味ではですね、飯島町がことさら早くやったからといって新規性のあるような事業ではないと私は思っております。さらに価格的にはですね、そう遠くない時期に現在の5分の1くらいに低下するだろうとまあそんなふうにもうわさされています。そういったことが見通せる時期に決して楽でない町の財政を使ってですね、この時期にこれだけの予算化をする積極的な意味がどこにあるのかということについてご説明いただきたいと思っております。
 総務課長 LEDについては確かにそのようなことがありますけれども、町としてはあの環境の対策の問題、CO2の問題、それから省エネの問題、それから各地区では電気料金を負担しているものですからそういった関係その軽減を図ること、それから今蛍光灯の取り換え作業にかなりの労力を要しているというようなそういう維持管理の問題、それから今年の15,000,000円についてはもう経済対策というようなことがありますし、またこれから安全・安心なまちづくりを推進していくという意味でまあ総合的に判断して今回やるということでございます。まあ他の自治体においても飯田市あるいは駒ヶ根市も防犯灯は今年LED

ED化で、補助金はLEDを条件としてまあ交付していくとか、各自治体でもそういった取り組みが始まっておりますし、当町といたしましてももう何年か前に日陰坂から柏木へ抜ける通学道路、あるいは日陰坂から本郷第一への通学道路についてはすでにLED化をしているところがございますので、まあ何時が一番適切化というのははきりがないことでございますが、まあ町としてはいろんな状況を判断して今回全部の防犯灯を設置するというところで予算計上をお願いするところがございます。

議 長
 4 番
 浜田議員

他にございませんか。
 10ページ、賦課徴収費ですね2項2目の、新しい事業だというご説明だったと思います。で、お話を伺いますと臨時職員が徴税に回るとまあこういう内容のように聞こえるわけですが、当然メリット・デメリットまあ懸念事項がいろいろあると思いますけれども、その辺はどのように検討されたのか、それぞれの点についてですね、ぜひ詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

住民福祉課長

ちょっとまだあの決算前で正確なことは申し上げられませんが、議員ご承知の通り、あのつい1、2年前までいよいよ滞納が100,000,000円の大台に乗るかどうかって言っていたんですが、今般の決算はどうも国保税、町税合わせますと145,000,000とかそういったような滞納にいいよなっております。その背景にはもう国外へ出てしまった外国人のいわゆる不能欠損をした数千万円は除いてであります。で、これの原因がですねあのずくていわゆる悪質で払わないという皆さんも当然いらっしゃるんですが、例えば差し押さえをしなければならぬような方もいらっしゃるんですが、多くがですね社会的な経済情勢の中で払う意思はあるんだけど今払えないという皆さんが背景にいらっしゃるんです。この時にですねどんな強いいわゆる収納対策を作っても、なかなか無い方のところへ行って何度通ってもこれはいわゆる効果が上がらない、それが今日のいまの状況だかと思っております。そうしたときにどうすればいいのかなということを考えたときに、先ほどあの浜田議員の質問は徴収専門員という表現をされていましたが、私のご説明は収納専門員というふうに申し上げました。どこが違うかと申し上げたら、取り立てに回るのはこれは町の職員でなければこれはまずいと思っております。いろんな背景を持って。町のいわゆるその担当部署の職員でなければまずいかと思っておりますが、この社会的な背景の中でですね、まあ意志があつて払えない方にことを含めながら話をして、状況が良くなったらちょうどいいねというためにはどうしても長い会話がそこに必要になります。でこれは何でもない人になんでもくれていることではなくて、どんな状況でいつごろ払えるようになるかねえという、こういうねんごろな対応がうんといま求められておるわけでありまして。これを100人に向けて今職員削減を進めている正規職員をもって当てこもうとすると、これはもう限界が見えるんで、議員ご案内のまず臨時職員というものに対する考え方なんです。この方は臨時ではあつても通常の一般事務ではなくて、いわゆる町内外で調査を行っていたくという報酬、その区分の報酬にします。まず。それから雇用契約をきちんと締結をいたします。このことで地方公務員法の適用も受けていただきます。当然、収納とはいえお金をいただきに上りますのでそれ相応の職務も兼ねていただきます。こういったあの身分的なことはきちんとした上で、その方に何を願うのかということなんです。まずその状況をしっかり添っていただくという関係を、長い時間人間関係を作っていただく

ということが主になります。で、今日 5,000 円あるんで町へ持っていきたいんだけどちょっと気が引けるなあという方にはそこからいただいてまいります。っていうような総合的な滞納対策、監査の意見書の中にもございました。無い時にはその方の収納員が生活の相談まで乗るようないわゆる総合的なケアをする中で人間関係を構築して、払える環境になったら優先して町へ頂戴ねということを進めてまいるのがこの事業の狙いでございます。で、緊急雇用をもってまず人材を育成したいと思っております。その後はここでは時給、そういう調査員の日額に8時間という考え方なんです、この緊急雇用を終わった後は実質出ていく、例えば夜間の4時間とかそういう一定のその後には成果のある方法をこの1年かけて構築してまいりたいというふうに考えておりますので、是非まあご理解をいただいております。

議長
8番
北沢議員

他にありませんか。

一般コミュニティーの助成の本一のふれあい広場の整備の件に関連してお伺いいたします。この手の事業は今までの町内の身近なところに公園をとという子育ての皆さんの要望があって、こういった事業を取り入れていただくことは非常に良いことだと思います。そこで2点程お伺いしたいわけでございますけれども、1つは今まで町内には児童公園という物の取り扱いを廃止してきた経過があるわけでございますけれども、まあそれは私の考えるところによりますと、いわゆる遊具の安全性の問題、そういったものが管理しきれないとまあそんなようなことがあったかというように記憶をいたしております。まあこの今回のこの事業で行いますふれあい広場、そういったものの後の安全性の管理っていうようなものはやはり補助金を受けた団体が責任を負っていく、もしくは児童公園としての位置付けをしていくまあそういった考え方がおありなのか、それともう一つは、まあこういった事業、今後こういった有利な助成事業が得られるならばまあ他の地区にも普及していくようなそういった地元への情報提供と、こういったようなものも考えていかれるのかその2点についてお伺いいたします。

総務課長

今回は一般公募で採択になった事業でありまして、遊具を設置し、また飛び出し禁止のフェンスを設置するという事業でありまして、事業主体は本郷第一耕地ですので、いろんな事故責任は本郷第一耕地にあるということですので、事業主体が責任をもって維持管理をするということになるかと思っております。であの、インターネットやなんかでずっと調べてきますと、自治会とか町内会がまあそういった遊具やなんかを管理しているところがたくさんありまして、そうした活動に対する保険制度等もあります。でそれをあの市とか町ですわ総合的に加入をして、そういう遊具を設置したりあるいは自治活動を支援するという団体も全国ではかなり出てきておりますので、そういったことも含めて全体的に安全管理の面とそれから事故を起こさないようにするための対策、あるいは起きたときの対策というものを今後検討していかなければいけないと思っておりますが、当時、児童公園等はまああの現在も安全基準を満たしていないようなところで遊具が設置されているというようなところも若干承知はしておりますが、今後どういうふうにしていくかはまたあの他の課とも連携をとっていきますけれども、あの情報提供としては現在あのこの宝くじのコミュニティーっていうのは、一般公募っていうのはある年とない年があります。今年の場合はあのまず市町村長があので応募する部分がありまして、それでまあ満杯になると無いんですけ

れども、その他に一般公募っていうのがありまして、市町村長が応募するものは今回田切のあの保存会の皆さんがもう採択になっておりまして、で一般公募のあるときには情報提供していきます。今町のやり方としては地元の任意団体がこういうことをしたいんだけど補助金がないかねっていうのが総務課のまちづくり推進室とか他の課にもたくさんきておりまして、こういうその制度とか情報が入ったときに各課へメールを配信しまして、地元へ照会があったようなところを紹介しながら、これは県の元気づくりへ持っていくとか、町の地域づくり支援金でいくのか、宝くじへ持っていくのか、いろんな相談をしながらこう仕分けをしているところでもありますので、また今後こういうことが多くなってくるようでありましたら、そういった事故のこともありますので、またちょっと一緒に相談をさせていただきたいと思っております。ただやっぱり管理の面は大変あの心配なことでもありますので、その辺と保険のことをちょっと重点的に検討していきたいというふうに思っております。また情報提供には努めてまいります。

議長
7番
三浦議員

他にありませんか。

先程の収納対策についてなんですけれども、説明を受けましたけれども、まあ臨時職員で緊急雇用をし人材育成をしまあそういう形で収納対策をしていただくということなんですけれども、かなりあのまあ雇用に対して人材についてはあの誰でもいいというわけにはいかないというふうにも思いますし、まああの人材育成はどんなふうなところでどんなふうにしていくのかっていうことも、対住民との関係もありますので心配なんですけれども、どんなふうにお考えかお聞きしたいと思います。

住民福祉課長

細部についてはお認めをいただいた後、じっくりしていきたいと思っておりますが、ちょっとあの構想の中では最低1人は経験豊富な職員OBが入っていただくことがいいのかなというふうに思います。それでその方がまずここで、もう1人の方がまああのOBになるのか、また新たな雇用の創出になるのかちょっとわかりませんが、できたらその1年間添うことで、あの我々もそうです、異動して行くと何も無いところから収納に入っていくわけなんです、あの予備知識はやっぱりあります。で、専門的な税の収納ではなくて、繰り返して申し上げますが、総合的な滞納者に対する対応だというふうにご理解をいただいて、税をいただきに行ったときにもしかしたら介護のご相談も預かってくるかもしれないし、つらい話もお聞きしてくるかもしれない、それをまた行政の、我々でいけば医療だ、福祉の分野へお繋ぎを申し上げるっていうそのこの視点にちょっと今エネルギーを置いています。で、必ず払うかもらえるかもらえないかっていうのは人間関係がでできますと、多少お金ができる申し訳ないで払うっていう人がよくいます。私も収納に回ると。要はそういう地域の関係構築で少しでも成果を上げていきたいと、この大きく膨らんでいくはずの滞納をいくらでも現状の中へ押さえ込みたいということでもありますので、議員のご心配重々わかりますので、そのところは万全を配して、だれから見ても大丈夫だと思われる方と新たな雇用というような組み合わせの中で対応してまいりたいと思っております。

議長
5番
堀内議員

他にございませんか。

先ほどの再質問ですが、先ほどはショックで声がでなかったわけですが、確か私が3月に一般質問したときに町長は必要な場所についての水質検査はするという話を答弁いた

いておると思います。1箇所というのは、例えば猿ヶ城用水の取り入れだけということになりますと、現地を5月3日の日に実は田切区で見に行きました。現在木が全部伐採されて、一部地形もいじった部分があります。特にあの廃棄物の処分してあるところの駒ヶ根市側の方へ行く、どうも水が流れておったような跡の部分へ道路のような形にできておって、どうもその水が一番危ないんじゃないかなあと言うのがそんなような状況になっていますので、そこを採るには田切区としては雨が降った時でなければどうも水が出るのじゃないかなということ、たぶん雨期にということをお願いしておると思うんですけど、まあどうしてもそこは1箇所採ってみにやあならんとかだし、もう一つは農業用水ということになると猿ヶ城用水の入り口のところでは最低採ってほしい、まあ少なくとも今回2箇所は採ってほしいというまあ田切区の気持はそういう気持ちですが、それが町へ区長として繋がっているかどうかちょっとわかりませんが、私も数箇所というふうに町長の答弁は聞いていますので、是非そのような対応をお願いしたいので、この件については町長から答弁をいただきたいと思います。

住民福祉課長 町長答弁を求められました私が町長から厳命を受けておりますので、繰り返して申し上げますと、箇所、時期、これについてはすべて地元の意向を優先しろよというふうに町長から厳命を受けております。で、まだ具体的な予算も決まってございませんので何箇所、何時かということとは詰めさせていただきたいと思いますが、駒ヶ根も自分たちの駒ヶ根市側で1箇所は必要だ、必ず飯島も飯島で必要だ、これを株田にしましてですねご希望通り対応しろよということは厳命を受けてございますので、先ほど株田予算という意味で申し上げたつもりでございましたが、そんなことでご理解をいただきたいと思いますが、箇所が決まればあの予算の方はこの皆さんお聞きいただいておりますので、お認めいただく方向になりますが、ただ無制限に10箇所ということにはならないかと思っておりますので、きちっとここでどこで必要なかということ、町と地元と詰めさせていただいた上で必要な予算措置の方は講じろよというふうに町長から厳命されておりますので申し上げます。

議長 よろしいですか。
他にありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第13号議案平成22年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 大変時間を延長していただきご協力をありがとうございました。
以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 0時49分 散会

平成22年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成22年6月14日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 久保島 巖
北沢正文
平沢 晃
中村明美
三浦寿美子
坂本紀子

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖 2番 中村明美
3番 坂本紀子 4番 浜田 稔
5番 堀内克美 6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子 8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸 10番 宮下 寿
11番 平沢 晃 12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米田章一郎
議会事務局書記 千村弥紀

本会議再開

開 儀
議 長

平成22年6月14日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議長から申し上げます。本日及び明日の一般質問について、林代表監査委員にご出席を
いただいております。代表監査委員にはご多忙中の中、ご出席をいただきありがとうございます。
います。よろしくお願いいたします。

議 長

日程第1 これより一般質問を行います。通告順に質問を許します。
1番 久保島 巖 議員

1番
久保島議員

それでは質問を始めたいと思います。今定例会の初日に職員の勤務時間及び休暇等に関
する条例が大幅な改正がされ、職員の皆さんに全員が男女を問わず育児休暇の取得ができ
るようになりました。これはイクメン育成という面でも大きな弾みになるということで大
変評価をいたすところでございます。これが町内外の企業等に普及して人口増対策に寄与
されるというふうに期待をするところでございます。

それでは通告に従いまして質問を始めたいと思います。まず1番目、行政サー
ビス民間事業化提案制度というシステムについて提案をいたしたいと思います。その前段
として人件費の問題、それから職員100人体制の問題、それから集中改革プランなどの
件について質問をしながらだんだんに進めてまいりたいと思っております。さて人件費の
件なんです、何回も言っておりますように平成19年度23.9%をピークにですね
徐々に下がりつつあるのかなあというふうな期待をしているところでございます。まあこ
こ21年度22年度につきましては予算の段階の比較でございますので、ちょっと数字的
には不確かなところがあるかと思っておりますけれども、まあ総体的に下がり傾向にあるとい
うふうに思っております。で、当時19年度当時ですね、県平均では21.8%、町村平均
では21.4%ということで、19年度は非常に高かったということが言えると思います。
で、順位でいきましたもですね市町村レベル81市町村があったわけですが、そのうちの
61位というような状況でございました。21年度はですね22.7%とちょっと上がった
ということがございます。22年度についてはちょっと21.3%という形で20年度
並みに下がってくるというふうなことがあろうかと思っております。たぶんですね21、22年
度はあの県平均が出てないもんですからわからないんですが、出るわけないんですが、た
ぶん22年度は少し平均レベルに落ち着いたかなあというところが見えるかと思っております。た
だですね、経常収支比率は平成20年度は前回もお話しましたように90.0%というこ
とで非常に高いものになってきていると、それで18、19年度からですねどんどん
と上へ上がり始めちゃってるということでございます。で、それも問題なんです、90.
0%のうちの人件費ですねその割合は30.2%という形で、3割が経常収支の中の人件
費ということになります。これもちょっと問題があるではないかというふうに思われます。
そこで私の素人考えでいきますとたぶん歳入歳出の規模、上下動によってたぶん人件費
というのは比率っていうのは変わってくるんだらうと思われます。町長はですねこの人件

町 長

費の比率、また経常収支内の人件費の比率について現状をどういうふうに捉えてどう分析
されているのかまずその点からお伺いしたいと思います。

それでは今議会の一般質問の最初の質問者であります久保島議員のご質問にお答えをさ
せていただきたいと思います。まず最初にこの行政サービス民間事業委託事業の提案制度
に関連しまして、人件費の比率と現状、それからその要因をどう見ているかというご質問
でございます。ご承知のようにこの歳出総額に占めます人件費につきましては、町長等の
特別職の給与、議員の皆さんの報酬、職員給与、共済費等、あるいは嘱託職員の報酬、そ
れから全ての行政委員、数多くありますけれども、これらの委員の皆さんに対する報酬、
その他各種委員報酬、大変あの広範囲に及んでおるわけでございますけれども、そこであ
のこれらすべて人件費というふうになるわけでございますが、歳出総額に占めるこの人件
費の比率でございますが、今お話にもございましたように、この人件費比率というのはそ
の年々の事業を取り組むその予算規模によっても大きく作用してくるわけございまして、
一概にあのそのことをもって高い安いというまあ結果論になるわけでありまして、
いうことは言えない部分があります。ただあの総トータルとしての人件費をどういうふう
に見て、今後どうに対応していくかということは大変重要なポイントであるというふう
に思いますので、そのことに関してまあ関連してお答えをしてみたいと思いますが、今
もちょっとお話にございましたように、ここちょっと数年来のこれに占める内容につつま
してメモいただければありがたいと思いますが、16年度からちょっと見てまいりました。
平成16年度は人件費総額で1,098,000,000、今おっしゃるこの総歳出に占める人件費比
率では26.4%というふうになってございまして、以下17年度で1,053,000,000円こ
れ22.9%、18年度で1,012,000,000円で22.3%、19年度が人件費で
1,025,000,000、23.9%、お話のようにこの年は比率では一番ここ数年来では一番多
かった年であります、額ではあの今申し上げたように16年度の方が相対的には多かっ
たというふうになります。続いて20年度で959,000,000円、21.6%、21年度昨年
度でございますが、950,000,000円で20.2%、これはあの9月の正式に議決をいた
だく決算見込みになるわけでございます。22年度も今お話のあったような傾向で今進ん
でおりますけれども、そんなわけであの年々減少をしてきておると、またその努力をしてき
ておるということは事実でございます。低下してきておるといふふうに申し上げてよろ
しいかと思っております。そこであの平成16年度に策定をいたしました飯島町のふるさとづくり
計画、及び平成18年度3月に策定しました飯島町の集中改革プラン、これに基づきまし
て現在定員管理計画によって職員の削減の問題、それから給与あるいは諸手当、各種の
手当の見直しを進めてまいりましたし、さらに各種委員の委員会定数の削減等につい
てもご協力をいただいて進めてまいったところでございます。従ってこの結果として人件費
の現在のこの5年間でトータルしました金額では、5年前と比べて178,000,000円、率に
して総人件費の16%余り、この人件費の削減にまあ至って現在に至っているという
ふうにご理解をいただきたいと思います。まあそこであの主な要因というご質問でござ
いますので申し上げますけれども、特にあの職員定数につきましては約40年ぐらい前
でございますが、昭和45年ごろから飯島町ではあの県営圃場整備等を中心にした、まあこれ
はあの全国的な傾向もそうでございますけれども、この10年ぐらいの間にいろんなあの
行政需要が急激に増加をしてみたいと思います。従ってあの中途採用職員をはじめとして多くの

職員を採用してきた経過、時代がございました。その後、まあ昭和56年ころ国の第2次臨時行政調査会の方針を受けまして、行政需要の抑制と職員の定員抑制、更なるまあ抑制が指示によって図られてきたということになります。で、この結果、現在では飯島町では50歳以上の職員の割合が45%以上に達しております。まあ言ってみれば年齢構成が極端にその上位に偏っておるということでもございまして、これはあの飯島町は特にあの大きな人件費構成の特徴であるというふうに言ってもよろしいかと思いますが、まあこのことから職員の人件費も1人の職員が在職をいたします約40年間ぐらい、この長いスパンで見ますと飯島町では多くの人件費を必要とする今ピークの時期にきておるんだというふうに言えるかと思っております。で、今後のまあ人件費の見通しでございますけれども、策定予定のこれから策定いたします飯島町の行財政改革プラン、これはあの第5次長期計画、構想と並行して進めてまいりますけれども、この中で定員管理計画におきましては平成23年度から平成27年度までの5年間で30人以上の職員の退職によりまして、その見込みによりまして大幅なまあ人件費の削減が予想されております。5年後の平成27年度の人件費は約798,000,000円、ぐらいというふうに見込んでおるわけでもございまして、現在よりさらに約100,000,000円減少をして、人件費総額が800,000,000円未満になるという見込みを立ててございます。しかしこうしたあの一部の年齢構成・階層に職員が偏ってこう存在する構造を直さない限り、再びまた将来において人件費の上昇を招く時代が必ずくるんだろうというふうに考えておるところでもございまして、今後とも飯島町の行財政改革プランによる適正な定員管理とこの人材育成方針による行政諸課題に迅速にまあ的確に対応をして、効率的な行政能力や職務能力、遂行能力を兼ね備えた優秀な職員の人材育成に努めて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を職員の確保とともに進めていかなければならないというふうに考えておるところでもございますのでよろしくお願い致します。

久保島議員

今、町長からもお話ありましたように金額ベースでいきますとですね、確かに下がってきているという事は言えると思います。で、退職金とかですね人件費に含まれる準ずる費用というのがあるんですが、まあ物件費の賃金相当分ですね、それからあと負担金、繰出金等あるんですが、ちょっと私21年、22年についてはちょっと数字がつかめなかったんですが、そうするとですね、退職金とか物件費等をですね引いてくると、%で少し下がってくるんですが、1ポイントとは変わってこないということなんですね、そうすると今町長がおっしゃったように、人件費そのものについてもですね問題が含まれているということが言えるというふうに思うわけです。そこでこの計算はですね物件費を足してそれから退職金を引いたということでもございます。繰出金等負担金がですね150,000,000ほどあってですね、それが減ってはいないということになります。人件費そのものは金額的には減ってくるんだけど、その部分が減ってこないということになるとその辺もちょっと心配だなというところでもございます。で、21年度以降ですね今町長がお話があったように、人件費は27年度には800,000,000円を切ってくるということでもございましたが、一方でですねこの辺の負担金それから繰出金等についての見込みについてはいかがでしょうか。

町長

今あの今後まあ人事構成等の要因の中で総人件費が減っていくという見通しのことを申し上げましたけれども、今ご質問のこの職員の退職にかかる負担金、それからまたその後において退職した職員が得られる退職金そのもの、これはあの分けて考えていただいて、

退職にかかる現在の負担金の額というものは今トータルをして計算をしております人件費の中に含まれております。従ってそれを込みの計算で総人件費でいくら、その推移はどうかというふうにお考えいただきまして、それから退職金そのものはこれはあの町を経由するお金ではございません。直接本人の中に行く、渡るお金でございますので、計算上はそのことは全然考慮するべきではないということで、そのところをひとつよろしく願いいたします。

久保島議員

退職金の負担金のことではなくてですね、いわゆる公益事業とか行政組合とか、それから広域連合とかっていうふうには人件費相当分として出している金額でございます。それはいかがですか。

町長

あの各関連する機関、団体へ負担金として出しておる、それがあの当然各伊南行政にしろ広域連合にもそうでございますけれども、これはあの人件費に回る額がかなりあるわけでありまして、これはあの町のこの人件費の計上には入っていないとおっしゃっておりでございます。ただあのこれから伊南行政のいろんな問題、上伊那広域連合のゴミ処理の問題、建設費の問題いろいろ加わってまいりますので、それはあの確かに今後増額要素としてのしかかってくるということはお話のとおりでございます。

久保島議員

なぜそこを聞くかということですね、要するに町全体の人件費は減るけれども、町が負担すべき人件費に準ずるものも増えていったんでは何もならないというところでもございまして、町長も今おっしゃったように集中改革プランによってですね27年度100人体制というのを目指してきているわけなんです、今現在、今年度4月1日ですね117名というふうに認識しているところなんです、あと5年でですね17名という削減ということなんです、果たして可能なかどうかということでもございます。近年その定額給付金だ、それから緊急雇用、緊急経済対策、きめ細かな臨時交付金とか、まあ今年は子ども手当とかですね、要するに新規事業とか予算の組み替え作業とかっていつて非常に事務事業っていうのは増加しているというふうに見てもいいと思います。その中で、じゃ人間は減らします、事務量は増えました。給料はすいません押さえてくださいというんではですね、職員の皆さんのモチベーションもそれからスタンスも下がってきちゃって、要するに一番心配されるのは行政サービスの質の低下っていうことが起こるんじゃないかと懸念をしているところなんです。現状と理想の数字っていうのがあるわけなんです、それとすり合わせを行って、定数管理がですね実際じゃ100人っていうのは良いのか悪いのか、その辺のところについてまあ見直しをされるということで先程ちょっとお話をいただきましたので、もう一度ですね次期構想の中で職員体制それから定員管理について、もう一度お答えをいただきたいと思います。

町長

まさにそこがこのところから見通すうえで大変あの難しい問題であり、またあの行政の処理していく現実を捉えたときにいろいろあの難しい問題があるわけでもございます。で、今現在のこの職員の100人体制の実施、これはあの小泉内閣の時代の国の骨太の方針というのがございます。それからもう一つ三位一体の改革、それから集中改革プラン、これらがまあ一体として出された国の方針でございますが、平成の16年の9月1日に策定をいたしました飯島町のふるさとづくり計画、それから先ほど申し上げました平成18年の3月の集中改革プラン、これにおきましては27年度を計画目標に正規職員全体で100人体制というものを当時の考え方として設定をしたわけでもございます。で、この削減

計画は平成16年当時の職員数は135人という、25%を節減するという目標でございます。135人に対して25%節減をして100人体制で一応計画すると、これらまあ財政基盤を確立して持続可能なこの自立しうる自治体の構築を図るための1つの手法として実施してきたわけでございます。現在のところ22年度当初この4月発足時でございますけれども、これが114名体制で現在順次削減をいたしてきております。今のところまあ職員の数は計画以上に減少をするということの中で取り組んでおるわけでございますけれども、今もお話にございましたように、職員一人ひとりの負担が大きくなって限界にきておるといふのも事実であり、そのように私も判断をしておるわけでございますが、で当時そのふるさとづくり計画で100人体制を実施をするその手法としては、役場ではこの法定の事務事業のみに限って、ほとんどのまあいろんなあの外郭団体に対する一緒にまあ事務局を置いてお手伝いをするというようなことを極力その切り離していくという前提、それからいろいろまあ行政改革の中で事務事業の削減、見直しというものを進めてという前提の中で進めてきたわけでございますけれども、現在のところなかなかこのことがまあかなりの部分そうしたものが実現できましたけれども、一方で相当の部分がまた同じように廃止や縮減されずに残っておるといふ現実もあるわけございまして、まあこれはあのいろいろ住民の皆さんとの懇談をしたり、いろいろ状況判断をする中ではなかなか必ずしもそのことが全部理想に描いたような形で切り離すことはできない部分もあるわけございまして、やはり行政とともにこの連携をとってやっていくというところの大事な部分も多く見られます。まあ今度その辺のところをもう一辺ひと整理しまして、そしてただあの16年当時に策定をした100人体制というものがこのまま一人歩きだけでいくというふうにできる問題だけではございませんので、今そのことをまた第5次総合計画の中の行財政改革計画の中でひとつ位置付けをするように考えておる最中でございます。であの今のこの飯島町の結果として、だいたい全国の類似する普通会計の職員数の平均でまいりますと飯島町は2.48人ほど下回っておるといふ状態が続いてきておるわけでございます。そこでまああの次の構想、数値目標をどういうふうに持つかというご質問に関してでございますけれども、今もお話にございましたように現在のこのいろんな行政が携わる状況、それからいろんな住民との協働の事務事業を進めていくということの中から、どうしてもこれはあの住民サービスを落としてはいけないということを前提にして、よりまあ高い質のサービスを提供と、合わせて一方ではその行政改革を徹底的にできるだけ進めていくという両方の状況を見ながら、今まだあの確定的ではございませんけれども、そのことを考えて将来推計目標を立てるといふことになれば、いわゆる普通会計、一般会計の職員数で100人程度の体制でまあいくと、特別会計、事業会計等を切り離れた形でその辺のところを考えていく、それから企業会計、これはあの水道会計が中心それから下水道も中心になってまいりますけれども、その部分で約10名程度の体制でというようなことで今考えて、いろいろとあの分析をしながらそのことを方向付けをする作業中でございますので、まだ確定的なことは申し上げられませんが、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

久保島議員

確かにです行政改革プランが全部実行されていけば、かなりの部分で効果を上げたということは認識するところでございます。先程もお話がありましたように平成18年度の3月の飯島町集中改革プランっていうのはですね、平成16年9月の飯島町ふるさとづく

り計画を総務省の示した項目に従って編成し直した概要版ということになっておりますが、非常に分かりやすくです明快なものになっております。21年度が最終年度ということになっておりますが、これは今回の第5次総合計画の中に含まれるという形の中なのか、集中改革プランっていうのが立ち切れになってしまったのか、その辺のところはちょっと私のところは疑問などがあるんですが、是非私としてはこの集中改革プランというのを作ったほうがよかつたんじゃないかなというふうに思っております。またですね第5次総合計画の中に行財政改革推進本部というのが副町長を筆頭に教育長、課長で構成されている。素案が5月末までに出るということになっております。ここでまあこの集中改革プランが検証されて次の立案がされるのかなというふうに思っておりますが、この部分こそですね外部からの意見とか見方を取り入れて検討をする必要がある部分ではないかなというふうに思うんですね。メンバーが行政の幹部に限られているということに関して私は少々不満とですね不安を禁じ得ないというところでございます。そこでまあ前回の集中改革プラン、今町長おっしゃいましたように、なかなかうまくいかなかった部分もありますよということなんですが、第二部のですね改革の主要項目の第1章、行政の担うべき役割の重点化、というところでですね民間委託等の推進を進めていくというふうに計画されておったんですが、そのへんの進具合等についても一度確認をお願いします。

町長

ご質問のこの集中改革プランにつきましてはまあ国の指示に基づきまして、この限られた年度内の改革プランを具体的に模索して、そのことでもって集中してやっていくということでもまあ一定の成果は上がってきておるわけでございますが、そのことを今後の第5次総合計画の一つの計画として行財政改革計画ですね、これに考え方として入れていくことはまあ当然であるというふうになっております。そのための今作業を鋭意やっておるわけでございます。それでこの16年の9月に飯島町ふるさとづくり計画を策定いたしましたけれども、この計画が町が地方の分権時代に対応した持続可能な自立しうる自治体として行財政改革を伴うまちづくりを実践するための計画ということでございまして、これはあの集中改革プランにしても、それから今までの4次もそうでございますし、今目指しておる第5次も何らあのこの精神として基本として変わる内容のものではございません。全く同じ視点の中でいろいろ社会の状況は変わりますけれども、この基本的な精神だけ考え方ははずれない形の中で今作業を進めておるわけでございます。で、このふるさとづくり計画の検証を今ずっとやってきておるわけございまして、今お話を申し上げたようになかなか厳しくて対応出来きらない部分もこれはございます。それも事実でございますけれども、そのことをもってまあ次の行財政改革の計画である行財政改革プランへ繋げていくと、こういう組み立ての中で進めておりますのでご理解をいただきたいと思っております。でこのことにつきましてはあの最終日の全員協議会の中で、今までの集中改革プランや行財政改革がどうこう進められてそのことが検証されてきたということの結果をですね、一応現在のところの状況を全員協議会でお話を申し上げてご理解いただくように予定しておりますのでそのようにお願いしたいと思います。

それでもう一つあの確かに民間委託の推進それから指定管理者制度というような手法を用いて、民にできるもの、あるいはこの関係機関で委託してできるものは極力やってきたつもりでございますけれども、その主なところではこの千人塚の公園でありますとか与田切公園、それから道の駅花の里いいじま、本郷、あるいは図書館の辺りのこの町有の施設

の指定管理等も合わせて導入して、かなりの経費節減、それからサービスの向上も図られておるといふうにまあ認識をしておるわけでございます。今後ともそうしたことをまたあの含めて更にそのことを拡大できないかどうかということをやっております。それからあの特に指定管理者制度の導入でございますけれども、現在17の公の施設について導入をしておるわけでございます。それから特にあの高齢者の今建設を進めております地域支え合いの拠点施設、これもあのまあ条例設置をいたしまして、地域交流センター設置条例ということの中で集会施設10施設、それからその他の公の施設17施設のすべてにこの指定管理者制度を導入して、地元の責任でまあひとつ管理していただくということでまあ切り離した形で進めております。今後ともまああの当然経費の削減や、そのことによって住民サービスが低下するような方向は許されませんので、その辺は両にらみをして一層この民間にできるものについては委託も含めてですねそのような運営をしてまいりたいといふうに思っております。

久保島議員

18年度策定ですすね集中改革プランが民間委託ということをしてすね前面に押し出したものだったんですが、まあ新集中改革プランこれが行財政改革プランとなるんだと思いますが、地方分権、民主党政権ではすね地域主権とか言っていますけれども、それが進んできますと更に自治体の責任それから役割というのが大きくなってくるわけで、事務事業の量もすね質的にも増えてくるということが考えられます。このような時にすね、今のままの体制ではちょっと無理があるといふうに思っておるわけでございます。そこで今町長がお話がありましたように民間でできるものは民間に、民間で実施した方が質の高いサービスが受けられるんじゃないかと思われるものについては民間に移した方がよいということは今後どうしても考えていかなきゃならないと、でそれが進められてこなかった実態にはすね法律的にどうしてもやらなきゃならない事業、事務事業等がございますのでそれは除いたとしてもすね、それを一般に公開してすね、こういう事務事業をやっていますよと、で私だったらこうしよう私の企業だったらこういふうにできますがっていうような公募型の行政サービスの民間事業化提案制度っていうのをすね実施して、要するに待っていてもだめなんで、公募、募集をするという形になります。それを審査して適正であればそれを認可してそこに任せていくと、ただ今後その後ですすね当然それが適正に行われているかどうかとか、良かったか悪かったかということをチェックしながら進めていくことになると思いますが、実はこの制度はすすね東京都の杉並区で既に実施がされておまして、まあそこそこ成果を上げつつあるといふうところでございます。で合わせて町長が今おっしゃっていたような施設、図書館ですとか文化館ですとか体育館ですとか、まあグランドもそうでしょう。そのような施設についても当然その民間委託、民営化をしていくということが必要じゃないかと、で賛否両論あると思いますが、都会では進んでいます保育園も民営化ということもすすね検討材料に乗せる必要も出てくるでしょうと。まあ当然すすね振興公社これも完全に民営化すると、いわゆる役場職員がすすね出向しているような形じゃなくてすすね民営化していくと、こうした聖域を設けない取り組みが要するに必要があると、そうこうしないと職員の100人体制っていうのはとても実質的にはできないと、プランだけ作ってみてもだめなんで、その行政サービスの民営化事業の検討委員会っていうのを作ってもらって、そこでどういふうに進めていったらいいかとかっていうことを検討していったらいいかなと思います。まあその中には専門家、もち

町 長

ろん民営化の方も入れて検討していくことになると思います。民間委託を更に進めていくということが今後100人体制をとっていくには必要ではないかといふうに思っているわけなんです、行政サービス民間事業化提案制度っていうのを提案いたしますが町長いかがでございますか。

今このご提案のございました行政サービス民間事業化提案制度、これにつきましてはあのご提案にございましたように、この従来のような行政が枠組みを決めたうえでこの民間に委ねるといふ方式ではなくて、その前段階で民間に任せるべき業務であるかどうかを判断をして、それを実行に移すといふことでございまして、まあ行政の役割を根本から見直して行政改革を進めていくという手法の1つだろうといふうに認識をしておるところでございます。今お話のありましたように杉並区もそういふうに聞いておりますが、比較的人口の大きい都道府県のいくつか、あるいは市町村のいくつか、まあ市ですね、取り組んでおるといふうにお聞きをしておるわけでございます。ただあのその前提からすべてこの公募を含めた方々にその評価と実践と検討していただくといふことは、徹底的な情報公開と行財政の町の状況、置かれておるこの現実の姿といふものを100%まあ理解していただいて、そこからまあ初めていただかないと、1つの個人的な主観が入りやすいということも事実だと思いますので、飯島町がこのことをすぐ取り組んでいくといふにはなかなかちょっと時間がかかる問題だといふうに思っております。それ以前に行政の姿といふものをつぶさに徹底的に公開して、それに対してまあいろんなご提案をいただく評価をいただくといふことで、これまでもまああの毎年毎年のこの評価については特にあの今度の第5次の総合計画を策定する上での前提条件として、今までの政策評価をどうするのかどうかであったかということもスタートにして、それから住民のアンケートも実施をいたしましていろんな評価の考え方が数字でもって示されてもおります。それから常にあの町長との懇談や手紙やその他町民の声といふものを吸い上げながら、そして議会の皆さんもちろんでありますし、基本構想審議会あるいは公募の委員を含めていろんな提案をいただいております。そのことをもってまた毎年毎年の行政に生かしながらやっておるのも事実でございますので、ご提案の趣旨は一部の町村でもそういふことを取り組んでおるといふうに理解をしておりますけれども、今の町の現状の中でもう少し前提として条件を整える段階ではないかといふことでございまして、今すぐこのことをもって別な組織を立ち上げてやっていくという考え方はございません。

久保島議員

100人態勢をすすねどういふうに実現をしていくかっていうことを具体的に進めていかないととても無理といふことでございまして、是非前向きなご検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。人材育成基本方針パートⅡっていうのがすすね策定が進められておると聞いております。基本方針には意識改革、それから職場改革などが重点として挙げられておまして、意識改革を実践するにはすすねやはりやり易い形っていうのを整えていく必要があるんじゃないかと私は感じております。職員の当番制による総合案内所っていうのを提案いたします。住民の方が役場に来てでもすすねどこへ行ってやってもらうのか良く分からないということがございます。一般の方にはすすねまだまだ役場は敷居の高いところでございます。で、そこで県庁のコンシェルジュのような役割を果たしていただきたいといふうに思うんです。ところがすすねその専任の職員を置くといふようなことはとて

も無理ですので、職員の方々が1日または半日ずつ当番で努めていただくと、でこの良いところですね役場の業務すべてについて案内をするわけですから、その方が精通しておる必要があるということでスキルアップにつながります。それから最初に接遇する職員なわけですから笑顔とあいさつが必要なわけですので、その辺の接遇マニュアルの実践が身近にできるというようなこともございます。でまあ大企業ですね受け付けのイメージを想像してもらっては困るんですが、いわゆる若い女性陣たちに押しつけてはいけません。まず町長が自ら当番をしていただくということが必要かと思えます。まあある程度ですねキャリアを積んだ方がやる必要があるだろうというふうに思います。新人の方にはちょっと無理かと思えますのでその辺のところは少し削減して考えていく必要があるかと思えます。で1人ではですねトイレも行けませんし休憩も取れませんので、そこで長年経験のあるですね退職されたOBの方を、まあいわゆる囑託ではなくて業務委託みたいな形をお願いしてですね一緒に努めてもらおうと、そうするとまたその若い方たちの接点もできてその方からの吸収するところもあるだろうと、見本となり手本となってですね資質の向上も更につながっていくと、もしですね最悪人員がどうしても不足するよということであれば私個人ですねローテーションの中に入れていただいても結構です。ボランティアでやらせていただきますので。まあ玄関ですね明るく笑顔で町民の方を迎えるというようなそういう案内所というのを提案いたしますがいかがでしょうか。

町 長

それでは2つ目のご質問で職員の意識改革、この形をまあ変える考え方の中で、役場の窓口総合案内所の設置、職員交代でどうかというご質問をいただきました。まあこれにつきましてもたびたび質問をいただいております。まあその都度あの私も職員に対して適切な施設が窓口対応の徹底と、特にまあ福祉的な窓口の職員についてはワンストップサービスの対応を鋭意するよということに鋭意努力をしてきております。この4月1日からは議員もご承知の通り、この組織機構の一部を改正をいたしまして、従来の住民福祉課住民環境係を2つに分けて、まあ2つというか係の数が多いわけですが、特にあの住民係と生活環境係これを分割して独立をさせてそれぞれの機能強化と課題に対応するような窓口体制を図ったところでございます。特にまああの住民係につきましては行政全般の総合窓口的な機能を強化することを目的として機構改革をしたわけでございます。このことによりまして窓口における積極的な声かけなどを一定の成果を得て評価をいただいております。久保島議員もどのように捉えていただくかまたお聞かせいただければというふうに思いますが、そこであのご質問の専任体制として1つの窓口を専門に設けるという総合案内所的な設置についてでございます。確かにあの理想ではあるとは思いますが。ただあのお話にもございますように現在のこの飯島町のこの行政規模、それから職員数も削減の方向でまあ努力をしておるといふ限られた職員体制の中での考え方、それからあのいろんなあの法律や行政需要の対応の中で、職員は特にあの専門的な分野というこの密度の濃さというものが年々求められてきておまして、なかなかこの片手間、ついで的なひとつの職務体制のことを兼ねてやっていくというわけには、当然まあそのことも大事でございますけれども、なかなかあの専門的な要素が増えてきている面も事実でございます。従ってあのそれらの職員が交代してなかなかその窓口的な専門の部分に着くということは今の段階では困難というふうに思っております。まあそこであの議員のご提案では精通したOBの元職員の皆さん等とも

久保島議員

この求めながらどうかということでございますけれども、まあその辺のところもまた今後の検討課題というふうに思っておりますが、あの特に私は常々職員には全職員が一人ひとりがその立場で自分の総合窓口的な行政の案内役であってほしいと、そしてそのことを住民と接することによってこの開かれた行政それから親切モットーの行政というものができるんだということでございますので、接遇の問題も含めてそういう気持ちで職員にはひとつ対応をするよということには言っておりますので、形の上の総合窓口という形ではございませんけれども、職員連携の中でそういうことを今後さらに進める必要があるということと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。議員が自らその職務に当たるということはこれは制度上どういうふうになるかわかりませんが、是非久保島議員には議会の役職というものに専念してひとつ町の発展のためにご尽力いただきたいと思います。

先程も私言いましたが専任ではなくてですねいわゆる交代制ということで提案したわけでございます。あの私もですねだから手当て等をもらおうとまずいと思っておりますのでボランティアならかまわないかなというところでちょっと提案をしたということで、まあそのくらいの強い気持ちでおります。いうことでございます、次はですね職員の机の並び方なんです、今現状はですねカウンターがございまして縦にこう垂直型に並んでいるわけなんです、そうしますとですねこの立った人が半分の人には背中しか見えていないということでございます。でこれで気付いていってもですねこれは無理なんです。これはいわゆる私の提案する対面型と、2列ずつですねこんな風にしてやればLANケーブルとかですね電話ケーブル等ですね邪魔にならずに両側から出れるという_____ということになります。こんなことにすることによって全員がカウンターに来た方の顔が見れるということでございます。総合窓口が難しいということになればですね、そういったレイアウト変更をしてパソコンを打ちながら前に出てくる影を見ればですね誰か分かるわけですから、で金融機関などへ行くと今入ると同時に「いらっしゃいませ」と声かけられる。コンビニ並みですよ。でそれに対応して次に続いて声をかけられなかった人が「いらっしゃいませ」と第2弾が来ると、ここまでですねまあ役場の職員には求めていませんけれども、でも顔を上げて「おはようございます」というくらいのこととは言ってもそんなに専門的業務にですね支障をきたすものではないだろうというふうに思うわけでございます。で七久保にある優良企業でございまして世界的なマーケットシェアを持つ企業がございまして、そこへ行くとですね事務所の方が全員立ち上がって「いらっしゃいませ」とあいさつしてくれると、ここまでやるとちょっと大変ですけどもそこまでする必要はないというふうに思っています。で、こういう改革をするということがですね住民の皆さんに「お変わったな」と思わせるということ、それから職員の皆さんも変わったなという意識の改革になるということで、大きな効果があるんじゃないかというふうに思います。でこういうレイアウトにしますとですね課長をですねこのカウンターのすぐそばのところにここに張り付けることもできるということでございます、課長はですね課のコンシェルジュになれるということでございます。そうすると今現在後ろの方に座っていてですね課長が一番カウンターが見えるという状況ですので、おい、おい、とこういうような形になっておりますので、そこがよいように是非課長のコンシェルジュということも考えてはいいいんじゃないかということでございます。この辺に対してレイアウトの変更についてはいかがでしょうか。

町 長

職員の業務の配置を今図面で示されたようなひとつの前向きのこの並べ方で、さらに職員の意識改革と住民サービスに対するこのイメージをチェンジを図ったらどうかということだと思います。まああのこのことにつきましてはあの今から10年前のこの新庁舎を建設するとき、いろいろとあの内部でも議論し、場合によってはこの組織機構の見直しの中でもいろいろ図って検討した経過がございますけれども、最終的に現在、まあ現在というか少しずつ模様替えはしてきてはおりますけれども、基本的な部分では今の形にいろんな面から収まったと、むしろあの住民の窓口対応、接遇の問題も考慮に入れておりますし、それから更にはあの行政の内部のいわゆる情報ネットワークの使いやすさの問題、それから職員の連携の問題、各課・係を超えてのこの所管の事務をどう連携をとっていかというような問題、いろいろと総合的に判断してこれがベターであるというふうになって、検討して結果でやってまいりました。でまああのいろいろ考え方はあろうかと思えます。確かにあの民間の企業、私もあのいろいろ企業訪問なんかしても、特に今おっしゃる企業・会社の体制もそうでございます。銀行なんかもだいたいそういう例が多いというようなこととございまして、であのいわゆる民間のその企業の事務所のそのとらえる部分と、それから私どものこの行政のサービスの中での仕事をやっていく部分とは根本的に違いもあるわけでございますが、同じあの来庁したお客さんに対するその接遇の問題、サービスの問題についてはまあ同じではございますけれども、結果としてまあこういう状況が一番効率的だというふうに考えておりますので、ただあの県下の各全市町村ほとんど私もあのいろんな機会の中で回らせていただきましたし、県庁も合同庁舎もそうでございますが、例外は1件もございません今現在。町と同じような机の配置の中でやっておる、いろんな考え方もそういうご指摘もあるんじゃないかというふうに思いますが、結果として行政の運営の事務としてはこれがいいんだろうということとでございます。ただこの机の配置によってその住民サービスがどうだ職員の意識がどうだということとなくてですね、それ以前にどういう配置にしてもこれはあのやはり職員の意識改革、接遇というものは基本的な部分でその配置に左右されることなく、職員みんな同じ1つの意識として持っていかなきゃならんということは常に言っておりますので、当面現状の中でひとつやっただけということでご理解をいただきたいと思えます。

久保島議員

終わります。

議 長

8番 北沢正文 議員。

8番

北沢議員

それではあの2番目でございますけれども通告に従いまして一般質問を行います。今年もあの6月に入りまして例年のおりの環境月間がスタートしております。6月5日は環境の日、また8月に入りますと1日は水の日、9月1日は防災の日が設定されておまして、いずれも私たちの生活と自然との深い関わり合いと大切さを改めて考える機会となっております。飯島町の特徴の一番に自然の風景や自然の恵みを掲げる町民の皆さんが多く、この恩恵を多く受けていると実感しているところでもあります。特に水については命の源として大切に取扱わなくてはなりません。「越百の水」に象徴されるようにおいしい水をふんだんに口にすることの幸せを感じているところでもあります。話はちょっと飛ぶわけですが、このおいしい水を提供している飯島町の上水道の使用量が最近落ち込

んでおるとこういうこととございまして、このことは水道事業の運営にも悪い影響が出るのではないかと心配しているところでもあります。原因については町民の皆さんの水を大切な資源として扱う意識の浸透よりも、企業活動や人口の減少によるところが大きいのではないかと推察するところであります。景気の影響が色濃く出ているなど感じる一幕でもあります。企業活動の回復や就労の確保など景気の回復が進む国を挙げての景気対策を強く望むところであります。

本題に戻ります。これら自然の恵みを享受している一方で防災という観点からすると、時として自然は私たちに牙を向けることがあるわけでありまして。象徴される災害として引き合いに出されるのが36災害であり、昭和36年6月27日から28日にかけて、まあ竜東、東山を中心に406mmの雨が記録されており、飯島町でも大きな被害を被り、これから下伊那地域にかけて甚大な災害となったわけでありまして。またそれから2年後昭和58年には9月28日から29日にかけて、こちらは西山山麓を中心に415mmの雨が降り、大きな災害復旧を余儀なくされております。その後平成18年にも336mmを記録しており、自然を相手にして風水害を完全に克服することは困難であります。加えて当町は東海地震のエリア内でありまして。町民の生命、財産を守る防災対策は地方自治体に課せられた大きな柱であります。しかしながらこれらの防災対策のハード部分は膨大な財源を必要とし、国県の力がなければ到底達成不可能であります。幸いにも伊那谷の暴れ川としてきた与田切川や中田切川における砂防や治山治水の事業が国県の直轄事業として進められておりますことに対し、関係の皆様には敬意を表するものであります。加えて飯島町では子ども達の生活する保育園や学校、また避難施設として重要な役割を担う公共施設の耐震化が着々と進められてきました。今年度も飯島体育館やこまくさ園の耐震化が予算化されております。そこで町長に伺いますが、飯島町の公共施設について昭和56年6月に施行されました新耐震基準、まあこれは阪神淡路の大震災から命を守る基準、まあこういった位置付けもあるようでございますけれども、これを満たしていない施設の現状について伺います。またこれらの耐震化補強もしくは建て替えに要した地方債の現在残っている額です、現在の借入額は地方債の何%に当たるのか、この現状についても伺いをしたいと思います。私の考えるところでは公共施設の耐震化は非常に他の市町村に比べ進んでおりまして、100%に近いと判断するところでありますので、これらの評価を踏まえて出水期を控え防災に関心のあるこの時期に風水害、地震対策を含む今後の防災対策全般について町長の所信をお伺いしたいと思います。加えて共助の拠点であります耕地集会施設も災害の際の集合場所と位置付けられておりますので、この耐震の現状についても伺いをしたいと思います。

町 長

それでは北沢議員のご質問にお答えいたしますが、飯島町の防災対策のまあ全般のことについて、特にあのこれまで町が進めてきましたハードな部分、子ども達の施設、学校、保育園、それからまた一朝有事の場合のこの避難場所としての公共施設その現状、それからこれに関して今後の対応をどう考えておるかということとでございます。まず飯島町の公共施設の耐震化あるいは建て替えをした施設については飯島小学校、七久保小学校、それから飯島中学校や各保育園がすべてその対応整備をしてきておりまして、それから避難施設として指定してございます飯島町飯島体育館については、昭和47年に建設された施設とございまして、その強度等支障があるために今年度予算では77,000,000という予算をお

願いしてございますけれども、間もなくこの耐震補強工事を実施をしまいたします。従いましてこれによって避難施設として公共施設については、施設としての公共施設は国のいう耐震化基準によりすべて整備をされるというふうになると思います。併せて一般会計におけるこれらの平成21年度末現在の地方債の未償還残高につきましては、町のいわゆる各種事業のトータルの未償還残高が起債残高が約 5,600,000,000 円で、この内この公共施設にかかる耐震化もしくは建て替えの事業に充当した地方債の未償還残高は 1,100,000,000 円と約 1,100,000,000 円でございます。全体の借り入れ未償還の約20%というふうになると思います。そこでまあこの風水害や地震対策を含め防災対策全般については、6月の梅雨期をはじめ自然災害への対応として河川や土砂災害危険区域の巡視パトロールを関係機関と協力をして常に行いまして、常に危機意識を持って町の防災計画に応じた体制で臨むこととしておって、各種団体との連携の中で今そのことを再確認をして常時進めておるところでございます。地震対策につきましては今年の4月の21日に開催の政府の中央防災会議で審議をされまして、言われておりますこの東海地震と東南海、南海地震が連動して起こる可能性もあるというようなことの指摘の中で、これがまあ同時発生をした場合に想定される被害は関東から九州までの広範囲に及んで、以上に被害が広域的になるということございまして、支援体制もなかなか今までの防災計画の考え方では及ばない部分も出るということが指摘されておりまして、今後の一部また見直し等も考えられるのではないかとこのように思います。町ではあの毎年防災週間の中で8月29日に計画しております地域総合防災訓練、地震総合防災訓練につきまして、これらのことも想定に入れた訓練が今後必要になるというふうに思います。またあの特にご承知のように今年はい昨日の6日の日でございますけれども、土砂災害に対するこの全国統一の防災訓練を県のメイン会場として、天竜川をはじめ各種の多くのこの重要水防河川を有する飯島町、地区としましては中田切川を擁する田切地区の皆さん、それから中川村では飯沼地区の皆さんが連携をして避難誘導等も含めながら、防災訓練の毎年のもを前倒して実施をしてお協力をお願いと、それから併せて広く呼び掛けてこの防災講習会というものも実施をして、議員の皆さん方にも全員参加をいただきました。ありがとうございました。まあそんなことであの何時やって来るか分からない災害に備えての心構えをしていかなきゃということやっておるわけでございます。で特にあの家庭の皆さんについてはあの既に全戸に配布をしてございます防災のいわゆる災害時の基本的な行動マニュアルであるこの防災チラシというものを配ってございますので、これを是非まあ年に一度と言わず常々まあ申し上げておりますけれども、家族の中でそのことを再確認をしていただいて、なかなかあの一朝有事の場合には、特に地震なんかの場合にはあらかじめ想定が難しい部分がございますので、その通りにいくというわけにもなかなかいかない部分も多いかと思っておりますけれども、基本的なことについてはやはり常に胸に留め置いていただく必要があるということ常々町は申し上げております。是非そのことのひとつ家庭内での確認の励行をお願いしたいというふうに思っております。

それからもう一つあの安全な居場所というようなことの中で、各耕地の集会所施設でございますけれども、この耐震化の状況につきましては、まあ古い集会所も年々まあ数多くあったわけでございますが、今度のこの町が今事業を進めてきております、地域介護の福祉空間整備事業によりまして、あの目的はそういう目的と同時にこの更なる安全なこの居場

議長
町長
北沢議員

町長
北沢議員

所づくりという観点の中から施設改築が進んでおることはご承知のとおりでございます。でこの耐震基準は当然のことながらいま建て替えられた整備し直されたものはもう100%そのことは大丈夫であるというふうに思っておりますけれども、いわゆるあの昭和56年5月以前の旧基準に該当する町内の耕地の集会所のまだ解決できない施設については、町内の耕地1カ所その集会所が該当するのではないかとこのように今思っておりますので

議長から申し上げます。ただいまの町長の答弁の中で数字の単位の間違ひがあったのではないかと思います。もし訂正するようなら発言を許します。

町長から申し上げます。あの町の起債残高56円というふうに申し上げたんですね。5,600,000,000 円の誤りでございますので訂正致します。

今町長のご答弁の中で起債残高の問題がございました。5,600,000,000 円の起債残高がありまして、そのうちの約20%がこういった防災関連で使われてきた起債の残高であると、こんなようなことがございまして、やはり大きな金額を使っておりますが、このことは今朝の新聞等でも見ますと他の町村の学校の耐震化事業がこれから始まると、1,500,000,000 円だとかそういったような大きな金額が踊っているわけでありまして、まあそういった部分においてはこの先行投資というのはいち早く子ども達の安全を守ったとまあこういった点では評価される、また起債の残高が大きいくことにつきましてもそれらの一定の理解をしていく必要があるのではないかとこのように考えるところであります。町長の答弁の中でまあ今後の防災対策について、ハードな部分についてはあまり触れられておりません。というのは今の答弁の中で100%の整備が行われているとまあこういったこともありますので、その点もうなずけるわけでありまして。話の中に出てまいりましたその部分においては、今防災対策として言われている、まあ防災対策は町が進めている協働のまちづくりの中でも言われております自助、共助、公助のこの連携が非常に大切だとこのように言われているわけでありまして、今のご答弁の中はその内の公助の部分でハード事業については町は進めてきたと、これからは各家庭で行うような防災対策だとか、各耕地等まあいわゆる共助団体が行うようなそういった防災対策、これを今後の防災対策として重要であることこのようにお聞きをしたわけでありまして、町長の答弁をそのように理解してよろしいかもう一度ちょっと伺います。

町長から申し上げます。思いはそのように申し上げたつもりでございますのでよろしくお願ひします。

北沢議員から申し上げます。災害対策まあこれはあの先程も申しましたけれども、まだ例えば重要河川の災害対策の防災の面における改修だとか、国県に頼る部分がまだまだ飯島町の場合たくさんあるわけございまして、まあそういった部分も鋭意ご努力をお願いし、そういった分野に働きかけていただいて安全なまちづくりの指針として是非今後も進めていただければと思うわけでございます。

続きまして2番目の質問でございますが、いわゆる飯島町の町民の皆さんに対する防災、そういった自助、共助の部分もありますけれども、飯島町に当然訪れていただける観光客の皆さん、また仕事で飯島町のエリア内にいる人、まあこういった人に対する危険回避のための情報提供と、こんなようなのがこれから町が目指しているまあ町外から多くの皆さんを招き入れるというこういった点では非常に必要であるというふうに考えるわけですが、こういった飯島町のエリア内にいる人に対する危険回避のための情報提供をどのように行

うのか、こういった点について提案も含めて具体的にお伺いをしたいと思います。

現在飯島町が持っておりますこういった危険回避のための情報伝達手段、これについては屋外における防災無線の放送とそれからCEKを中心とする告知放送の併用により伝達されると、こういったことで承知をしております。この屋外放送の欠点でございますけれども、これについては特に風雨、風が強い場合、雨が強い場合、こういった時には屋内では聞き取りにくいということであり、今日のエコ住宅が進められておりますけれども、こういった住宅では更に屋外放送を情報源として聴くことは非常に難しいのではないかと、うふうに考えるところであります。これを補完する手段としてCEKの告知放送があるわけですが、まあこれはご承知の通り電源がなくては放送を聴くことができません。まあこういったようなそれぞれに欠点があるわけございまして、これをさらに補完するという情報の伝達手段としては、防災無線の戸別受信機ということになろうかと思っております。戸別受信機を全通信手段とするすることには非常に大きな財源を伴うと思っておりますので、私は現在のCEKの告知放送併用型が各町内の家庭にも普及されておまして、この方法を併用していくことが今後も合理的と思っておりますけれども、ただ避難時の耕地指定集合場所としての集会施設、これが39施設この飯島町の地域防災計画の中に定められております。他にその他5施設がありまして、こういったのが耕地指定の集合場所こういったことで計画されております。まあ耕地の行う事業というのは共助に値すると思っておりますけれども、この共助の拠点たる施設これについては個別受信機が必要ではないかと、こういった情報が速やかに完全な方法で傍受できるとこういったことが必要ではないかというふうに提案をしております。また飯島町内には2006年度の事業所統計によりますと、第2次産業事業所151事業所、第3次産業事業所が293となっておりますが、まあこれはこの中でも個人経営の事業者もあると思っておりますので、まあそういったものは別にしても、これらの事業者に対して災害予防のための情報を得る手段として個別受信機の普及を図ったらどうかと、あるいは現在消防団に協力する消防団協力事業所や企業誘致で飯島町においていただいた企業にはこれらの戸別受信機を貸与したらどうかという提案をしております。

災害による被害を最小限にとどめ生活の安心安全を確保するためには、個人や企業などが自ら守る自助と耕地などが協力して行う共助、そして町が行う公助の連携が不可欠と言われていることは先程の町長の答弁でもあったとおりでございます。防災対策として自助、共助を働き掛けていくことがこれからの防災対応として私も必要というふうに考えておりますがいかがでしょうか。

次に避難施設等の表示の問題であります。町内の避難施設まあこれもこの飯島町の防災計画に位置付けられておるわけでございますけれども、これのグラウンド等の屋外表示についてはかつて宝くじの振興の補助を受けて設置した避難場所としての表示があるわけでございますけれども、これも完璧ではないように見ております。具体的な町村名を出して恐縮でございますけれども、辰野町では大きな道路標識と同じような看板で避難場所を、例えば飯島では飯島中学校体育館というような表示が道路上にされているというそういったところがあります。この地に長く住んでいる方、避難場所がすぐ頭の中に浮かぶ人は良いのですが、町内にいる人はそんな方々ばかりではないと思っております。また普段からの意識付

の意味をおいても必要ではないかと考えるところであります。震災対策においてもかつては屋外のみが指定されておりましたが、指針の改正によりまして現在は施設の指定もされているというふうに承知をしておりますが、これらの表示について計画的に進めることはいかがでしょうか。

次に5月27日から気象警報・注意報の発表が市町村別となりました。この対応についてどの様に想定されているか。新聞でも気象に行政の境界線はないが災害への対応は市町村で異なる、気象台の警報は発表であって行動を求める発令とは違う、避難を進めるかどうか高齢者世帯の支援をどうするか、日ごろの準備とともに行政の力・意識の差が出ると論評をしております。飯島町ではこの動きを受けてどのように対処されるかお伺いをしたいと思います。以上2点目の質問をお願いします。

町長

それでは次のご質問のこの町内に今居る、住んでおられる特に方の危険回避のための情報伝達の問題、特に最初はこの戸別受信機というものを整備することに対してのご提案でございます。現在町の情報的手段といたしましてはご承知のようにこの防災行政無線、それから有線の告知放送等によるこの情報伝達が一応まあ確立をされておりますので、当面現在この方法でまあ進めていきたいと、で対応でいきたいというふうに考えております。であのご提案のございましたこの戸別受信機による方法も確かにあの大変いい面があるわけございまして、ただあのなかなか多額のお金もいるということと同時に、一方ではこの情報通信回線のデジタル化という問題があるわけでございます。従ってあのこの防災情報伝達の分野も同じような考え方をしていかなきゃならないという時代がもう迫ってきておりますので、あのテレビ等の問題とはちょっと切り離しておるわけでございますけれども、従ってあの近い将来このことは考えていかなきゃならないということの中で、今現在町は防災行政無線の再構築をする計画を今腹案として進めております。ちょっとまだ年度がはっきりあのここ3年以内というようなことの中で射程に入ることの可否がまだ結論出来ておりませんけれども、いずれそういう形にしたいと、このことの中で果たして飯島町にとってこの戸別受信機、今までの外からの一斉告知に代わる方法としてこのことが有効であるかどうかということは併せてまあ考えてまいりたいというふうに思っております。そのことそれから消防団の協力事業所というものも現在7事業所ほどご協力をいただいておりますので、こうしたあの問題につきましても当然あの個別受信機というようなことの中で連携をとる必要がございますので、そのことも含めて考えて、できれば早期にその整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから避難所施設等への看板設置でございまして、これはまあ当然のことでございます。町では現在あの運動場等のいわゆる避難地、場所ということでは7カ所、それで避難所施設の問題もありますけれども16カ所ございます。でその避難地につきましての表示があるのは飯島、本郷、柏木の運動場、それから田切の野球場、でございます。それから避難所としてはまあ東部保育所1カ所のみということで大変あの憂慮しておりますけれども、当然このことは必要でございますし、まあ防災マニュアルチラシにもシオリの中にも書いてございますが、常にその避難場所を確認しとっていただいて、あるいは避難地を確認しとっていただいて、迅速対応ができるようにまあ住民の皆さん方は胸に置いておいていただきたいと思っておりますけれども、やはり外へ出た時の表示も大事でございますので、これはあのできるだけ早急に各施設に整備を図ってまいりたいというふうに考えております

ので、ご了解いただきたいと思います。

それからもう一つ、この5月の27日から長野地方気象台によるそれぞれの市町村単独での、まあ県下では11地域から単独に切り変わりました、79地域にこの気象警報を注意報等が発令をされるということになりました。まあきめ細かく対応していくということで大変あの有効なことだと思いますけれども、これはあの各市町村がどういうふうに的確に情報把握をしてそのことを伝達をして、早期の避難を始めその行動がとれるかどうかというところにまあかかってくるわけでありまして、まあいろいろ考え方はあるかと思わずけれども、やはりあのこの間の防災講習会も聞いていただいておって、そういうご指摘もございましたが、とにかくこれはあの手遅れのないようにこの避難指示というものあるいは避難命令というものは出さないと、結果論でこれだけ避難指示したけれども何でもなかったということは、元々なければ結構なことであるし、遅れたときの一つのこの影響、責任問題というものはかなり大きなものが免れないということでございますので、今後各市町村ともそういう目線でいくことであると思っておりますけれども、的確に適時にできるだけ早期にそのことを住民のご理解を得ていただくような、得ながらこのことを発令なり支持なりをしていくことが基本的には大事だというふうに思っておるわけでございます。いずれにしてもあの36災から50年というものを来年迎えるわけでありまして、もう住民の方この防災思想につきましては地震も含めて一番身近な問題としてやはりあの胸に置いておっていただくことではあるかと思っておりますけれども、なかなかあの最近の特に飯島町、自然災害もあまり無い年が続いておりますので、少しまあその辺のところは気持ちの中で空白になっているということは否めないわけでございます。この間の講習会にもご指摘がありましたけれども、何時何時やってくるのが分からないのが災害でございますので、常にそうしたことを住民の皆さん方にも訴えながら求めながらまあひとつこの万全の態勢をしていく、そのための訓練もやはり欠かせないということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

北沢議員

ただいまご答弁の中にありました防災関係の通信機能のデジタル化の問題があるということでございます、まあこれはあのおそらく現在の防災無線の免許の更新の時期もひとつの目安になるかと思いますが、まあ各市町村で既にデジタル化をされているところありまして、これは国の政策の中でデジタル化、まあこういったものはいずれ来るだろうと私もそんなふうにと考えるとございまして、でその折りに再構築を考えるとございまして、あの確かに二重投資は避けなければなりませんのでそのことは理解できるわけでありまして、先程も言いましたようにCEKの欠点につきましてはいわゆる線を空中に這わせているために雷に弱いとか電気を必要とするこういったことがございまして、まあそういったことが災害の際には併用して起こるわけでありまして、まあそういったものを補完する意味でもある程度の拠点に無線による、そういった情報をいわゆる町民の皆さんに伝達できるようなそういったものが必要になる、まあこういったことも是非このデジタル化の計画の中では念頭に置いて計画をいただけたらというふうにと考えるとございまして、先程言いましたようにまあこれからの防災行政というのは自助・共助こういった点に1つの重点が置かれるということでありまして、まあこういった点において町内における企業についても、当然まあその企業活動においてそこに住民の、住民っていいですか従業員の方の皆さんがおいでになるわけでありまして、まあそういった部分のいわゆる防災対策

町長

というのが合わせて自主的で行われて、町全体の防災の能力の向上ということにつながるわけでございます、まあそういった部分においては是非、行政としてはそういったことを促すPRもしくはそれを促すための諸施策まあこういったものが考えられるところでありまして、今後ともそういった取り組みをどういうふうにしていくかというのが1つの地域の防災力を高めるという意味では必要なことかと思っております。従ってまあデジタルこれについても早期にそういった計画を立てるということでございますので、まあそういった全般を含めまして、その部分についてもう一度確認のため町長の答弁をお願いしたいと思います。

それからあといわゆる気象情報の問題でございますけれども、先ほど前任の議員の一般質問を聞いておりますと、いわゆるあと5年後には100人体制をする中で職員の年齢構成が非常に若返るとこんなようにお聞きをしました。ということは逆に申し上げますいわゆる58年の大災害を経験した職員が少なくなるということであろうかと思っております。まあそういった意味においても今までの災害体験というもの職員の皆さんが少なくなるということでありまして、まあそういった意味においてもいわゆる今後の防災対策については非常にあの共助、自助という問題が大きくなっていくかと思っております。まあそういった部分について町長今後の職員に対する防災意識の高揚こういったものをもう一度お伺いをしたいと思います。以上でございます。

防災に関してのご質問続いておりますけれども、あの今デジタル化の問題で情報通信機器のまあ時代が変わっていくということの中で、あの既に移動系の無線整備につきましては第一段階として飯島はすべて整備しております。まあ全部というわけにはなかなかまいりませんが、職員の対応の個別受信機の問題、それから議会ではまあ全部ということで恐縮でございますけれども議長さんの配置、それから消防団につきましては団長以下分団長に至るまで全て、従ってあの各区長さん4区の区長さんもそうでございます。全てあの個別受信機の中で対応しておりますので、いわばあの初期出動、初期対応の部分については最小限度、停電であろうかという形であろうが一応通信網を確保して情報伝達は可能なあというふうに思っております。従ってこれから第2次計画の中でその辺のところをどういうふうに整備していくかということが課題であるということは先ご理解と申し上げましたけれども、できるだけその実現に向かって努力を、今までのあの個別のあの屋外の告知施設に代わってというような考え方でおりますので、ご理解いただきたいと思っております。それからの特にここ5年ぐらいですか、飯島町は特に大きな自然災害がなく推移をしております。大変まあありがたいことでございますが、今年あたりこうした遅れた梅雨でどうこう一気にまあ、この間のお話のようにゲリラ的なもので被害が出るのが最近のこの災害の実態でございますので、職員にはそのことを常に言い渡しながら各種の訓練や講習会にはできるだけ進んで参加してそのことを浸透していくということでいま現在もやっております。それから今後一般の町民の皆さん方に対してもただあの読んだり見たりだけではなかなかこれは実感として実態として準備ができませんので、その事例のあった所の体験をやっぴりつぶさにこの承知することが一番いざという時の対応に役立つということも言われておりますので、できるだけ機会を求めながらまた住民参加をいただくような計画もしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

北沢議員

先程も言いましたように今回の気象警報、注意報の市町村別発表というのは、やはり行

政の力、意識の差、まあこういったものが市町村によって差が出るんだとこんなふうに懸念をされております。是非飯島町ではいわゆるこういった警報が出た場合の意識としてその対処の遅れがないとそんなような体制をお願いしたいところであります。

それでは次に3番目の質問に移ります。まああの先程から申し上げている通り、住民の皆さんにも防災対策というのは自ら行っていただく必要があるんじゃないかと、まあこういったことでありまして、特に職員100人体制という中で考えますと一朝有事の際の職員の行動というのがまあ職員数にも大きく影響しているところでありまして、その部分をカバーしていくのが共助、自助の連携であるというふうに考えるところでありまして。従って自助の部分がある程度行政的に誘導をしながら災害に強い町を作っていく必要があるんじゃないかと、こんなふうに考えるところでありまして。そこで3番目の質問については公共の場所に面したブロック塀などの個人の工作物から発生する危険回避の対策を進める必要があるのではないかという点でございます。過去の地震におきましてブロック塀などの倒壊により死傷者が出ております。また倒れた塀は道路をふさぎ、救助や消火活動の妨げとなっている例が見受けられます。日本建築学会の調査によりますとブロック塀に期待する耐久年数については30年とされております。普通の建物であれば30年の建物は相当のメンテナンスを必要とするわけでありまして。ブロック塀も当然のように老朽化してまいります。特にあの鉄筋の入っていないブロック塀については早急な改善が必要とされております。このブロック塀の自己診断の普及の勧めとこのブロック塀の対策を進めるために補助金を作ったらどうかという点について提案をしながらこの問題について考えたいと思います。関連して申し上げますと飯島町の自慢は緑いっぱい自然の美しい町であります。となればブロック塀を生け垣にし緑の美しい街並みを考えてこの転換も補助の対象にしたかどうかというふうに考えるところでありまして。また町内にはブロック塀等に蔦をはやして、まあきれいな塀を工夫しているお宅もございますし、こうした形でまちづくりへの参加のこういったことを促すための方策というのも行政としては必要ではないかと考えるところでありまして町長の答弁をお願いいたします。

町長

道路に面したブロック塀などのこの危険回避のための補修に必要な補助制度というまあご提案でございます。ご指摘の通りこのブロック塀は倒壊によって通行人などに大きな怪我をさせたり、狭い路地のブロック塀の倒壊は緊急車両の通行の支障にもなるとまったくその通りだろうというふうに思います。ただまあ基本的にはこれはこのブロック塀は設置責任者の自己責任でお願いしたいと、従って倒壊などの被害にないようなひとつの未然の措置を講じていただくようお願いしておるのが現実でございます。それからまたあの各耕地地区内等におきましても常に消防団等にもお願いしてございますけれども、折りあるごとにこの巡視をいただいて、危険カ所をあらかじめ把握をしておいていただいて、万一の時の災害を最小限に食い止めるようなまた地域地域でのお話合いもお願いしたいということとやっております。従ってあの道路の面以外のやはりあの小小路みたいな部分の塀も大変多くあるかと思っておりますけれども、これもやはりあくまでも個人の自己管理責任の範疇の中で、こうしたものまで今町として予算を充当してこのことを整備していくという余裕はとてございませんので、そんなことでひとつ自己責任でお願いしたいというふうに思います。従ってまたこれはあの青垣にするとかまた蔦をはやして、この環境問題にも配慮するかというようなこともこれは個々それぞれの考え方もいろいろございますので、なか

北沢議員

町長

北沢議員

町長

なかあの画一的にこのことを町が指導するというわけにもまいりません。そんなことで今町が則補助制度を導入してこのブロック塀の改築を図っていくというところまではちょっと余裕がございませんのでご了解いただきたいと思います。

まああの東海地震の指定が昭和53年に飯島町受けているかと思っております。まあその後の年数を見てもブロック塀の30年というのは非常に経過年数的にはそういった危険があるブロック塀が想定されるのではないかとというふうに考えるところでありまして。まあ道路の中には当然あの通学路等も含まれておりますし、まあそういった通行人の安全を守ると、こういった意味においてもそういった点については自己責任で是非お願いしたいという部分でございます。それに対してあの誘導策としての補助金制度というのはまあ1つの効果があるかどうか、しかもその普及を意識的に単年度で行うにはまあ例えば期限を3年というふうに限ったようなそういったいわゆる住民の皆さんへの意識を促すところといったことも中には制度としては必要ではないかと考えるところでありまして、まあ当面財源を伴う問題でございます。そういった部分は自助の中で行っていただきたいという町長の考え方でございますので、まあこの点は譲るといたしましても、まあ日本建築学会が示すブロック塀の自己診断というのがあるわけでありまして、そういった自己診断をですな町民の皆さんに是非、該当のお宅は行っていただくようなそういった自己診断表みたいなものをですな何らかの方法で普及を図りながら、そういったことを促していったらどうかというふうに考えるところでありましていかがでしょうか。

あの必要なことだろうというふうに思います。これはあの道路沿いの公に関わる部分以外に、自分達もいざまあ避難するとかそうした災害時の危険カ所にもなるということも当然でありますので、このことをひとつ自分自身の問題として把握をさせていただきたいということの啓発、それからそれをどういうチェックリスト的なことをするかというようなことにつきましても、また各町村もいろいろあのそうした対応する問題についてあの課題として取り組んでおるケースも多いんじゃないかというふうに思います。従って標準的なものをお示しをしながら、それでひとつ自己責任の範疇でチェックしていただくということの啓発は何らかの機会の中でやってまいりたいというふうに思っております。

実はあの私インターネットで日本建築学会のそういったものを調べましたところ、簡単に自己診断表っていうのは手に入ります。従って非常にその手段は簡単に行えて有効であるということでございますし、あのいわゆる鉄筋が入っているブロック塀でも30年を過ぎますと鉄筋が錆びて、いわゆる鉄筋が入っているから耐久度が万全であるという状況でもないようでありますので、まあ是非自分の家のブロック塀等についてはそういった面で自己診断をいただき、必要なものについては自己責任においてそういったものを解消していただくということが必要でございますので、是非その自己診断等の普及、まあこういったものは行政が率先をして住民の皆さんに自助としての手段として訴えていくと、まあこういったことが防災の意識付けの上でも大切かというふうに考えます。従って先の答弁の中でまあ自己診断等については必要であるし、各市町村の様子をお聞きしながら対処するというお答えでございました。それらについては適切な時期をとらえて是非実施をお願いしたいというふうに考えるところでありまして、最後にそのことをもう一度お伺いをして一般質問を終わりたいと思います。

あの所管課担当を介して早急にこのことはひとつ実施をしてみたいというふうに思

います。

北沢議員 以上で一般質問を終わります。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時5分といたします。休憩。

午前10時51分 休憩
午前11時05分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

11番 平沢晃 議員

平沢議員 本題に入る前に菅直人内閣がこの8日に正式に発足いたしました。世論調査によりますと国民の6割が新首相に期待すると答えております。しかしながら期待と支持は大きく異なると思います。前鳩山内閣は高い期待値は誇ったが退陣直前の支持率は皆さんご承知のように2割でありました。正確な支持率が示されるのは政策の実行力や政治姿勢などを評価してからだと思われま。国民が求めているのは明確かつ論理的な言葉であり、あいまいな表現や行動のブレが重なれば二の舞になりかねません。新政権の最大課題は財政再建と認識を示したうえで、年金、医療、介護などの社会保障分野に予算を重点的に配分すれば雇用、需要の創出につながり、将来不安の解消で消費も活性化するというこの還流の景気対策を唱えております。景気低迷や厳しい雇用情勢に苦しむ国民の理解を得るには、今失われた政治への信頼回復が不可欠だと私は思っております。管内閣には1日も早い日本の再建と地方活性化のためにリーダーシップを期待致します。

それでは通告に従いまして以下大きく2点について質問を行います。1つ目はこれからの社会情勢の中で重要な問題として受け止めなければならない成年後見制度の利用について、2つ目として有害鳥獣問題また環境問題としてもこれも取り組まなければならない竹林保全管理の奨励について、提案を含めて順次質問を進めてまいりますので町長の率直な所信をお伺いしたいと思います。

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり身の回りの世話のために、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりすることが必要であっても自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度と私は理解しております。私があえてこの問題を取り上げたのは、それぞれの皆さんは現実感がなく過ごしておりますが、この場に直面してからでは間に合いません。行政共々考える時期が来ていると思ひ質問を行います。認知症の老夫婦が業者に高額な住宅リフォームを繰り返されて全財産を失ったというような事例や、判断力の衰えた高齢者を狙った詐欺事件、また悪徳商法による被害が急激に増えて連日報道をされております。平成17年6月に改正された介護保険法により被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業は市町村の事業に指定されており、地域包括支援センターの内容に入っているがこの当町の取り組みはどうなっているのか、まず最初にお伺いいたします。

町 長 それでは平沢議員の質問にお答えしてまいります。まず成年後見制度に関しまして本町の取り組みについてでございます。お話にございましたようにこの成年後見制度は知的障がい、精神障がい、そして認知症などの精神上の障がい理由で判断能力の不十分な方が経済的に不利益を受けたり、人間としての尊厳が損われることのないように、法律面や生活面で支援する人としてその成年後見人選任する制度があるわけでございます。当町では介護保険法に基づきまして設置してございます飯島町地域包括支援センターの行う事業の1つである高齢者の権利擁護事業の中で、成年後見制度の一般的な啓発普及をして、また個々の状況を見ながら制度の説明や利用についてご家族の皆様等にアドバイスをしておるところでございます。そこで独り暮らしの高齢者世帯や認知症などによりまして介護サービスを必要とする方は年々増加してまいり、また障がい等の理由によって判断能力の不足する方の親など保護者の皆さんは将来自分たちが弱くなったり亡くなってしまったりした後のことについて、差し迫った課題として大変不安を感じておるといことはその通りだろうというふうに思います。従いまして今後とも本人と介護サービス事業者との契約締結など成年後見制度を必要とする方が年々増加していくことになるかと思ひます。町といたしましてもできる限りの今後とも啓発、普及に努めて必要な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

北沢議員 当町の高齢化率も30%直前まできております。よって成年後見制度を必要とする方も当然増えてくるものと思ひます。慎重な取り組みを求めるところでございます。成年後見制度は大きく分けると法定後見制度と任意後見制度があります。判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるとお聞きをしております。身寄りのない認知症等の高齢者は契約行為自体が難しく、それを補うために介護保険の施行とともに成年後見制度を創設し、厚生労働省による利用支援制度が行われているが、この当町では適法者が何名いてこの後見制度を利用した事例があるのかどうかこの点についてお伺いをいたします。

町 長 町のこの実績でございますけれども、当町では平成15年以降に9件の利用があったというふうにお聞きをいたしております。直接町が関わったものではございませんけれどもそのように理解をいたしております。

平沢議員 平成15年以降に9件の事例があったとのことでありますから、この次にこの親族以外が第三者が成年後見人に選任された事例があるのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。まあ当町では特に独り暮らしの高齢世帯や認知症等の介護サービスを必要とする人はかなり多いと推測を致します。成年後見人は本人の生活、医療、介護、福祉など本人の身の回りの事柄にも目を配りながら、本人を保護支援をいたします。しかしながら成年後見人の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られております。食事の世話や実際の介護などは一般的には成人、成年後見人の職務でないとお聞きをしております。また成年後見人はその職務について家庭裁判所に報告をし、監督を受けることになっております。そこで当町でこの親族以外の第三者が成年後見人に選任された事例はあるのかどうかこの点についてもお聞きをしたいと思います。

町 長 この親族以外の第三者の方が成年後見人に選任された事例ということでございますけれども、この成年後見人の選任につきましては本人あるいは本人の家族が家庭裁判所に申し立てをして、家庭裁判所の審判によって決められるということでございますので、これがどのような方が第三者として選任されたかについては町はそのことを知りうる立場ではご

平沢議員 ございませんのでお答えできません。ご理解をいただきたいと思います。

町 長 プライバシーの問題もあると思いますが、この一応関係者は非常に注目しておりますので、あえてこの点についてお伺いをいたしました。まあ町としては承知する立場にないということですから、それでは次に町長が後見開始の審判を申し立てを行った事例があるのか無いのかこの点についてもお伺いしたいと思います。

町 長 そこでまあ町長がこの後見開始の審判の申し立てを行った事例があるのかどうかということかと思えます。市町村長がこのご質問のように申し立てを行える場合は、老人の福祉法あるいは知的障がい者の福祉法、それから精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律の規定などがあるわけでございまして、この規定によりまして2親等以外の家族がない場合、あるいは親族があっても申し立てを行おうとする第3親等又は第4親等の親族の存在が明らかでない場合に行うことができると、こういうまあ規定になっておるわけでございます。これまで町長として関係法令適用による後見人開始の審判申し立ての手続きを行った事例はございません。しかしながら先程のご質問にもお答えしたとおりでございまして、当町においては高齢化の進展とともに後見人を必要としながらも、親族の申し立て人がなくて制度の適用を受けられない方の出現、これが今後ますます増加するものというふうに予想されますので、今後これらの該当者が生じた際に円滑なこの救済事務が遂行できますよう、町長の申し立てに関わる取り扱い要綱の整備、それからこの費用等の助成措置に関する検討を進めていかなければならないとこういうふうにございます。

平沢議員 私の理解しているところでは、この成年後見人制度の取り組み状況の無いのは当町とまあ上伊那他の1町とお聞きをしております。私ちょっと調べてみました。ここに近隣のある市の成年後見人制度に基づく市長の申し立てに関する取り扱い要綱が示されておりました。町長申したとおりこの告示は老人福祉法、知的障がい者福祉法、それから精神障がい者福祉法に関する法律の規定により、後見補佐又は補助開始の審判を申し立てる手続き等に関する必要な事項がこれには定められておりました。成年後見制度申し立て審議会、この意見を聞いて市長はまあ対象者に、先ほど町長ちょっと申した2等親以内の親族がいないとき、またいても虐待や音信不通等のため審判の請求が行えることが期待できず、対象者の保護を図る必要を認めるとき、2つとしては対象者に3親等または4親等の親族がいないとき、またこれらの親族がいても審判の請求をする者の存在が明らかでないとき、市長による申し立てを行うものというふうにございます。それで当町でもこれからまあいろいろ先ほど申したとおり、高齢化に基づいて非常にこういう案件が増えてくるんじゃないかとということで、非常にこの予想される問題として町長の申し立てに関するこの取り扱い要綱、この早期の樹立を提案いたしますがこの点は町長いかがお考えでしょうか。

町 長 あの既に他の町村ではそのことについて取り組んでおる事例も聞いております。やはりこれはあのそれにかかる費用も国費をもってまあ充当されるというようなことも聞いておりますので、このことについてはあの所管課をして早急に整備をしていくような方向で検討してまいりたいというふうにございます。

平沢議員 ありがたいご答弁をいただきました。まあ検討を進めていくというような答弁で是非前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思っております。それでは次に成年後見制度の周知、啓蒙についてお伺いいたします。私は社会福祉協議会が行った昨年ですけど、成年

町 長 後見制度に関する講演会とワークショップに出席をさせていただきました。多くの人たちは初めて聞く名前でもあるし制度でもありました。それで自分の置かれている立場も考えながらさまざまな意見が出されました。その中の一部を申し上げますと、この成年後見制度ってこれはどんな制度なの、成年後見人にはどんな人が選ばれているんですか、成年後見人の役割って何ですか、成年後見の申し立てをする人がいない場合はどうすればよいの、成年後見制度を利用したいのですが費用はどのくらいかかるのか、それから申し立てから開始までどのくらいの期間がかかるんですか、まあ一部を申し上げてもほんとにたくさん意見が出されました。それでこの制度についてほんとにみんなが知らないことばかりなんです。従って町としてはこの制度の周知と啓蒙を早急にする必要があると私は考えております。救えない人の対策は町では当然の責務と考え、以下2点提案いたしますので町長の所信をお聞かせください。

町 長 1つとして当町では必要な方々に必要な援助が行えるよう早急に成年後見制度の要綱を確立して、後見制度申し立て審議会の立ち上げを提案するがこの取り組みの考えはあるかどうか。それから2つとして当町の現状、先程来出ております前任議員からもありましたこの職員100人体制の中では非常にモチベーションいろいろの形の中で大変だと思われまます。従ってこの福祉問題と合わせたこの広域的な取り組みも必要だと思われまます。取り組みの意思はあるかどうか、以上2点について町長の意思をお伺いしたいと思います。

町 長 この件につきましての周知啓発につきましては先程も今お答え申し上げましたように、町といたしましてはこれまで飯島町の地域包括支援センターということの中で、個別の相談時における制度の説明や手続き等の説明は説明をしまりました。個々の対象者の相談に応じてはそのことをやっておりますが、全町的を網羅したこの啓発というような広報活動ということは至っておりませんでしたので、今後そのことをまたあの早急に進めて、全町的な1つのこのことの認識と啓発活動というものを進めてまいりたいというふうにございます。今お話にございまして昨年のこれは6月でございまして。今年の場合は昨日行われましたけれども、社会福祉協議会の町民ボランティアの集い、これであの基調講演が後見人制度の問題でございまして、たいへんあの私も初めて内容というようなものをお聞きした部分も多くて大変勉強になったわけでございますけれども、多くの方が出席をいただいてこのことに理解を深めたと、ただあの全町的ではございましてので今後そのことを町の行政の立場として広報等で十分また啓発するとともに、個別の相談業務の中においてはやはり今まで通り包括支援センターの業務として対応してまいりたいというふうにございます。

町 長 それからこの問題については町として要綱制定その審査機能というようなものの設置については、これは当然もう各町村がそういう動きの中で進んでおるわけでございますので、飯島町としましてもこうした問題についてはやっぱり真剣にとらえていく大きな福祉の課題であろうというふうにございます。今年度中にそのことを検討しながら、できましたら4月の新しい制度とともに発足してまいりたいというふうにございます。新年度に向けてですね考えてまいりたいと。合わせてこの問題についてはあの地域間の連携というものが大変重要であるというふうにございます。既にあの事務担当レベルでは上伊那広域連合単位の中でこの連携を今研究しておってもらいますので、そのひとつの方向付けを見ながら併せて町独自の取り組みについても対応してまいりたいというふうにございます。

平沢議員

でご理解をいただきたいと思います。

まあ前段で申し上げた通りね、飯島当町では独り暮らしの高齢者世帯や認知症等介護を必要とする人が年々増加しておるこのような状況にあるわけですから、まあ当町のこの現状を鑑み積極的に1日も早く取り扱い要綱の整備を重ねていただきたいと思います。それから今もお聞きしたように、この福祉問題と合わせた広域な取り組みも今検討しているというご答弁であります。まあ上伊那8市町村、まあ一町はちょっといま遅れているようでございますが、その形の中で足並みをそろえた形の中で是非早めの対応をしていただきたいと思います。お願いを申し上げます。

それでは次の質問に移らせていただきます。竹林保全管理と奨励について質問を行います。この今当世、自然保護とか環境保全といった仕事はこれはまあ行政の分野というような認識がみんなお持ちで、行政側も住民もそんなようにまあ理解をしているのではなかろうかと考えております。まあそのためにいろいろな対策が後手になったとか立ち上がりが遅くなったという事例もいろいろあります。まあ通称、竹の北限は伊那谷、まあ一番ここが特に多いんですが宮田あたりだとそんなようなことも言われております。当町は特に中川、飯島は竹林、まあ通称われわれの言葉で言いますと竹やぶですね、竹やぶがほんとに大変多いところでございます。そこでまあ当町のこの竹林面積はどのくらいあり、竹林のこの今の現状の状態を把握しているのかどうか、まず最初にこの問題についてお聞きしたいと思います。

町長

2つ目のご質問であるこの町の中の竹やぶ、竹林の現状でございます。町内の竹林の面積でありますけれども、森林簿に基づきます所管課で管理をしております台帳面積では約まあ40ヘクタールというふうな数字を把握しておりますけれども、これはあの主にまあ森林簿等の数字でございますので、実際の里山に点在しておるこの竹林面積までは把握できていないというのが現状でございます。で町内のほとんどの私有林、この竹林は私有林、竹やぶであるわけでありまして、本来は個人所有者が保全管理を行ってきておるところでございます。しかしながら今お話のようにこの所有者の高齢化や担い手不足などにより適切な管理が行われなくなってしまった竹林が非常に増えてきておるという現状もございませぬ。これらによりましてその農地やこの林地がこの驚異的な成長力によってお隣の農地等を侵食されるさまざまな被害が発生するというようなことにもなっておりまして、特に当町では道路の沿線にあるこの竹林が雪の降った後のしなってくる状況等で交通の妨げになるというようなこと、それから通学路においてもこの竹が覆いかぶさることによって非常に支障をきたす、あるいは恐怖感を暗くなって恐怖感を夕方遅くの帰校時などにはあるというようなこともあると、従ってこうした問題についても特にあの通学の安全対策上は大きな課題であり問題であるということの認識はいたしております。

平沢議員

お聞きしましたとおりの台帳面積でいけば40ヘクタールと、しかしこの竹というものはものすごい繁殖力っていうか、竹やぶが混んでくると脇へ出るとこういう習性がありますから、まあ里山においては若干もつとたくさんあるのではなかろうかと思っております。それから今申したようにほんとに竹やぶはいま個人責任で管理をしているんですが、非常に大変な状態になっていることは事実であります。以下順を追ってその点について質問をさせていただきます。

最近、私、竹やぶを歩いてみました。まあ申したとおりのほんとに繁茂しちゃって古い竹

が倒れ、人間が歩く状態ではありません。まあ場所によってはこのタケノコのほとんどがイノシシそれから日本鹿、これに食べられていました。まあちなみにどういふふうな習性かというイノシシは地下の部分、竹の下の方でございまして、それで日本鹿はタケノコの出た上の方、上部一番先端部ですねこれを食べて食い散らかしてほんとにすさまじい光景でした。何年かたてば竹やぶ絶えちゃうんじゃないかなとこんなふうにも思うような光景が随所にあります。これもまあほんとに野生鳥獣によるこの農林業被害のほんとの一端だと思っております。なぜこのイノシシ、鹿が竹やぶに入るのか、これはまあ近隣市町村も駒ヶ根市、中川でもそうですが、ずっともう数年来防護柵を設置したために、この柵伝いに来たこの有害鳥獣が柵の無いところから入り、当町もまあこの茂みの多い竹やぶは鹿によってはほんとにこの格好の隠れ蓑になっているわけございまして、ほんとにあの大変な状態がございまして。当町でもまあ今年そういう形の中で予算を計上して地域が力を合わせて防護柵設置をする必要があるのに、ほんとに残念なことに今年は県や市町村を落胆させる事態になっているわけでございます。この防護柵設置に充てる国の交付金が県側の要望の4分の1にとどまり、その結果において22町村44地区の割り当てを決め、これは北信の方が主でございますが、まあ当町を含めて19市町村38地区はこの割り当て額がゼロとこういうふうになっているわけでございます。この農林業振興のためにも一日も早い対策が必要で、竹やぶはこの有害鳥獣の現在は温床になっているといっても過言ではありません。このことは重大に見逃せない問題でございます。それでこの問題に対しても竹やぶの関係がございまして当町ではこの自前の施策で対応する時期に来ているんじゃないかと思っておりますが、この対応策を検討する余地はお考えはあるかどうかこの点についてお伺いいたします。

町長

この竹やぶ、竹林が様々な安全対策、安全上の問題等に影響しておるこの認識については今申し上げましたとおりのとおりでありますけれども、であのこれに関連して有害鳥獣の温床の巣になっておるといふようなことも事実かと思っておりますが、これはあの今お話のように今年度も町もこの防護柵について予算計上をして県、国の方へお願いしておったわけでありませぬけれども、継続が中心で、しかもその継続も10分の1くらいの予算に削られて新規の取り組みはゼロというふうな大変衝撃的な通知をいただいておりまして、今できれば9月補正に向けて国はこれを復活していただくような、これは全国挙げてその今運動をしておるわけでございますが、政府も代わってどういふ展開をするか予断を許しませんけれども、引き続いてやってまいりたいというふうにも思っております。であの基本はやはりあの先程北沢議員のご質問にもではありませんけれども、やはりこの竹林の所有者の日常の維持管理というものは基本的には自己責任、所有者管理ということだといふふうに思います。いろんな状況が町内にはあるかと思っておりますけれども、その財源措置をもってその部分で町が対応するっていうことはやっぱりちょっとこれは至難だろうといふふうにも思っておりますので、あくまでも自己責任と、と同時にこれはあの地域の問題としても捉えていただいて、あるいは交通安全対策の問題ならば安協さんともまた話をさせていただいて、まああのそれから区や耕地や竹やぶばかりでなくて垣根が支障になって見通しが悪いと、交通安全の妨げになるというふうなこともこれまでもございました。そのことによって地域としてなかなか個々のお隣り同士の話ではなかなかうまくいかない面もありますので、区長さんなり総代さんなりまた安協さんなりということの中で解決してきたケースもかなりありま

平沢議員

すので、基本的には所有者管理の責任においてそうしたことをできるだけ除去してもらおうという方法をお願いをしまいたいというふうに考えておるところでございます。

まああの地域的あるいはまあ共助といったような形を重点的に町長は突いていると思いますが、この自己防衛にはほんとにあの限界があります。それでやっぱりこれを放任しておきますとこのやはり農業の破滅的な状態になるのではなからうかと、生産意欲の喪失、合わせてそういう有害鳥獣により高齢化しておる、これとてもそういうふうな今の農業担い手不足の状況の中では非常に大変なことでもあります。従ってまあこの重い腰が上がらないこの現実だと思いますが、「転ばぬ先の杖」ということわざもございませぬ。まあ如何にこの事前の対応が必要かと思えます。それでまあ町長申したとおり皆で知恵を出して考えるというようなことではございますが、やはりこれにはひとつ行政的な支援が当然必要になってくるかと思えますので、まあこの点も補助金もどうしても町の財政からいえば大変だと思えますけれど、積極的に上部機関へ繋いで一日も早い施策ができるようお願いをしたいと思います。

それではこの保全管理にあたっての対策について提言いたします。当町ではこの住民の高齢化とともに家の後継者も減少していると推測し、一番まあこの問題は懸念をしているところでございます。従ってこの農村集落の荒廃が進んでいるこのことを重視していかなければなりません。まあそこで住民全体の地域づくりこれを促進するための施策が求められております。この点については既に計画的に取り組みが進んでおります。それはまあ各地区にある地域づくり委員会この活動がほんとに計画的にもう既にアクションを起こして非常に高く評価をしているところでもあります。私はこの竹林を保有しているこの高齢化世帯が管理できない、こういうような竹やぶを管理していくこの保全活動、これを今当町で取り組んでいる与田切川沿線の開発っていうかそのあれに向けたもの、あるいは千人塚の桜の手入れをしている、そういうものに限定をせずにですね、この緊急雇用対策事業の一端として竹やぶ管理にこれを振り替えることはできないだろうか、まあ雇用対策の形、雇用緊急対策、このような形のを、まあおかげさまで今そういうふうな補助がありますからそれをこちらに振り向ける、こういうふうなことは一番大事なことではなからうかと思えますが、この点については町長はいかがお考えでしょうか。

町長

まあこの竹やぶ、竹林の保全管理について例えばまあ雇用対策上の問題としてまあ捉えたりして対応できないかというようなことではございます。まあこの竹林の問題、個人の皆さんがこの竹やぶ、竹林管理というものについて大変この悩んでおりまた管理の意欲を失ったというようなこと、それから高齢化の問題やそうしたことが加わって大変あの苦慮しておるということは十分うかがえるわけではございます。で、まあこの竹林に限らず、今申し上げましたようにこの良好な関係状況の中で、例えば公共用の道路だとか河川だとかいうものを維持管理していくっていうことは大変まあ大切なことであるということでもありますので、再三申し上げているようにこれはあの基本はやはり個人の所有の管理責任という形の範疇でありますけれども、やはりあの公共的に考えて、また地域の安全対策上考えて、必要な地域ぐるみで取り組んでいただくということはどうしても必要であるというふうに思っておるわけではございませぬ。過去にもあのそうした事例も出まして、この区の事業っていいですか地域づくりの1つの事業として町の財源的にもこれはまちづくりの支援補助金の中で対応させていただいた例もございませぬ。従ってあのできればそういうあの竹林の

平沢議員

除去だとかそういう個々の問題についてではなくて、やっぱり全体的に考えて子ども達の安全確保の問題だとか、交通安全の問題だとかいうことに絡んでの地域の問題として取り上げて、その活動に対してということの中ではこの1つの支援をすることも可能であるというふうに思っておりますので、是非またこれは地域地域でひとつ地元でご判断をいただきたいというふうに思えます。同時にまた今この「ふるさとの森・川構想」の中で進めております、特に与田切川中心にボランティアの中心でやっておる事業を拡大したり、あるいはまたこの雇用促進の補助金、臨時雇用の部分で拡大できないかということではございませぬ。今あのあるメニューの中でもこれはあの支障木の除去であるとか草刈りとかいうようなことはメニューとしては持って3年計画でやっておりますけれども、だいたいあのその内容は確定しております。今後あのそうした経済対策の問題が出てくればこの支障に関する部分を客観的に捉えて対応することもできる、可能ではあるかなあというふうに思えますけれども、現在のところそうしたあの方向が出されるかどうかということでは全く分かりませぬし、多分そう早急にはないだろうというふうに見ておりますので、いろいろ地域の問題として捉えていただきながらひとつ十分自己管理も含めてお願いしていきたいというのが町の今お願いしたいこの現実の姿であるというふうに思っております。

当然まあ地域の問題とは思いますが、この今町長支援も可能だと言って下さっておりますので、後段の方でこの支援についてまたご質問をしていきたいと思っております。ちなみにその県にこういうような補助金があるかどうかということも見てみますと、竹林関係は無いんですね、全然、里山整備はあるんですが、この竹林っていうものはどういふわけだというと長野県でもほんとうに下伊那へいくと山が多い、上伊那はこの地点だけなんですね、ですからこのやっぱり陳情も弱いと思っております。ですからこれはやっぱり里山整備と一環とした形の中で県の方へ上げていくということも一番大事じゃなからうかとも思っております。今年の春雪はほんとに大変重くて遅くまで降っておりました。まあ多くの竹やぶの竹が折れて道をふさいだ、まあ住民の皆さんさっきも言っているんですが、ほんとに住民の皆さんは雪かきとかそういうものは一切一応部落対応あるいはその隣組辺りで一生懸命やっているわけではあります、先ず竹が倒れるとこの竹を徐伐してから雪かきの作業になるために、通学道路の確保がかなりの時間を要するわけではございます。やっぱり田切地区におきましてはほんとにあの学校まで40分とか50分とかそういうふうな時間を要しますので、この児童生徒の通学にはほんとに支障をきたすわけではあります。まあこのちなみに道路の支障木等の除去はこれはお聞きしますと年頭の区長総代会で要請しているとお聞きしております。がこれはなかなか障害木についても実行に至っておりませぬ。そこで1つの手法としてこれは耕地単位に人員や作業の延べ時間に依拠して、これは申告制度っていいですかそんなようなものを設けて補助金を交付する、まあこうした施策を導入することによってたゞいま非常に多い松くい古倒木とか、それからあるいは松くいの被害木、これもそういう一つの手法によっては事前に対処できる、これは私は一石二鳥の施策が導入することができると思っております。ここの点については今の言う耕地そういうふうなもの、地域づくりにもしかりでございますが、まあ補助金制度、今回の場合は地域づくりには自主的に各地区には交付金を配布しておりますが、これと違った形の中の道路愛護とかそういうものに対しても耕地へはまあ若干の負担をしております。この様なものと合わせた形の中で考える余地があるのではなからうかと思えますが、この点の

町長 町長の所信をお伺いしたいと思います。

町長 まああの再三申し上げておりますように、この竹林の及ぼす影響の対応については基本的にはまあ地域の問題として、それからまた所有者の自己責任の範疇の中でひとつ話し合っただけであらうというふうなことで、まあ是非対応していただきたいというふうなことはありますが、これをまあ一つの地域の問題として捉えて、この安全対策をどうするか、そのことがまた協働のみんなの活動事業としてどう捉えるかということによっては、先程申し上げたまちづくり支援の補助の対象にもなりうるという前例もございますので、今年もあの少しその支援金制度の内容を分割して使い勝手のいいような形にいたしましたので、その部分もまたあの所管課とよく相談をさせていただいてですね、できれば対応していただくことがいいんじゃないかなというふうなふうに思っております。なお、おっしゃいましたように、この竹林、山という名前がつきますけれども、これに対してあの樹種転換の問題だとかその里山整備の補助金を、例えばあの森林税の一部を導入してやるってというような制度については現在のところ県の方も開かれておりませんので、お話のようにちょっと対応出来かねるということだと思います。

平沢議員 今申したとおりまあ共助の関係で自主的に取り組んで、まあそれに対しては補助的なものも考えているとまあこういう前向きなご意見をいただきました。まあ住民からの通報で職員が駆けつけて古倒木でもそういうものを確認してから、それから森林組合へお願いして今おるような現状でございます。そこら辺の状況も鑑みながら自主的にやっばし共助の形でもものが素直にいけるようなひとつの施策というものも考えるべき時だと思っております。それからまあマツクイムシに対してもこの伐倒燻蒸処理もこれももう後手後手の取り組みであります。先程申しておるようなやはりこの自助・共助・公助この連携の活動方針を改めて求められる時期がもう来ているんだと、もう一回見直す時期が来ているのではなからうかと思っております。まあ具体的に活動計画を立てて物事が行えるような1つの施策も大事ではなからうかと思っております。

平沢議員 それでは次に計画的に地区を指定してこの保全対策を推進することについてを質問いたします。まあ昔前は竹はほんとに貴重な財産資源でありました。私どもの年齢では皆これは記憶に新しいものがあります。竹の皮を拾ってまあいろいろ買ってもらったり、または竹は海の家苔、これとしてもこれは重要な資源であったわけでございます。それで1年を通じてまあ竹やぶからは収益があったと、このような中でほんとに竹やぶはほんとにあの潤っておったわけでございます。まあしかし今はこの所有者も高齢化して、それから中国からの竹材の多量輸入、これによりほんとに竹の用途が無く、ほんとに無用の長物というような今の状態でございます。それからそのためにこの管理の意欲も欠けてそれから放任状態、これにあるのはどこの竹やぶもまあ共通した状態です。先程申しておる通りこのタケノコ、これはですね、この道路の舗装、コンクリートはタケノコは上へ出ません。しかし舗装はそれを破ってタケノコは地面の上へ出るわけでございます。それで竹やぶの周辺におきましては非常にこの亀裂を作りまして又は侵食して、まあこれは隣の田畑を覆う、ここら辺も今一応公害的な状態で苦情がかなり殺到しておると思っておりますが、まあ一番大きなのはやっばしこの舗装処理のこの大きな一因となっている、それから冬季は先程申しておる通り、竹やぶの影はこれは非常に地温が低いわけでございまして、非常に凍結をするのでございます。それでほんとに交通事故の一番多いところがこの竹やぶの

町長 影って言うその時期においては、これはもう一因になっていることも事実でございます。従って当町ではこの竹林の保全管理のために、これはどこでも取り組んでおらんとするんですが、全国に先駆けて竹林保全のオーナー制度、これを創立することを提案するが、この点は町長いかがお考えでしょうか。所信をお伺いいたします。

町長 実際舗装面にタケノコが頭を持ち上げて支障になっているというのも承知しておりますし、また現場現場での管理等についてはどういう実態で地域にお願いして所有者にお願いしてということもありますし、建設水道課長の方からちょっと現状を申し上げたいと思っておりますが、まあそれらのこの竹やぶを総括的にオーナー制度を入れていくというようなことは今初めてご提案をいただきました。果たしてそういうことがこの竹林という存在をどうまあ、もしオーナーの方が判断して取られるかということもわかりません。一つのこれからのまあ検討材料とさせていただいて、そのオーナーの皆さんにどういう部分をどういうふうにしてというようなこともちょっと今のところまだ整理出来ておりませんので、これからの検討課題とそういうふうなさせていただきたいと思っております。

建設水道課長 竹林それから支障木等の道路等への支障木等の取り扱いでございますが、これにつきましては先程も議員さん言われましたように、年頭の区長耕地総代会の中でも支障木等の除去を耕地の中で是非、区や耕地の中で地元の中で取り組んでほしいというお願いをしております。それからあの先進的な事例というか耕地によっては毎年冬を迎える年末に耕地の作業として町道の沿線の支障木、それから竹林の伐採を地主の了解を取った中で耕地作業としてやられておるところもあります。そんなような対応をされておりますし、またあの通学道路とか道路に松くい虫等で道路をふさぐような恐れのあるものについては、こちらからまた耕地の方、また地主の方を通じて撤去等を願ってその除去も行っておるという状況でございます。

平沢議員 まあオーナー制度、まあ初めてのお聞きだということで町長、ちょっと私どんなようなことかちょっと申し述べたいと思っておりますが、私はこの今農地はですねこの農地利用権を設定していろいろなことを行っております。それから竹やぶ所有者の聞いてみてもかなり高齢化で、だれかやってくれる人がおたらやってもらいたいという声ばかりなんです。ですからこの農地利用権設定と同じように管理できない所有者に提供してもらったものを一応区切って、それでオーナーに管理をお願いすると、その中でオーナーはまあこの竹というかそれは自由に竹が使える、タケノコを採ったりいろいろの形の中でまあその竹も使ったり、竹簾にしたりというような形の中で管理してもらえる。それから一応条件的にはこの道路とかその田畑の3メートルこのすべての周囲に対してはまあ一応伐採をしていただくと、いうことによってこの交通事故防止とこの道路管理に対する経費の削減、大きなものが出てくると思うんです。ですからこの経費の削減をそのオーナーある管理費っていうか支援的なものにも回せるというような形もできるんじゃないかならうかと思っております。その点も一応参考にして考えていただきたいと思っております。

平沢議員 それでは最後になりますが、この竹林の先ほどちょっと申した樹種転換、これの推進の取り組みについてこれについて質問いたします。先ほど町長はやっばし里山整備のようなわけにはいかないよと、言っていましたけど、私の考えもひとつ聞いていただきたいと思っております。竹林はその後の扱い方によってはですねこの多くの住民の生活を破壊しかねない、この自然災害をもたらす役割を持っていることも事実であります。この人間の管理を必要

としておるわけでありまして、竹は皆さんご存じのように木と違って上根なんです。それで崩落には大変弱く、それからこの竹の上を土石流っていか崩落が起きるとその勢いが2倍にも3倍にもなります。よってこの被害もそれに対して比例して大きくなるわけでございます。まあこれは私もいろいろ話を聞いております。先程来36災とか58災出ていますがこの36災でも58災でもほんとにその場に直面なされた方々は、今でも残るこの大きな爪痕を語ってくれております。私たちはその忠告を真摯に受け止めていかなければなりません。まあ前任議員からも防災対策について質問ありました。従ってこの竹林の多面的機能を持続的に発揮させるために当町の新たな竹林整備計画、これを策定してまあ有害鳥獣対策と環境問題も併せて里山整備事業の一端としてこの計画的に地区を指定して、竹林の樹種転換推進に取り組む竹林整備を遅滞なく実施することを提案するが、この点は町長いかお考えか、それから竹林保全管理についての総括的な所信も含めてお伺いして質問を終わります。

町長 竹林、竹やぶがこのおう盛な成長力で大変いろんな面で影響があるということはもう十分わかっておりますけれども、まあこれをどういうふうに対応していくかっていうことは、今オーナー制度の問題もございまして、それから町が基本的な1つの計画の中に位置付けてやっていこうとかどうかについては、これからも少しひとつ内容を検討しながら、いずれにしてもあの地域のご協力もいただきながら安全確保等について、あるいは有害鳥獣の問題もそうでございますけれども、やっていく必要がございますので、ひとつの先ほど申し上げたように検討課題とさせていただくということをお願いしたいと思います。ただあの現実問題としていろいろあの退治方法も研究されておるわけでございますが、あのできるだけ強い枯れ薬剤っていいですか薬剤等のあれはやっぱり控えるべきだということだろうと思います。その辺に絡んで最近ひとつの有効なあまりお金のかからない方法が手法として出てきておるようでございますので、このことをまたあのいま今日担当課長の方から申し上げて、できれば広く町民の皆さん方にもこの啓発を広めていきたいなというふうに思っております。また実際実施面も含めて検討してまいりたいと思っております。

産業振興課長 それでは私のから今町長が申し上げました、ほんとに有効かどうかというのはまだ自分で試したわけではございませんので分かりませんが、毎月発行されております現代農業という冊子がございます。その冊子の中に今年の3月号なんですが、最初のところに竹のことが出ております。でこの関係について申しますと、要するに間伐をするっていうことなんです。間伐をするっていうことはやっぱり切るということは大変ですので、なるべく簡単に切れてその分が枯れていくっていうのをこの冊子では言っているんだと思いますが、通常竹について切られるときは地際というか直接下の地面のところから切られると思うんですが、竹は1メートルの高さで切ればその関係した根まで枯れちゃうんだということが出ております。でその切る時期については12月から2月ぐらいの水を吸わない時期というようにことのようにです。でその1メートルぐらいの高さで切ったものをまあ1年ぐらい放っておきますと根まで枯れるということで、簡単にその竹自体は若干こう揺すれば抜げるというようなことだそうです。で地際から切ったものについては下を掘ってみるとまだ根っこが元気であると、来年出てくるタケノコの芽も出ているというようなことが出ております。ですので1メートルぐらいのところまで切ると根っこまで枯れると、地際で切ると根っこは枯れなくてまたそこから新年度にタケノコが出てくるということで、切っても切

っても竹は増えていくという状況のようです。ですので、もし試される機会がございましたら1メートルの高さで切っていただければ枯れるのではないかと、まあこれはひとつの間伐の方法のようですので紹介方々ですがよろしくお願ひします。

平沢議員 質問を終わります。

議長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分と致します。休憩。

午前11時59分 休憩
午後 1時30分 再開

議長 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
2番 中村明美 議員

2番 中村議員 通告に従いまして質問をいたします。1、商店街の活性化について①の質問からいたします。当町では道の駅やその周辺に隣接している店舗は町内外の人に親しまれ賑わいを見せており大変に喜ばしく思います。この不況の中で人気を継続していることは関係者の皆様の努力に他ならないと敬意を表します。このような人気スポットがあるとはいえ、町全体に活気が見えてこないのはなぜでしょうか。住民の方々と語る中で必ずと言っていいほど聞かれることは、商店街が寂しいが何とかならないかという声で、町民の皆様が商店街に活気がないことで、このままでは我が町が取り残されるのではないかと大変に心配しており、一日も早く商店街が活性化することを望んでいます。活気ある商店街は住民の唯一のふれあいの場であり元気の源であります。かつては飯島の広小路は買い物の人で賑わい、子どもからお年寄りまでの賑やかな声が行きかかっていました。その後車社会となり、住民の多くが町外の大手デパートに走るようになり、結果として商店街にダメージを与えたことも現在の状況を作った要因の一つに挙げられると考えます。時代の流れの中で試行錯誤してきたわけですが、現実には厳しく展望が見えにくく今再び商店街に活力を出すための活動が急務です。町としても努力してきた経過があると思います。そこで尋ねますが飯島町の中期総合計画2006年から2010年においての中で、新たな商業集積のあり方を研究するとともに、既存店舗と大型店舗の共存による商業振興策を検討します、とありますが、ここ4年間と数カ月ですが商店街は住民の目にはあまり変化が見えなく寂しさが増しているように見えます。本年が中期計画の最終年ですが、中期総合計画内容で研究検討されてきたと思いますが、現在の課題とその状況を伺います。

町長 それでは中村議員のご質問の商店街の活性化について、まず現在までの計画、第4次総合計画、現計画でございますが、この商業集積の項目に関してのご質問でございます。賑わいのある商店街作り、これは町の活性化の観点からも不可欠なこととございまして、ご質問の新たな商業集積の検討に当たっては既存商店の振興策とセットで検討を進めていく必要があるわけでありまして、また集積を進めるには通常核となる店舗等をどのようにするかが課題となっております。まさにまあこの今お話がございましたように、このことに関して町も私も町長として最もこの頭を痛めておる近々の課題のひとつでございます。町民の皆さんも大変心配をしておられます。これを考えるときに具体的にはまずこの核と

なる店舗として大型店を誘致をするという方法があるわけですが、人口規模等の商業圏ですねこの状況や、それから現在のこの飯島町に置かれておる既存商店街、これらの実態あるいは影響と様々な問題がございます、過去にも大型店の出店計画に対して商工会や議会の皆様と対応してきた経過もございますが、最近になってここ数年来状況も一変をしましてまいりました。この店舗誘致も関係の皆さんと努力はしておりますけれども、なかなか承知のようなこういう経済状況の中で思うにいかないのが現実の姿でもございます。そこでまあこれらの具体的な検討の1つとして現在建設が進められております伊南バイパスの開通に向けて、バイパス沿線や堂前線沿線の商店等の商業区域を含めた土地利用計画にかかる調査研究というものを、庁内のプロジェクトチームあるいは近隣の耕地や関係の皆さん方をご参加をいただきまして、20年の12月に報告書としてまとめていただいております。この内容につきましては現在策定中の新第5次総合計画の中にも引き継がれてこの考え方を持っていくということになるわけでございますけれども、まあいろいろの状況の中で町の現在のこの新たな集積地としてはやはりこのバイパス、堂前線沿線が候補地として考えられるということになるかと思いますが、その中でもまた道路構造等から立地に適する場所が限られてくるというような制約もあるわけでございますので、それらをまあ総体的に検討をしてどう位置付けて、それからまた町が直接この店舗出店等について実施するわけではございませんので、そうした進出の予定のある方、それから特に既存商店街で頑張るとっていただく方等々の調整を十分しながらこのことを目指していくということでございます。でこのいただいておりますプロジェクトの報告書の中には地元の農産物の直売施設についても検討いただいておりますので、これらも含めて民間活力の導入それから町の果たすべき役割等、引き続いて検討をして、お話がございましたように何とでもこの衰退気味の町の商業の現実の中で、町の中でできる限り買い物ができるように、また一般の住民の皆さん方も町内でできる限り買い物をしていただけるような、この店舗等の活気に結びつくような努力をしましてまいりますので、どうぞひとつ商工会をはじめそれぞれの機関、団体のご協力を節にお願いを申し上げたいというふうに思っております。

中村議員 　ただいま伺った中で、伊南バイパス沿いに向けて考えていくということでもあります。大型店舗に注目しすぎて地元で根付いた人情味ある既存店舗が影を潜めることのないように、地元の個性を生かし発展させる施策を検討していくことを是非要望するわけですが、大型店舗ということだけに目を向けすぎて地元の今まであるそういう店舗がですね影を潜めていくようなことがないように是非検討を求めるわけですが、その点についていかがでしょうか。

町　　長 　まあ今後あの土地利用の状況が刻々と変化をしていくということになるかと思いますが、その中で商業集積どうするか、それから活性化につながるような商業振興をどうするかということは大変まあ大きな問題でございますし、難しい問題であるというふうにも思います。当然のことながらこの大型店舗ありきということは毛頭考えておりませんし、まあ何をもってこの飯島の条件にあてはまるものが大型であるか中型であるか小型であるかは別にいたしましても、やはりあのこの中核となる店舗がないとどうしても商業活性化ができない、つながらないというのがもう現実の姿であるわけでございますので、当然商工会に参画する商業の皆さんとも十分話し合いをしながら、そしてこれを結ぶようなひとつ

中村議員

町　　長

の何としても地元で買い物ができるような環境作りというものを行政も一緒になって考えていく必要があるとそのことを申し上げておるわけでございます。

　そこでですね活性化対策の1つになると思うのですが、次の②の質問に移ります。先月5月27日の商工会青年部の方々と議員との懇談の中で、青年部の方が何とか町の活性化を図りたい、自分の子どもが飯島を誇れる町にするためになんとかしたい、と言われた言葉が今でも胸に深く染み込んでおります。今飯島の若者が立ち上がろうとしています。真剣な青年が1人でもいたら間違いなく未来は開けると思います。わが町にはそんな頼もしい青年たちが居ることは必ず理想を叶えられると確信いたします。飯島の未来を背負って立とうとしている若者を行政がしっかりサポートすることを強く求めます。そこで商店街活性化の第一歩として私は青年との活発な対話活動を行うことが最も重要だと考えます。対話の中から若い知恵を引き出し勇気を与え、若い力が多いに発揮できるようなアドバイスを施し自立へと導くことを求めます。青年たちを中心に住民が望む商店街を構築していくことが後継者の育成ともなり、飯島の将来にとっても望ましいことと考えます。対話を中心に青年の知恵と勇気を引き出し、青年の力で活気ある商店街の構築を目指すことを求めますがいかがでしょうか。そして商工会青年部との対話活動の展開をすることを要望しますがいかがでしょうか。

　過日、議会の皆さんが商工会の若い皆さん、まあ青年部かと思いますが、懇談をして今のこの置かれておる現状それから未来への懇談をされたということで、大変あの有意義であったというふうにお聞きをしております。その中で今お話にございましたように、特にあのこれからの背負っていく若い皆さんが現状を憂いてそして強い決意の下にこの何とか打開していきたいという意欲に燃えて発言されておるということは非常にあの心強くまた嬉しく思っておるわけでございますので、是非そのことを具体的なひとつ活動の中で実践の中でひとつ期待をするというふうにも私も思っております。で、あのこのことについて、まあ私自身も町担当もそうでございますけれども、常々商工会とはパイプを持ちながらそうしたことについての検討議論を重ねてきておりますし、私自身もあの毎年のようにこの企業訪問した折にもこの商業関係の皆さん達も訪問したりして聞いておりますけれども、なかなかあの現実のこの地元滞留率というようなことを見ると、特に商業の場合は厳しいということもまあ言っておるわけでございます、なかなかあの現状はそう甘いものではないのかなあというふうに思うわけでございます。であの是非そうした若い皆さんとの対話をということでございますけれども、これからは当然そのことは町としても進めてまいりますが、1つに先ほど申し上げておりますように、第5次総合計画のこの素案策定作業の中で産業振興部会というのがあるわけでございます。それぞれ部会単位で取り組んでいただきますが、ここであの商工会青年部の、議会の皆さんが行われたような懇談を持っておりまして、いろいろとご意見をいただいておりますので、概ね今、中村議員のおっしゃられたようなことがその懇談の中では出たというふうに聞いておりますので、だいたい思いは同じだと思います。是非まあそうしたことを第5次総合計画の、特にあの産業振興、商業振興の中でこれは盛っていききたいということで作業を現在進めておるわけでございます。まあその他にあのいろいろの町民の皆さんはこうした状況についていろんな受け止め方があるかと思っておりますので、是非あの町長との懇談やほっと懇談、あるいはまた議会の皆さんを通じてでも結構でございますので、ひとつ柔軟な発想をもってこ

のご提案をいただけたらというふうにご期待を申し上げておるわけでございます。そしてまあそうした意欲に燃えてあるいは中心商店街の更なる活性化、あるいは新規にこの起業をしていく法人立ち上げといったようなことについては、当然あのその意欲とともに資金面での問題もあろうかと思えます。これもいろいろとあの制度的にもございますので、是非ひとつまた担当の方へ相談をいただいて活用をいただきたいということでございます。いずれにいたしましてもやはりこれはあの事業を営む方、これから勇断をもって事業を起こす方、是非まあひとつ自らの発想でいろいろとまたご相談をいただいて、積極的な勇気あるこの取り組みをいただきたいなというふうにも期待をいたしておるところでございます。以上であります。

中村議員

まあその産業振興部会の中でですね青年部の方のほんとに未来に向けてのそういう希望とか要望に対して、本当に叶えられるようなそんなサポートを町が本当に本気になって力を注いでいただきたいと思えます。私たちは飯島の地に縁深い上にとともに、共存していることをお互いに称えあい汗を流し飯島の希望ある未来に前進すべきだと思います。商店街の活気を取り戻すために町民も共に努力したくなるようなそんな行政の働きかけを強く求めまして次の質問に移ります。

③の質問は商店街の活性化にも一役買う内容だと思います。飯田線は昨今観光スポットとして人気が出ており、飯島駅を利用する観光バスをよく見かけます。私も昨年秋たまたま飯島駅から飯田駅への行き帰りに飯田線観光客の方と乗り合わせました。その際車窓からの景観に感動する声を耳にしたとき、この人たちが地元の特産物を口にしながら乗車していたらもっと旅を堪能できるのではないかと思います。飯島駅に下車して何もなかったところをただバスに乗り込む姿を目にしながら、飯島駅前で旅の思い出づくりの1ページをプレゼントしてあげたいなあと感じました。町では飯島駅利用の観光バス状況を把握しているのでしょうか。そこで活気のある商店街を目指すためにも飯島駅で地元特産物や観光マップを置き、飯島アピールを行うことを考えますがいかがでしょうか。

町長

今お話のようにこの観光面においてJRの飯田線、これがあの非常にいろんな意味でまあ注目を集めてきておると承知をいたしております。この鈍行に乗った飯田線を体験しながら、そしてまあいろんな考え方があってございますけれども、1つにはこの飯島の駅で下車をしてその後バスにて若干町内を移動して行くという、それでまたあの再び或る地点で飯田線に乗っていくとこういうツアーが企画をされて、実際にあの私も目の当たりにしておるわけでございます。でそこでまあこの飯島駅で下車する観光客を対象とした農産物の直売や広小路の商店や飲食店への取り込みがまあ話題というかになっておりました、非常にあのこの議論も今いろいろの巷で言われておるわけでございますけれども、でちょっと聞いてみますと、このことについてツアーの中で駅からバスまでの時間的余裕が非常にまあ少ないというのが1つの課題になっておるようでございまして、まあなんとかこのバス会社ツアーコースとの連携によって、今現在はこのほとんどの方が道の駅やあそこの里の菓工房辺りへ下車をして、下車というかそこに寄ってお立ち寄りいただいていくというようなことでございますので、何としましてこれは大切にしていきたい観光面の要素であるというふうに思っております。そしてやはりこの降りていただく最初のイメージが飯島の駅前という形になるもんですから、是非その少しまあ飯島駅前もいくつかの店舗がああいう形で閉鎖されておりますので寂しいイメージがあるわけでございますけれども、

やはりその辺のことを十分またご相談を申し上げながら、このまず先に飯島町に降り立ったこのイメージというものを大切にまあして、この下車した事実というものをどういうふうに活かしていったらいいかと、そして限られた移動時間の中でどのようにまあおもてなしというか気持ちが伝わるのかどうかということも含めて今、パンフレットの問題それから少しあの地域の特産的なものをそこに並べられる要素がないものかどうかというように、いうことを今研究をしておりますし、またあの当事者間とも協議をしておる段階でございます。特にあの観光協会との連携の中でこのことをやっていくことが非常に有効ではないかというふうに思っておりますので、すぐ実現というわけにはなかなかまいりませんが、是非ひとつまたあの観光協会とも近々総会もございまして提言をしながらそのことに取り組んでいきたいというふうに思っております。中村議員もこのことについては大変想っておっていただくというふうにお聞きしておりますので、そうしたあの状況もまた教えていただきながら、是非ひとつお知恵を拝借する中で何としましてそのことに結び付けていきたいというふうに思っておりますのでご協力いただきたいと思えます。

中村議員

大変前向きに取り組んでいただけるということであれしく思います。町長も今言われましたが、飯島はおもてなしの心を重んじていますが、それを形にしてですね例えば電車を降りた人が越百の水をいただきながら特産物を紹介されたら、温かい地元の人とのふれ合いが心に残るものだと思います。思い出深い旅のおもてなしを町がリードして、農業、商業、観光関係が協賛し相乗効果を生みながら多くの人に愛される町を構築することを求めます。

では2の質問に移ります。有料レジャー施設の利用者に割引クーポン券を発行し、リピーターの優遇化を図り、各施設を堪能してもらうとともに町の活性化を図るについての質問をいたします。千人塚公園と与田切公園での有料施設の利用について今定例会の開会の挨拶で町長が言われたように、キャンプ場はわずかに増えましたがトータルで見ますと利用人数は20年度は26,837人、21年度は22,096人と前年より4,741人少なく、利用額を見ても719,000円の減と年々下降気味になっており、新しい施策が必要と痛感いたします。本年は越百の水が信州の名水・秘水に千人塚の城ヶ池がため池百選に選定され、飯島にとって飛躍の時と感じます。いずれも多くの方々に親しまれる、町長の言葉を借りますと飯島ファンが増えることを望むものです。さて親しまれる行楽地になる過程では口コミにより広がり人気が出ることも多くあります。そして訪れた人がリピーターになったり紹介者になってくれることが一番うれしいことです。それにはどうすればいいかです。今やどこでもポイントや割引チケットのサービス制度があり、何か特典があると次も足を運びたくなるものです。そんな心理を生かし飯島の自然を愛し翌年も訪れてくださる人たちへの優遇化を行い、多くの行楽者に喜んでもらうとともに町の活性化を図ることを考えます。それには町と企業等が協賛することが必要不可欠でして、例えばキャンプ場利用者へは再び利用してもらえよう割引クーポン券を発行するとか、また割引クーポン券は町内のキャンプ場、商店、お風呂などの利用券として広く飯島の良さを知ってもらい、また来よう、友達にも伝えてあげようというように、飯島に訪れた人たちにわざわざ前段で申しました形にしたおもてなしでリピーターを作り、それと共に各施設に相乗効果を生み出し町の活性化につなげることを考えますが、町長の考えを伺います。

町 長

次のご質問のまあいゝろんな町内の公園・レジャー施設等について、リピーターを介してその方法の1つとして優遇措置、例えばクーポン券ですか、は、いかがかというようなご質問でございます。今議会の冒頭の報告の中で昨年度のこうした公園、指定管理の施設につきまして状況等を申し上げたわけでございますが、確かに昨年の梅雨明けからの長雨や低温傾向と、それから特にあの景気っていうか経済状況の問題で大変あのいつもご利用をいただいております身近なお客さんとしての外国籍の方が占めとったわけでございますが、特に与田切公園なんか中心にそうですけども、非常にその影響で大きく減ったりして、まあ一部には回復っていいですかあの維持できておる部分もありましたけれども、そんな厳しい状況の中でもありますけれども、まあそれはそれとして、やはりあのせっかくのこの飯島町の誇れる観光施設でございますので、何としましても多くの皆さん方に来ていただいて英気を養っていただくということを考えていかなきゃならんと、おっしゃったように、ため池百選の問題や、それから信州の名水・秘水のこの指定について、これはチャンスとしては非常にあのタイミング的には今ここで取り組むべき大きな1つの課題でございますので、何としましてもまた更にこれをグレードアップしていくような方法を考えていきたいと思っておりますが、そこでまあひとつにあの更なるリピーターを通じて大勢のお客さんに来ていただく手法の1つとして、この割引クーポン券の発行をしたらどうかということでございます。企業と連携をしてというふうにならんとおっしゃったような気がしたわけですが、ちょっとその辺のどう解釈すればいいかちょっと測りかねますけれども、いづれにしてもあの現在もプールの使用料等についてはこの回数利用券というものを割引制度を導入してやっておるわけございまして、このことはまああのかなり繰り返して来ていただくことには効果としてはつながっておるんだなというふうに思いますけれども、ご承知のようにこの公園施設の管理利用料につきましては町の条例化で決まっておるわけございまして、この条例の根拠をもってまあ振興公社やその他の団体に対して指定管理をお願いしておるということでございます。それでまあこの辺につきましてはあの十分また関係機関と協議をしていく必要があろうかと思っておりますけれども、果たしてこの1つの手続き上の問題もございまして、メリット、デメリット、他の公園全体の利用料についてこのことをどう考えるかということはどう一度よく考えて、メリット、デメリット、それから費用対効果いろいろあるかと思っておりますので、十分このことは皆さん方のご意見を聞く中で研究課題とさせていただきますということで、今近々にこれをそのように実施するというお答えはできませんけれども、そんなことでひとつご理解をいただきたいと思っております。

中村議員

活性化に取り組む上ではですね、1つの施設、1つの例えば店舗、施設というだけの利用アップという考え方ではなくして、全体がですね町全体の施設が、施設というか商店もそうですけれども、農業もそうですが、そういうところが全てが共にですね相乗効果を上げていけるようなそういう施策をとることは町全体の活性化につながるもので、取り組みの中では1つのものという考え方ではなくして、いろんなまあ企業という言い方がよくなかったかもしれませんが、例えばキャンプをしたキャンプに来たお客さんがですね帰りにお風呂へ入っていくそのクーポン券をもらったら、まあ例えばそうやってホテルからその近隣の商店を知ることなどもできますし、また違うキャンプ場っていうのをまた利用できるということになれば、またそこにじゃちょっと足を伸ばして見ていってみようか、次回は行ってみようかというふうな飯島のこう360度とは言いませんけれ

ども、東西というかそういうふうにならんと自然環境やまたそういう特産物に出会う機会を多く持たせて、そしてファンを作るというふうなことを取り組んでいくことが大切かと思っております。そういう意味では是非ともね、その場で終わるのではなくして割引券・クーポン券っていうものを是非あの研究というふうにならんとおっしゃったけれども、前向きな検討に努力をしていただきたいので再度町長のご意見を伺います。

町 長

これはもう企業連携の中でこうしたことを考えていくことはよくわかりました。あのとでも大切なことだというふうにならんとおっしゃったけれども、十分また検討させていただきます。

中村議員

自然、歴史、地産地消とこの飯島の個性を生かして、何度も繰り返しますが相乗効果を生んでそして多くの人に楽しんでいただけるようなそういう施策を要望いたしまして最後の質問に移ります。

3番の小中一貫教育について質問いたします。子どもの教育環境は時代変化とともに改善されているわけですが、近年では小中一貫教育を実施検討する自治体が出始めています。身近な上伊那でも実施検討されている自治体があるようです。小中一貫教育の中では6歳から15歳までと心身ともに成長段階において大変個人差がある年齢です。私が調べた中でこの一貫教育では中学に上がって授業の理解できなくなった時点で小学校の先生がホローし、子どもへの学習不安を取り除くことができ、学習への意欲を養うことが望め、中1ギャップを防ぐことにもなるようです。また小学校の生徒でも意欲のある子は中学レベルの学習へと知識を広げていく利点もあります。小学校の中で無理に詰め込もうとしなくても中学までの一貫した教育の中で個性に合わせた学力の成長が望めます。また部活動の現状は少子化により教員の数が減っているため部の数も少なく、生徒は思いと他の部へ進まざるを得ない場合が出たり、また教員も2つの部を掛け持ちで顧問するなど教員への負担が重いということもあるようです。しかし小中一貫教育では小学校からも部活顧問を動員できるため、幅広い部活を子ども達に提供できる良さがあります。その半面、保育園を終えたばかりの子から思春期の精神的に不安定な時期な子と年齢層が幅広く、学校生活の環境づくりに難題、難しい問題もありこの中にデメリットの要素が含まれている心配もあります。個性豊かな子ども達の成長を最優先に考えたとき、飯島の教育環境において小中一貫教育をどのように考えるか町長、教育長のお考えを伺います。

町 長

次のご質問が小中一貫教育について、このことについてどのように考えておるかというご質問で、最初私の方からお答えを申し上げます細部また教育長の方から申し上げます。小中一貫教育は小学校6年間と中学校3年間の教育を一体として行うことであることはもうご承知とおりでございまして、この段階の異なる学校を一体化するものには中高一貫教育というのがございまして、中高一貫教育は平成11年度から制度化されているのに対して、小中一貫教育の方は公式な制度として実施されているものには現在ございません。文部科学省の研究開発学校や政府の構造改革特区といった特例を使っているか、あるいは実際の運用として実施をしているのが実態であります。従いまして学校基本調査のような公式統計には数値として表れてきていないということございまして、全国の状況につきましては市町村単位ではなかなかこの現状が把握できないということございまして、そのことを申し上げながら教育長の方からまたお答えをさせていただきます。

教育長

それでは私の方から小中一貫教育について議員のご質問にお答えしたいと思います。

ども、義務教育はご案内のように教育基本法それから学校教育法によっても定められておりますが、まあ小中一貫教育については今概論で町長がお答えしたとおり、構造改革特区の特区申請でもって一貫教育を実施しているという現状であります。特にあの一貫教育の先進的な地域としてはよく知られているところでは東京都の品川区ですね、特区認定を受けて平成18年度から小中一貫教育を実施しているというふうに理解しております。その運営形態は様々でありまして、その学校によっては9年間をですね4年の低学年、それから3年の中学年、それから1年生から4年生までの一括りですね、それから5年生から中学1年生までを一括り、それから最後の中学2年生3年生を一括りと、まあそういう4段階に分けたり、あるいはあの6、3のままで小・中学校の職員が相互乗り入れをして授業を行ったりするというような例があるようであります。県内におきましても菅平小・中学校が既に小中一貫の開校をしているようでありまして、近隣でも辰野町の両小野小中学校が来年度から実施していると伺っております。またあの信濃町でも小中一貫校が平成24年度に開校予定というふうに伺っております。いずれの学校もですね小学校1校、中学校1校というそういう現状の中で小中一貫教育をやっているということであります。信濃町は小学校複数校あったわけですが、平成24年の一貫校を目指して小学校1校に統合すると、その中で一貫教育を行っていくというふうに伺っております。まああのこのような小中一貫教育が公式な制度ではないにもかかわらず徐々に広がりを見せているという背景が、今の議員のご指摘のように非常に子ども達の様々な問題、発達課題等が背景にあるわけでありまして、とりわけあの小学校までは学級担任で授業をやっているというところでですね教科担任制になった、そういう状況にまあ子ども達ついていけないというところで中一ギャップという現象が出てきているわけでありまして、まあそれぞれの解消あるいはあの小中の連携というように進んでいるようであります。まああのそのようなところから子どもの成長に合わせてじっくり教師がですね子どもに向き合っていくというそういう指導できるという側面があるふうに伺っております。まああの私の考えではありますけれども、当町として制度として小中一貫教育を進めるということは現在のところ念頭にはありません。しかしながらですね小中一貫、先程申した中一ギャップと言われたようなですね負の側面があることも私は認識しておりますので、小中一貫教育の中で有用と思われるものにつきましては現状のままでありながら積極的に取り組んでみるということも必要になるのかなというふうに考えております。検討してみたいという課題であります。私は常々校長会の折りあるいは保育園の園長さんたちの会議にですね、保小の連携、それから小中の連携ということをもう少し積極的に打ち出してほしいということを願って常々話しているところであります。小中の連携ということにつきましてはまあ1つの例として切り口ですが、学力をどういうふうに小学校中学校で捉えるか、もっと伸ばすにはどういうふうにしていったらいいだろうかということ課題を共有して、小学校と中学校とが課題を共有して指導の一貫性を持たせ、内容の濃い指導方法の研究あるいは授業の充実といったものに活かしていったらいいかなというふうに思っておりますし、またあの障がいを抱える子どもがですねスムーズに中学に行くために、小中の職員がですね連携して適応の促進を図っていく、まあ就園就学委員会というのがありますがそんなような機会を設けて子ども達についての進路進学について論じているわけでありまして、そういうところを強化していくというところもまあ小中一貫の理念につながるのではないかなという

中村議員

教育長

中村議員

議 長

議 長

ふうに思っております。あの先程の議員の中で小学校の先生が中学校の部活の支援に行くというそういう学校もあるやにというふうなお話をお聞きしましたが、逆に小学校の職員の負担増になっていきらいがあるのではないかなというふうに思っておりますので、そのようなことについてはまあちょっと今後考えていきたいというふうに思っております。まあいずれにせよ他市町村あるいは全国といいますか県外で行われているような小中一貫教育については、関心は持っておりますけれども現在のところ導入ということは考えてはおりません。

飯島の状況についての考えは今伺ってわかりました。小中一貫教育を進めるべきという考えにはまだ私も至っているわけではないのですけれども、まああの時代時代の流れといいますかね、あのそういう中で行く中でもまったく離れるのではなく小中一貫教育も飯島にとって検討していくということは、やるやらないにかかわらず検討を進めるというか研究を進めるということはね、あの必要ではないかというふうに思います。小中一貫にならなくても中一ギャップが起こらないような教育環境をすることはもちろん大切なことですが、学力も差がつかない個性を生かせるような環境をつくることは第一だと思います。小中一貫教育でなければそのようなことが可能にならないということではないと思いますけれども、小中一貫教育というものがですね飯島の教育環境にもどうなのかというそういう研究検討というのはこれから進めていっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

あの初めにですね小中一貫ありきの検討ということは考えておりませんが、先程お答えしたように小中一貫教育の中のメリット、デメリットといいますか、まだあの評価がですね公式に伝わってきているわけではありませんし、先程も申し上げたように県下でも3校という状態でありまして、この広がっていかない理由はどこにあるのか、あるいは品川区で行われているような小中一貫教育のメリットというか方向はどうかと、まあ教育はですねすぐ答えが出るものではありませんから、よく検討しながらですね教育の長いスパンで見て子ども達にとってどういう方向がいいのかということは考えなくてはならないというふうに思っております。あの先程も申し上げたように小中一貫教育をまあ制度はともかくとしても、どういう方向がその中におけるメリット、現状の中で教育課程の中で取り入れてメリットがあるのはどういう方法なのかということは検討し考えることは議員のお話のように有用かというふうに思っております。いずれにしても小中これだけの3校でありますので、情報を共有しながらですね小中一貫とまで行かないにしても連携を深める更に一歩進める内容についてどういう方向がいいのかということは、ともに学校の現場とですね考えていきたいというふうには思っております。

教育長の説明でわかりました。小中一貫教育の中のメリットというものを取り入れながらまた検討していくという内容のように認識いたしました。とにかく本当に教育は長い目で見ないと結果は出ません。しかしながら現実には本当に、今の現実の子ども達をしっかりと見ていかなければ将来に大きな汚点を残すことにもなると思います。なお一層これからの飯島町の子ども達の教育にしっかりと目を向けていただいて取り組んでいただくことを要望いたしまして今回の一般質問を全て終わります。

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

(暫時休憩)

再開いたします。

7番 三浦寿美子 議員

7番
三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に元気で長寿のまちづくりということでお聞きをしたいと思います。人間ドックの受診者を増やすことは重要で町としてどのように取り組んでいこうとしているのかということでお聞きをしたいと思います。特に私は75歳以上の高齢者の方の人間ドックについてお聞きをしたいと思います。各種検診がありますが人間ドックはゆったりとした時間の中で栄養指導に至るまでトータルで受診ができるのが魅力のひとつです。健康管理には大変有効な手段であると認識しております。人間ドックの受診率を上げることは住民の健康を守るために重要な取り組みと考えております。後期高齢者医療制度が施行されたのは平成20年度であります。それまで飯島町では国保の加入者の人間ドックの受診について75歳以上の高齢者も等しく補助がされておりました。しかし後期高齢者医療制度によって75歳以上の高齢者は補助制度から外れることとなりその後が気になるところです。75歳以上の高齢者の人間ドックの状況について近年の推移はどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

町 長

それでは三浦議員のご質問である元気で長寿のまちづくりについて、特にまあドックの受診を増やすことが大事である、75歳以上の高齢者についての近年の取り組みの推移ということでございます。お話にもございましたが町では75歳以上の高齢者の皆様の健康の維持増進に関しましては後期高齢者医療制度、この施行に合わせまして個人負担を求めない検診の制度の創設をいたしまして、多くの対象の皆様の検診を進めると同時に介護予防と連携をして包括的な取り組みを進めてきたところでございます。このうち人間ドックにつきましては後期高齢者医療制度発足前の平成19年度には国民健康保険被保険者として75歳以上の方の13名が検診をしておりました。このことから人間ドックにつきましては助成制度があっても個人の経済的負担が大きく多くの対象の皆さんの受診を進めることは困難であるというふうに判断をいたしまして、検診を効果的に実施するために飯島町後期高齢者健康診査実施要項というものを制定をして、実質的には老人保健医療施行前と同様の健診内容で現在に至っておることはご承知かと思っております。そこでまあ細かい数字でございすけれども、この75歳以上の近年の推移でございすが、75歳以上検診対象者おおよそ500名というふうに承知しております。受診実績は、20年度で112名、21年度では169名、今年度の希望者は180名というふうに見込んでおまして、年々増加をしてきております。国における22年度の受診率の目標は28%であります。当町ではこれが36%というふうに見込んでおまして、国の目標は大きく上回っております。このことがやはりあの老人医療費の抑制、削減にもつながっておるのではないかとこのように思っております。従いましてこのことから現行の検診助成をもって十分所期の目的が達しているというふうには思われますけれども、広域連合の補助制度というものが創設されたことも踏まえまして、これが人間ドック受診希望にも対応できるように来年度からの実施に向けて検討を今進めておるということでご理解をいただきたいと思っております。

三浦議員

ただいま町長から後期高齢者医療制度の方からの補助についてということで検討したいというふうにお聞きをいたしました。私のところには人間ドックをずっと受けてきた数人の方からとても自費だけでは受けられないという嘆きの声もその通りでありました。ご存

じの通り人間ドックの費用は50,000円前後必要になります。様々な検診はあるものの日数をかけずにトータルで検診してもらえるとという魅力は、やはり高齢になりましてもどなたでも同じだと思いますし、病気の早期発見、健康管理への意識を高めるために有効な手段というふうに考えております。先ほど町長も補助制度があるというふうにおっしゃいましたが、厚生労働省は平成20年の7月から後期高齢者は医療保険加入者の人間ドックの補助事業について特別調整交付金の対象にしております。飯島町が補助事業として実施した場合にはその実績に対して長野県後期高齢者医療広域連合から補助を受けることができる制度と私はお聞きをしております。で昨年75歳以上の高齢者の人間ドックに対して補助をしている自治体は県下で32自治体あったそうです。で約44,000,000円の補助をしたとのこと。で県広域連合への特別調整交付金は昨年は80,000,000円で肺炎球菌ワクチンの接種などにも充てておいて、全額を人間ドックの補助には充てられないということですが、昨年度の実績では申請のあった自治体には全額が補助をされたというふうにお聞きをしております。国が必要な施策として認めているからこの制度でありますので、75歳以上の高齢者の皆さんが等しくこの制度の対象者であるということで、先程検討されるということですので是非実施をしていただきたいなというふうに思っております。是非来年の23年度には実施をお願いしたいと思います。

では次の質問をしたいと思います。後期高齢者医療制度は長野県後期高齢者医療広域連合で運営されておりますが、町はその内容をどう掘りこんでいるのか、対象者に情報がどう伝えられているのかということについて私はお聞きをしたいと思います。75歳以上の高齢者の方の人間ドックが国の特別調整交付金の対象となつて、県広域連合がそれに対して対応して実施をした自治体に補助金を出すということをお知りになったのはいつの時点であったのでしょうか。同じ長野県に住んでいる後期高齢者医療制度の被保険者でありながら自治体によって人間ドックの補助制度の補助を受けられる人とそうでない人が生まれることは基本的におかしいと私は感じたわけ。県広域連合が実施をしている自治体の人間ドックへの補助制度が間接的には国の、飯島町の75歳以上の高齢者に対する施策であるというふうな捉え方をする必要はないかというふうに思ひまして、一人ひとりの権利を大切に考えて飯島町として早期に取り組むべき内容であったのではないかなというふうには私は今更ながらに感じておるところです。それでこのことを私は通しまして75歳以上の高齢者の方が大変不安定な立場にあるのではないかなというふうに実感をしたわけ。そこで飯島町として後期高齢者医療広域連合の内容・制度をどう掘りこんでいるのか、また県広域連合の制度などの情報が対象者の方にどの様に伝えられているのか承知をしておられるのかお聞きをしたいと思います。

町 長

後期高齢者の医療制度が発足をいたしましてから3年になるわけでごいまして、議員のご案内のとおり運営主体は県の広域連合ということになっておりますが、被保険者に対する窓口は市町村が担っておるということでございます。対象者へのまあ情報提供等につきましては広域連合の方から被保険者へ直接発信されるものと、町を経由して発信するものと様々あるわけでございます。広域連合の方から直接発信をされる場合には事前にメール等で周知文書や対象者名簿等が町に提供をされてまいります。担当が事前に内容を把握できて町民の皆さんからの問い合わせにも対応ができるような仕組みになっておるということでございます。それから住民全体にこの必要な制度周知等の情報につきましては住

民福祉課の保健医療係で適宜広報紙等で掲載をして周知に努めておるわけでございます。またこの対象者の固有の情報につきましては個別に通知をもって提供をしておるという現状でございます。いずれにいたしましてもこれはあの被保険者の皆さん方が心配のないように、ひとつできるだけの情報等、県の広域連合との情報を連携をしながらそれを補完する形で町としてはその責務に努めてまいりたいというふうに考えております。

三浦議員

高齢化が進んでいる飯島町としては、住民の健康を守る立場で県広域連合の情報提供を分かりやすく住民に知らせること、それから県広域の制度が対象者の利益に関わるものについては町の財政状況もあることと思っております、十分な検討をして結論を出すように要望いたします。所見をお聞きしたいと思います。

町 長

できる限りの情報提供に今後とも努めてまいります。

三浦議員

次に高齢者支えあい拠点施設の利用についてお聞きをしたいと思っております。現在町内には既に利用されているもの、建設中のもの、これから予定されているもの、多くの耕地の集会所が高齢者支えあい拠点施設として建て替えが進んでおります。地域介護福祉空間整備事業として町が国の補助事業を活用して設置するものです。該当する耕地へ町が管理運営を指定管理者として移譲することで、耕地の集会所として利用できる仕組みでもあります。耕地集会所の機能を持たせながら本来の目的である補助事業にふさわしい利用が求められていると思っております。耕地ごと特色があり活動の形態に違いはあると思っております、耕地には指定管理者としての責任があるため最低必要な利用要件についてはクリアする努力が求められると認識をしております。そこで最低必要な利用要件とは何かをお聞きしたいと思います。

町 長

次のご質問でございます現在建築、改築等が進んでおります高齢者支えあいの拠点施設の利用について、まあこれはあの指定管理者として地元をお願いをして、地元でも責任を持って利用目的に沿った形の中で利活用いただくということをお願いしております。そのまあ利用要件ちょっと事務的な部分でございますけれども、これに関連して私の方から総括的に申し上げたいと思っておりますけれども、飯島町の高齢化比率、高齢化率はまさに間もなく30%を超えようとしておる現在の状況でございます。上伊那の中にあっては隣接する中川村に次いで早い進行になっておるというふうに思っております。高齢化がまあ進行するということは高齢者を経済的に支えて、人手として支える人口が減少をする一方で、支えを求める人が増加していくという方向になってくるわけでございます。また現在高齢者の中の世帯内でも老老介護が進んでおる状況もございます。更にまた世帯間、それから地区内の老老支援も進んでいくものというふうに思われますが、高齢者の間だけの支えあいにはいずれ限界がくるというふうに思っております。まあこうした状況を背景にして町ではかねてから高齢者支えあいの拠点施設整備を検討しまして、平成20年度からこの事業に取り組んでまいりました。本年度も18の耕地を単位とした地区の拠点について新築並びに施設のバリアフリー化等増改築による整備を完了するという形で今進んでおります。このことによりまして雨天あるいは晴天にかかわらず、また寒い暑い気候にかかわらず支援交流が可能となります。これを核にして地域内で共に支えあう仕組みづくりが一層可能になるというふうに考えておるところでございます。そこでまあ指定管理として管理につきましては耕地と町との間に指定管理業務に関する基本協定というのを取り交わすことになっていただいております、拠点施設の利用の許可の問題、維持管理に関する業務をはじめ高齢者及

び障がい者の自主活動にかかわる支援、指導、調整、並びに地域福祉活動に関する研修や交流会の開催など広範に当たって業務を行っていただいております、このことによってまさにこの支えあいの施設としての効果が出てくるのではないかとというふうにまあ期待をしておるところでございます。で、ご質問にありましたようにこの施設も国の補助によるところの整備する施設でございますので、一定の要件があることはもう当然でございます、そのことを特にまあ建設希望地の皆さん方には事前に十分説明会や、それから折りに触れて資料のお示しをしてこのことを徹底をしてご理解をいただいております、その中で今事業を進め既に完成したところもそのような利用を図っていただいておりますというふうに思います。更に細部につきましては数字等の問題もあるかと思っておりますので担当課長の方から申し上げますけれども、いずれにしてもこの施設が利用目的にかなったこの大いに高率利用していただくことをご期待を申し上げておるわけでございます。

住民福祉課長

それではあの利用要件といったことについてお答え申し上げます。あらかじめあの耕地の方へ希望ある耕地の方へは出向きまして、こんなような要件がありますということの資料がありまして、その中から抜粋して申し上げます。建設の関係につきましてはご質問ではないので省略して利用の段階ですが、まずこの施設の目的が高齢者の支えあいの拠点になるべき施設なんだということをご理解いただいております。で、機能としては集会所の機能も兼ねて、これから申し上げるような内容を最低限実施をお願いしたい、これは耕地で実施をお願いしたいということで申し上げます。で、内容としては高齢者と障がい者、子ども、こういった皆さんが共生できる共生型のサービスこういうものを行う事業を提供していく場所なんだということでお使いをいただきたいと、具体的に申し上げますと2、3例を上げますと、地域の子どもさんと高齢者の皆さんの交流活動をしていただきたい、地域における高齢者の皆さんに対して介護予防教室を開催していただきたい、などなどお願いをしております。で、これにつきまして利用する地区においては事業計画を是非作っていただきたいということであります。でこの事業計画を作るに当たっては町で何かの事業メニューを用意をさせていただいております。このメニューは認知症のサポーター研修でありますとか、健康教室、いわゆる介護保険その他の制度説明、こういったようないくつかのメニューをご提示申し上げます、このメニューについては年2回以上是非ご実施をいただきたいというふうをお願いをしております。で、あとあの他のいろんなことをやっていただける可能性があるわけなんです、例えば耕地の中にもいろんなサークルがあろうかと思っております。踊りでありますとかカラオケだとか是非まあそういったサークル活動にも使っていただきたいといったような内容を、11項目にわたってお示しをしております。でこれ何回くらい使えばいいんだろうということでございますが、全体としては年間120日、それから高齢者の支えあい拠点としての直接目的のものが36日というような内容でございます。しかしながらあの考えてみますといろいろなまあ耕地の総会の時、これはあのお隣の高齢者のひとり暮らしの皆さんの様子を皆さんが持ち寄っていただければ、総会そのものもまさにあの高齢者の皆さんを支える地域活動になりますし、そのための会合になりますので、そうやって考えていくと全てがもう高齢者の皆さんを地域で支えあうための利用目的になっていこうかなと思っております、是非そんな向きで積極的なご活用をお願いしたいと思います。

三浦議員

先だって4月10日に竣工しました本六の高齢者支えあい拠点施設となりました新集会所

所を耕地の女性が集まって見学会をして、中央公民館長の宮脇さんの楽しい脳トレを受けお茶会をいたしました。この会を設定してくれたのは竣工式に参加した女性の役員さんで、参加していない女性みんなに新しい集会所を見てもらいたい、そういう思いから実現をいたしました。この取り組みにこれからの取り組みのヒントがあると私は感じたところです。恒常的に取り組むためには限られた人の熱意だけでは長続きをさせることは難しいと感じました。若い子育て中の女性から高齢の方までほとんどの参加者の皆さんがこうした集まりが必要であるという意見でありました。しかしどんどん使ってくださいといっても、そこには活動を支える人が必要と認識でも一致しております。中心になって組織をする人がいないと思いと実践とは一体とならないというのが現実であるというふうにも感じております。そこで目的に沿った利用者、利用回数を増やすために必要なことは何かということについてのお考えと、先ほど課長の方からもいろいろご提案もありましたが、そのためには支援者が私は必要ではないかというふうに感じておりますのでその点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

そのことにつきましてはあの今度のこうした事業がいわゆる最小単位の地区の単位で、耕地単位でのこの拠点施設設備をしておるということをごさいます、まあそうしたものはこの地区ごとにやはり生活環境であるとか、それから自治運営方法等が異なりまして、それぞれの向にあった利用が望ましいというふうにごさいます。そうしたことをまあ事前説明会の折にも耕地では今申し上げたようないろんな利用基準に沿った計画を立てていただくようお願いをして取り組んでいただいております。またメニューも例えばこういうことということで今課長の方から申し上げてようなメニューをお示しながら、要は自主的にひとつ取り組んでいただくと、回数を重ねるための目的を持ってこのことを利用するという発想でなくてですね、やっぱりあの結果としてそういうものに活動に結び付いておるとこのところが大変大事なんではないかというふうに思います。従ってあの町としましては側面支援的なことは当然精一杯考えていかなきゃというふうに思っておりますし、それからこの3月に策定いたしました飯島町の高齢者福祉計画、介護保険の事業計画の中にもこの高齢者の自立支援の項目を掲げて、地域全体でこの高齢者を支える体制づくりのために、是非まあ地域ボランティア等も積極的に支援をしていきたいということで、今その人材発掘もお願いしておりますけれども、是非まああの町でもいろんな出前講座もごさいますし、言ってみれば今までやってこのふれあい活動の問題であるとか、それからこの介護保険の研修会ですか健康づくりの研修会、地域のそれぞれのスタッフを健康推進員であるとか、それから町も積極的に出前講座は是非ひとつ呼んでいただきたいというようなことの中で呼びかけておりますので、それらのことをもう一辺あの利活用をしていただくという前提の中で利用していただければこの目的に沿っていけないかというふうに思っておりますので是非ひとつご活用いただきたいと、同時にまた三浦議員も地元でもこうした設備が本六耕地ですか整備されたと思っておりますので、その一員としてまた積極的に参加の中でこの実践についてもご協力いただければ大変ありがたいというふうに思っておりますのでよろしく願い申し上げます。

三浦議員

ただいま町長の言われました飯島町高齢者福祉計画の中には、公民館での高齢者団体の活動、地域高齢者クラブの活動参加人数は年々減少傾向となっておりますが、各集落単位で

健康づくりを目的として生きがい活動が行われてきており、運営を行うリーダーなどの要請により各地域の活動が継続されるような支援策が必要となっており、平成20年度より集落単位の高齢者交流と介護予防の拠点施設整備に着手をしまして、その必要性を述べております。そして施設の利用の目的として、高齢者人口の増加とともに高齢者世帯も増加していることから、耕地集会施設を健康増進、余暇利用の機会づくりなどの自主活動のために高齢者支えあい拠点施設として計画的に整備するとともに、集落活動を支援していきます。そしてその活用を推進するために家庭と地域の連携はもとより、保健担当部署と教育委員会、医療機関、民間事業者などと連携し健康づくり事業を進めます。その推進役となる各耕地の健康推進員を中心に地域が主体となった健康づくり活動を促進します。併せて健康づくり活動を地域で支える指導者の育成と活動の組織化を支援するものとします。とこの計画は平成21年度から23年度の計画として盛り込まれております。私あの先程もやはりあの、必要と思ってもなかなかそこにリーダーシップをとって指導する支援者がいないとなかなか利用が難しいのかなということを実感したというふうにお話しましたがけれども、まあこの計画の中でもそうした地域での活動を支える指導者の育成と活動の組織化を支援するというふうに言われております。まあこの計画、来年度が23年度ですけれども、までの計画であり、この計画を生きたものにしたいという想いも私あります。是非こうした指導者の育成とことに力を入れていただいて、ほんとにあの地域の中でそうしたことを支えて生きたいという想いの人たちがたくさんこう増えることが大事ではないかなと思うんですけれども、先程たくさんいろんなメニューがあることをお聞きしました。それはすごくいいことですし、うんと活用していただきたいというふうに思います。でそのためにはやはりそのところにそのことを取り入れて活用するために力を注いでいただける方も育成していくということが大事じゃないかなというふうに思います。ということで私は来年の今度は次の時期のこの計画を策定するときには、町内の各支えあい施設で実績が反映させるようなそんな取り組みがたくさん生まれることがすごく期待をしているわけです。それで町として具体的に支援ということでは、先程お聞きした中ではもう少し具体的な支援の姿が見えてもいいんじゃないかなというふうに私感じたところなんですけれども、もう少し具体的に支援策、例えばそんな講座を指導者の育成をするような講座とかそんなようなことがメニューとしてないのだろうかというふうに思いましたがいかがでしょうか。

町 長

まああのこの施設を有効利用、活用をいただくために、是非いろんなあの知恵を出したり、それから今までの取り組みをこうしたこの1つの施設利用に位置付けて総合的にやっていただくということが何よりも大切ではないかなというふうに思います。あの事改めてこの施設ができたことに切り替えて新たなこの体制づくりの中でいくというよりも、今でもあの保健師やそれから地域の皆さん方の活力ですね、特にあの健康推進員の皆さん方もいろんなこのサークル活動をしていただいております。町の保健師それから包括支援センターの職員、それから全課を網羅しておりますこの出前講座等の活用の中でこのことは十分あのその目的に沿った派遣ができるというふうに思っていますし、また是非そうしたことを受け入れていただきたいというふうに思います。そのことがあの活用の度合いが深まって行くんだろうというふうに思います。であの計画の中でこの支援の施策をどうこうするっていうことをこの施設の中でということよりも、やはりこれはあのこの施設を活用し

た実践活動をいかに効果が上がって、そのことが介護予防なりその認知症の予防介護予防につながったり、それから具体的に医療費に結び付けていっていかってということは、もう少しこれはあの数年間のスパンで検証する必要が出てこようかと思えますけれども、とりあえずまあそんなことのひとつの基本的な考え方の中で利活用いただいて、それから更に必要なこのサポーター的なボランティアの皆さんを含めても、マンパワーと申しますか人材も、実はあの昨日、社会福祉協議会でまた今年も町民ボランティアの集いがありまして、まさにこの支え愛というものが1つの講演と申しますかボランティアのテーマで実施をされたわけでございまして、こうしたこともみましてもやはりあのみんなで支えてこの施設利用も含めてやっていくということが大切であることを痛感してまいりました。従って是非ひとつの折りに触れてこよう交流的な事業も取り入れていただいて、そのことに必要なことはまた町の方へ是非相談いただきたいと、どういふひとつの派遣の問題もあると思えますし、それから講師の紹介等もあると思えます。従ってあの遠慮なくひとつこれが活用できるような取り組みを地元でまず考えていただいて、そのサポート役を行政も社会福祉協議会とも連携してやっていくことが大事ではないかなとこんなように思っておりますのでよろしく申し上げます。

先程もあの各耕地に事業計画もというようなお話もありましたけれども、耕地の中で事業計画も必要ですけど、ほんとに気楽にやっぱりせっかくできた施設なので多くの人に私も使ってもらいたいなと思えます。であの気楽に使っていただくためには先程もいろんなメニューがあって、私もあの認知症のサポーターの養成講座なんかも受けまして、すごくそういうことをみんなに知ってもらいたいなとか、いろんなことも思えますし、たびたび健康チェックなんかでもできたらいいんじゃないかなと思ったり、いろんなメニューはいろんな人がいっぱい持っていると思うんです。そのことをよくわかりますし、うんと使ってほしいと思えますが、そこでやはりあの一番気になったのはやはりそこんとこで仕掛け人というか、こういうことをやるで出て来てねって言えるような人をどうやってたくさん作るかっていうことが私はすごくカギになっているような気がしてこんな質問をさせていただいたんです。先程もあの本六の耕地の女性の皆さんに集まっていたいただいたのも、やはりあのみんなに集会所を見てもらいたいという思いでその方の熱意で実現したことです。なかなかそういうのをいつでもその方をお願いしてはやってもらうというわけにもいかないですし、やはりそういうふうにみんなで楽しくやりたいと思った方たちとか、そういう人たちが今度はこんなことをやりたいとかってそういうふうにして集会所を使いたいなっていうふうにするようなそんなメニューを是非たくさん作っていただいて、またそれをあの広く知らしていただきたいなというふうに思えます。それでまああのそんなことで是非これからの活動の中でいろんな方が気楽に使えて、先程もいろんな場でまたそういう高齢者の皆さんの支えあいやいろんな皆さんのことを気にかけてくれるようなそんなあの会合の中でもそんなことに心を配ったらどうかっていうような課長の提案もありましたけれど、そういう活動を町の計画の中の次のステップになるような、皆さんが使いたくなるような是非そんなあの支援のこともまたもう1つ考えていただきながら、やはりあの思いを共有してその意義が初めて発揮されると思えますので、是非そのための行政の取り組みについて方向付けているのは私はこの高齢者福祉計画だと思いますし、その点で是非そんなところで支援を行政としての支援を具体的に是非今後ともこれからお願いをしたいな

三浦議員

町 長

三浦議員

議 長

議 長

3番

坂本議員

というふうに思っております。その点についてももう少しあのままこれから_____そんなことをメニューやなんかも広くいろんな場面で知らしていただいたり、活動の交流ですね、こんなところではこんな交流をしたらとてもよかったとか、お互いに情報交換できるような場所も作っていただけるようなことができないだろうかというようなことも思うんですけれども、その点の今後の取り組みについてもお考えがあればお答えをいただきたいと思えます。

まああのこうした利活用について必要なあの側面的な支援、後方支援をしてまいりたいと思えますが、いずれにいたしましてもこの施設整備が整ってですねそれから備品もある程度揃ったと、でパイができたわけですので、あとはあのいろんなあのこのメニューの提案っていうかは一律的なものはどうでしょうかということとさせていただけますかと思えますけれども、これをどういふふう消化をして砕いて地域のものとしてそして最終的には個人のこの生きがい対策、居場所づくりにつなげていっていかってということは、まさにこれはあの地元が主体でございます。主体は地域の皆さん一人一人ということとでございますので、是非ひとつまあそういう面ではあの人員的なサポートもいろいろあの出前講座やそれから看護師、保健師ですかその他いたしてまいりますけれども、是非ひとつ地元が中心になってこのことを進めていくというその主体性だけは持っていただいて、でない町がああしろこうしろって言われてそれで動くようなことではこの施策としては成功しないというふうに思えますので、是非そのところを取り違えないようにひとつもってまた地域活動に三浦議員もご尽力いただければというふうに思えます。よろしく申し上げます。

私取り違えているというか、私はあの地域の皆さんが共有してほんとに町と一緒にこの地域の高齢者支えあいのこの施設が、まあこればかりじゃなくて飯島中にある集会施設をそういう立場で大勢の人たちに気楽に使ってもらいたいなという思いで、いっぱいの中で後方支援というかやっぱり町がそこを支える立場で是非応援をしていただきたいという思いで今回の質問をいたしました。やはりあの地域の皆さんが自分たちの力でそういった活動をしていくのがこれからはもっともっと重要になってきますので、その中では私もその一翼を担いたいなとは思っております。是非あの元気で楽しくまああの地域の中で皆さんが暮らしていけるようなそういう施設となるように、町の支援もそういう立場でこれからも続けていただきたいなということを伝えまして一般質問を終わりたいと思えます。

ここで休憩をとります。再開時刻は3時15分といたします。休憩。

午後 3時00分 休憩

午後 3時15分 再開

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

3番 坂本紀子 議員

今日の最後の質問者となりました。休憩の後で疲労した頭脳に新しい空気が入ったことと思われまので、教育長、町長にはそれぞれしっかりとお答えをいただきたいと思えます。昨年からは始まった長期構想であります第5次総合計画の素案づくりが多くの方々の協

力の上に現在形になりつつあります。携わられた方々には仕事が終わっての夜の会議でさぞ大変でしようがご苦労様でした。また部会によっては活発な意見が飛び交うところもあったようで、それこそがまちづくりと心強く参加者の方からお話を伺わせていただきました。まちづくりを語る中心になるのはそこに住む人々であり、私たち自身がこの飯島町をどんなまちにし、そのことに自分自身がどう関われるか、そしてまた多くの人々と協力し何ができるのかそこが今問われるところでもあります。まちづくりは人づくりと近ごろ強く私は思っております。地域に密着した公民館活動の中から人づくりが始まるのではないかという思いの中で今回の一般質問をいたします。公民館は昭和21年から全国各地で作られ、長野県は全国の中でも特に数も多く地域に密着し人々の拠り所となって長年活動してきました。しかしこの15年くらいの間にコンピューターの発達や低価格化により大量の情報が家にいても得られることや、生活様式の多様化、交通手段の多様化などで人と人との触れ合いが希薄化し、自治意識や地域のつながりはこの飯島町でも失われつつあります。だからこそ地域を活発にさせ、若い方々に自治意識を学んでもらうためにも公民館の果たす役割は大きいと思っております。平成23年度より中央公民館は生涯学習センターへと名前が変わり職員体制も変わります。そこで生涯学習センターと公民館の位置付けについて具体的な活動内容についてお尋ねいたします。

町長

それでは坂本議員から生涯学習センターと地区公民館のあり方という捉え方の中で、今後の具体的な位置付けと活動内容をどのように捉えていくかということでございます。最初にあの基本的な部分について私の方から申し上げて、また教育長の方から個々の問題についてお答えしてまいります。平成19年度の生涯学習のまちづくり計画パートⅢの答申をいただきまして、社会の大きく変ぼうするこの時代の流れに合わせたこれからの飯島町の生涯学習構想を描くなかで、来年度の生涯学習センターをスタートすることと位置付けしてございます。これからの生涯学習社会で求められていくものは、町民が一人ひとりがこの学ぶこと活動することを通しての自らの課題と自らがやはり解決する力を高めていくというふうに言われておるわけでございまして、大変大切な考え方だろうというふうに思います。でこのことは常々申し上げているこの自助、共助、公助とそれから考え方を同じくするものでございまして、まちづくりの中でも私も大切に考えているところでございます。それぞれ切り替わるにあたってはひとつのまた経過の中でいろいろと戸惑いもあるうかと思っておりますけれども、ぜひこの答申パートⅢの内容に基づいて今検討を進めておりまして一部実践しておる部分もでございます。それぞれの地域の皆さん方のご理解とご協力によってこのことを進めてまいりたいというふうに思っておりますのでお願いしたいと思っております。それぞれ教育長の方からお答えをしてまいります。

教育長

それでは私の方からお答えをいたしたいと思っておりますが、あのまあ議員がお話のあったまちづくりは人づくりであると、イコールまた人づくりはまちづくりであるというお話は私も全く同感でそのように思います。生涯学習センター構想につきましてはこれまでもこの場でもお話を答えた経過がありますし、またあのそれぞれの関係者の集まる会議で説明をいたしてまいりましたけれども、あえてこの場でお話を少し加えながらお答えしたいというふうに思っております。まああの生涯学習センターにつきましては生涯学習にかかわる情報の発信、提供、あるいはですね生涯学習に関わる普及啓発等を中心としながら、全町的なプログラムによって学習機会の提供を行っていく、まあそんな全体構想を描いて

おります。まああの漠然とした言い方ではありますけれども、来年にスタートするところでもありますのでまだまだこれから検討するところもありますから、大枠でのお答えになってしまいますがまあ申し訳ないというふうに思っております。いずれにしてもまああの生涯学習の普及啓発を中心にする中で、まあ地域の指導者の育成、それから地域の社会教育、まあ生涯学習活動の一層の充実を図っていくそんな体制を進める考えでおります。そこであの既存の地区公民館でありますけれども、これからは独立館として地域と一層密着した、より地域に根差した社会教育、それから生涯学習事業を進め、まあいずれにしても地域の住民に一番近い立ち位置で地域の基幹施設として位置付けていきたい、従いまして生涯学習センターと地区公民館との関連はこれまで以上に緊密な関係が連携する部分も出てくるのが予想されますし、逆にですね地域のその独自性というか特色を損なってはならないように配慮しなければならないというふうに基本的には考えております。また地区の公民館でもありますけれども先程最小単位の地域の活力が地域全体の活力になり、ひいては町全体の活性化になるというそういう考えで進みますと、まあ地域の皆さんが住民の皆さんが主体的な学習場として集まって、自由に集まっていただき、あるいは一方先程の高齢者福祉施設の話もありましたけれども、安らぎの場所として居場所づくりを作っていただきたいというふうに考えております。現段階では具体的に地域の公民館でどのような活動をしていくかということはまだ描いておりませんし、そういう活動をですねこれからも見守りながら進めたいと思っておりますが、教育委員会としてですね地区の公民館の活動をこういう方向だよというような1方向を示すそういうことはできるだけ控え、あくまでも見守り大事に育てていきたいというふうに、育てるといいますか見守って支援していきたいというふうに考えております。まあ地域においても公民館や支援員を中心に検討をしていただきたいことをお願いしたいというふうに思っておりますし、またあの中央でやっておりました文化館でやっておりました各種講座については検証をしながら、実績だとかあるいは参加者の評価を勘案し、継続できるものは生涯学習センターへ移行しながら継続してまいりたいとそんなような全体では考えております。

坂本議員

今あの教育長が申されましたまああの事業における検証なんですけれども、生涯学習センターとのあと地区公民館と緊密な関係を保っていくということはおわかりましたし、そうあってほしいと思っておりますが、その事業のことなんですけれども、あの多くの事業は縮小することなく引き続き残してほしいと私は思っております。というのは公民館報を15年くらい前からずっとひもといて見てますと、かなりフレッシュセミナーとか歴史のある長くやっている事業もあります。で、中にはあのここ数年で新しく立ち上がった事業もありまして、その中によってはまああの参加者のアンケートを取りまして検証をして、今後生涯学習センターの中での位置付けとしてやっていくかどうかということも検討していかなければいけないことは思いますけれども、そうやって引き続き長くやってきたものっていうのはそれなりにニーズがやっぱり安定してあると思いますので、特に子育て関係のお母さんたちにおけるものとか、あと寿学級ということの中での事業は残していただきたいと思っております。であの寿学級は現在の段階では中央公民館サイドで、だから文化館でやっていたと思うんですけども、今の高齢者の方たちは頼ることなく自分の足で近いところでその事業を受けたいと思っている方々が多いかと思っておりますので、これなどはかえって地区公民館の方に4区のそれぞれの地区公民館の方で行っていただいた方が参加

者も多いと思っております。であの過去5年10年ぐらい前のを開きますとやはりあの人数はとても参加者が多かったんです。それはあの各地区でやっていたわけではないと思いまして中央公民館でやっていたんですけれども、そういうことの中でやはりひとつひとつの事業の検証をしながら今後やっていただきたいと思っておりますが、今の点についてはどうお考えでしょうか。

教育長 あのと長くやってきたからというつまりその長年やってきたことがひとつの評価の指標とはなりますが、それがすべてであるかどうかということはまた別の考えがあるかと思えます。長くやってきたからこそリニューアルをして新たな内容で進めるということもひとつの考えではないかなというふうに思っております。まあいずれにしてもですね各個々の事業がやはり参加者のニーズあるいは内容の評価をしっかり検証しながら、来年以降どういうふうにしていくかということは作業を進めていかななくてはならないというふうには考えております。

坂本議員 もう一つはですね中央公民館で作っていました館報のことになります。館報は廃止になると聞きました。であの館報の中でとてもよかったところでは住民の方からも言われてます、読者、人物紹介のコーナーです。あれは広報にもなく中央公民館独自の人物紹介のコーナーだったかと思えます。ので是非あの館報が廃止になったとしてもそのそういう一部中央公民館で作っていた館報の中のコーナーのその部分は広報の中にでも織り込んででも残していただきたいと思えますけれども、その点はいかがですか。

教育長 私も一度館報に寄稿させていただいたことがありますけれども、内容についてはですねいずれにしても生涯学習の発信、生涯学習センターがそういうところで発信していくという前提の中で残す、あるいは受け継いでいく部分があるのか、あるいは町の広報へ委ねていくことがいいのかということはいはこれから検証しながら進めていくことが大事ではないかなというふうに考えております。

坂本議員 それでは現在、地域づくり支援員ということで昨年は飯島地区に、で今年度は田切地区に地域づくり支援員が配置されております。それで地域づくり支援員は地域づくり委員会の運営の協力と公民館活動の協力だということをお聞きしてありますが、具体的に区長や館長の下で一緒に区や地区公民館活動をやっていくのでしょうか。それとも区長や館長が主体となってその下で活動していくかどうかという点でお答えいただきたいと思えます。

坂本議員 地域づくり支援員は昨年度立ち上げてまだ日が浅いものでありますので、これから残りの本郷、七久保地区との協議を進める中でどういうふう配置をしていくかというところであります。概論的なとらえ方ですけれどもまあ地域づくりのコーディネーターとして、あるいは先程も三浦議員からも耕地の集会施設をどういうふう活用するかという話にも関連がすると思えますけれども、地域の人と人を結び付けるあるいはあの地域、町全体における人材的人的資源を発掘して地域の活用を図っていく、更にはあの公民館の常時開館による交流の場になるような工夫をしていくと、まあ様々な形態が考えられるかと思えますけれども、まあいずれにしても上下関係とか、あるいは公民館の下で仕事をするとか、あるいは地域づくり委員会の一翼を担うというようなことについては、形をはめるのではなくやはり地域の喫緊の課題あるいは当面する課題からそれぞれの組織と連携をしながら任務をしていただくということが大事ではないかなというふうに考えております。まあ実際に飯島地区、田切地区、まあ昨年それから今年度は配置したわけですが、全

く違った、違ったといえますかそれぞれ独自色ある地域づくりの活動をしていただいておりますので、こういう進め方がいいのではないかなというふうに考えております。

坂本議員 現在、地域づくり支援員になっている方に先日お話を伺いました。その中で見えてきましたことは、パソコン能力のある方で区会の仕事も分かる方がいいのではというようなお話もおっしゃってらっしゃる方もおりましたが、教育長の考えている地域づくり支援員の選出方法と選出基準と手当てに対する考え方をお答えいただきたいと思えます。

教育長 地域づくり支援員の選出方法基準についてのご質問かというふうに思いますが、地域づくり支援員は地区からの推薦を得まして教育委員会で任命しております。昨年度飯島地区に最初の支援員を配置しましたけれども、まあ最初ということもありまして地域の当面の課題に専属的に先進的に取り組んでいただける方を教育委員会で全体的な視野から推薦候補というような形で選任をし承認をいただきました。またあの今年度田切地区からは地区から推薦をしていただく中で地域づくり支援員として教育委員会の方で任命したとそういう経過がございます。今後もそのような形であくまでも原則的には地区からの推薦を得て教育委員会から任命、就任していただくという方向で進めたいというふうに考えております。

教育次長 報酬手当てについては次長よりお答えいたします。支援員の手当てにつきましては社会教育指導員の報酬額と同額としてあります。月額115,300円、年額にいたしますと1,383,600円となります。参考までに勤務状況を申し上げますと実働時間週3日、時間にしまして23時間15分、この中でお願いをするような格好にしております。

坂本議員 先程の一番最初のお話の中で教育長がおっしゃった中で、生涯学習センターと地区公民館とは緊密な関係にあるというふうな形でやっていくと伺ったわけですが、やはりその中ではいろんなまあIT機器じゃないですけど、そういうパソコンでEメールを使うとかそういうことも出てくるとは思いますし、実際問題として書類を作るうえでパソコン能力のある方もそういう選出基準の中に入れた方がいいのではないかと私は思っておりますけれども、その点はどうにお考えでいらっしゃいますか。

教育長 地域づくり支援員の必要条件としては確かにパソコンが駆使できるという方は必要かもしれませんが、それですべての仕事というふうには捉えておりませんので、あくまでも地域の課題といえますか地域性によって選んでいただくのがいいのではないかなと、パソコンが使えることを第一条件にして選んでいくというのは間違いではないかなというふうに思っております。

坂本議員 私のちょっと言い方が悪かったかもしれないですけど、まあパソコンは1つの事務処理能力のひとつというふうに考えていただいて、もちろん地域づくり支援員は地域活性化のためにあるわけですから、まあ区の仕事も分かっていたりとか、その地域の独自性の分かる方がいいと私も思っております。それであの先程あのおっしゃいました手当ての件なんですけれども、現在地区公民館長は月20,000円ということと、主事2人は月17,000円という手当ての中、公民館活動や公民館の施設管理に多くの時間を費やして事業が成り立っております。で地域づくり支援員は先程の考えの中から手当てが決まりまして地区公民館に勤務することになります。で飯島、田切区はすでに支援員が配置されて活動されていると聞きます。で館長や主事と支援員との関係では、先程の話では協力的に仕事がなされる

という現状だったんですけども、これから多分七久保地区、本郷地区の方に説明に行くかと思っておりますけれども、その点を是非あの理解を得るような形で説明していただきたいと思っておりますけれども、今後の予定はどうなっているのでしょうか。

教育長

地区からの説明についての要望は出ておりますが、ここで時期的な事はちょっとお答えする内容を持っておりませんが、いずれにしても未設置の地区から説明の依頼がきておりますのでそれに対応していきたいというふうに考えております。

坂本議員

これから地区公民館を、これからの生涯学習まちづくり計画パートⅢの中では今後地区公民館を常時開館化していく方向ということも出てきております。その中でその事務的処理という点で机、椅子、パソコン、それからインターネット、電話回線、プリンター、コピー機などそろっているところもありますけれども、事務処理するためにはそういう機材が必要だと思います。でそれぞれのその区によって状態は違うと思っておりますけれども、今後不足しているものについては町で負担してくれるのでしょうか。その点についてはどのようなお考えを持っていらっしゃいますでしょうか。

教育長

必要なものはどういうものであるのかということ十分に精査をしながらですね、地区で対応していただけるものについては地区でお願いし、町であるいは教育委員会で考えなくてはならないものについては考えなくてはならないというふうに思っておりますが、一律に各4地区同じものを揃えていくということは考えてはおりません。

坂本議員

一番最初のところに地域づくり支援員のあり方によってはまあ各4地区の特徴によって活動のあり方が違うというふうに教育長おっしゃってございましたけれども、その活動形態が今後地域づくり支援員がどういう方になるかということで4地区、現在ある4地区もそれなりに区の考え方や区民に対する活動のあり方は微妙に違ってきておりますが、今後そういうところでは変化をもってその地区の方向性を出していった方がいいというふうに教育長は考えていらっしゃるか、その点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

教育長

先程もお答えしましたけれども、地域づくり支援員はあくまでも地区の推薦を得ているというふうにお答えしたのは、あくまでもそれぞれの地域の特色を生かした地域づくりが大事ではないかなというふうに考えているわけでありまして、従いまして地域色といいますか地域性が出てくるのはむしろ当然のことでありまして、一層こう地域独自の活動の取り組みが想定されます。このことこそですね私は地域の活性化につながっていくものではないかなというふうに考えております。どこの地区も同じようなことをやっていることが果たして活性になるのか、むしろですね4地区がそれぞれ違う独自色を出しながらこの地区はこういうことをやっているのだということをお互いにねこの何て言いますか誇りあうようなことこそまあ地域が元気になっていくのではないかなと、更に申すならば飯島町という全体の大きな括りの中であって、個性ある地域がですね地域活動が生まれていくことこそ町の活性化につながるのではないかなというふうに私は考えております。

坂本議員

先ほどおっしゃられた教育長のその考え方に私も非常に賛成の立場でございます。あのこれからやはりみんな単一的っていうことよりかも、そこに住む人たちがやはり活発な地域づくり、まあ自治組織というものをつくっていくことの方がそこに住む人々にとって的確なサービスも提供できて、行政サイドのサービスも提供できていかれると思うし、またそこに住む人々が求めることが中央公民館はなくなりますその公民館組織という中や耕地という中で活動形態が活発化していることが望ましいと私も思っております。であの

町長

もう一つは先程も言いましたが中央公民館っていう名前が生涯学習センターという名前に変わったとしても、事業そのものがやはり精査したなかでもでね、縮小することなくまた担当する職員が減ることもなく、また事業による予算が減ることもなく継続していただきたいと思っておりますけれども、町長はその点ほどのように考えておられますか。

まあこの地域支援員、それから中央公民館から生涯学習センターへ移行するについて、人間的な配置をどうするのか、それからまたその予算付けにどうするのか、これはあのまた新年度の予算編成辺でひとつの大きなポイントになろうかと思っております。であのこういう形を変えて地域のまあ独自の取り組み考え方を是非まあ強調していくということの流れでございますので、やはりあのそのままの人員態勢でいくということはちょっとこれは不可能だろうというふうに思っております。全体的にですね。それと同時にあの予算についてもまたあの今そのための整備は各公民館、地区館も順次今度の介護施設との連携で備品等も整備をしてきておりますので、この辺も十分また精査をさせていただいて、できるだけ無駄がないような形の中で経費節減を図りながら、運営の面で支障のないような検討をしてまいりたいと思っておりますが、今そのことで今数字的にどうこうという申し上げれる段階ではございません。

坂本議員

地区公民館と地域づくり委員会の活動の位置付けはまだ流動的かと思われまして、4区それぞれの事業に対する考えの違いや、支援員や館長、主事の仕事の分担もそれぞれ4区によって違うことでしょうか、教育長も現場の話をよく聞いていただいて、またあの先程町長がおっしゃいましたように職員のことそれから予算のことは今後の課題だということはおっしゃいましたけれども、地域の活性化が足踏みしない状態で進めるよう十分配慮していただきたいと思っておりますがいかがですか。

教育長

既存の地区公民館の館長それから役員とよく連携をとりながら、要望をお聞きしながら進めていきたいというふうに思っております。

坂本議員

次に飯島町を町外に売り出す担当の配置ということでお尋ねしたいと思います。飯島町は以前から町内外の方から町を売り出すことがへたですねと言われております。町長自身もそのことはご存じのことと思っておりますし、特にふるさと大使の方々からはお叱りを受けることが多々あります。現在ホームページの更新のことであつた昨年度は1人の方がやっておられましたが、現在は各課の係の担当がやっておりますのでございますが、どうも場所によっては更新速度が遅いということも言われております。まあそれはあの町内出身者の大学生の息子さんが向こうでホームページを開かれましたら、何か1カ月たつても変わっていないということでもちょっとありましたので、ホームページの扱いには是非注意を払っていただきたいと思っております。

それでは飯島を売り出すためのという措置で飯島営業マンの配置についてということでお尋ねしたいと思います。私としては観光、Iターン、Uターン、農業の担い手探しなど飯島町を町外にPRし、交流させたり滞在させたり移住するお手伝いをする仕事をする「いいちゃん営業マン」の配置について町長所見をお伺いしたいと思います。現在作っている長期構想の中ではチームとして数人の職員で飯島町を売り出すことを専門にやればどうかという意見も出ているということをお伺いしましたが、長期構想の中でこの位置付けはどのようになっているのでしょうか。

町長

それでは本日最後の質問事項ということでございますが、町を町外に売り出す担当配置、

まあ営業マンというふうに言われましたけれども、これについてお答えをしまいたいと思います。少しあの考え方を含めて若干時間をいただいております。まあこのことにつきましては私もこれらのまちづくりの大変大切な要素、事項であるというふうに考えておまして、単なる1人の担当職員をその部署に配置するというでなくてですね、総合的に考えていく必要があるというふうに思いますので、まあこれはあの基本的には町長以下全職員がこの町を外に売り出す、折りに触れてのこの売り出す営業マン担当であるというふうに考えたいわけでございますけれども、そこで現在第5次総合計画の策定に向けて作業を進めております。町民と職員が一体となって素案づくりに取り組んでいただいておりますが、この取り組みの一環として町の中堅、若手職員による重点課題検討チームを立ち上げて、定住促進や活性化のことそれから情報発信等の町の重点課題について検討をさせたところ、議員からご提案がありましたように町を全国に向けて売り出すためのこの情報発信の取り組みや、滞在体験型の交流促進の問題、移住促進のための窓口の一本化というような、様々な研究成果が提案をされてまいりました。それから一方でまたNPO法人の飯島・中川政経人会議、この会議が住民を交えたワークショップを開催しながらまとめた、まちづくりの提言「アクション2010」についても先般町に対して要望・提言をいただきましたけれども、この提言の中でも同じような取り組みが必要であると示されております。そこで素案策定委員会において現在第5次総合計画の素案づくりの中ではこうした様々な研究や提言を可能な限り計画に盛り込んでいく方向で今検討が進められております。とりわけ施策の分野を横断する重要な課題でもって前期基本計画の5年間の中で重点的に取り組む課題を重点プロジェクトとして位置付けて、重点施策として取り組む組み立てをしまいたいというふうに考えております。それから滞在体験型の交流促進や移住促進のための窓口一本化については定住促進プロジェクト、この中に位置付けられまして、また全国に向けて売り出すための情報発信の取り組みについては、情報発信魅力向上プロジェクトというこの部門の中で位置付けていく予定で考えております。そこでこの定住促進プロジェクトにつきましてはこうした窓口の一本化について、交流の機会、滞在機会を通じてまずは飯島町の良さを知っていただく、そしてやがて定住促進につなげていくような段階的に推進をしていくことを目指して、1つには交流・滞在促進・移住に関する情報の受発信を一元的に管理をする機関の設置、2つ目には交流や定住を歓迎をしてコーディネートする窓口の一本化、3つ目には移住前から移住後まで移住に関して1カ所で総合的に対応する窓口の設置、などなど段階的に取り組むよう現在素案づくりの中で検討中でございます。または滞在・体験型の交流促進や移住の促進のための窓口の一本化ということにつきましては、全国の先進自治体では既に取り組みされているところもあるようでございますが、交流希望者や移住希望者にとっては利便性が高く大変まあ好評であるという声が寄せられているようでございます。従ってこうした窓口には町のあらゆることを熟知をし、希望者のニーズに応じた迅速に調整ができる有能な人材がまあ必要になってまいります。町といたしましてもそうした組織や人材を配置することでその組織や人材が交流や移住に関して希望者のニーズに合わせて、しかも迅速に最初の問い合わせから完了までのすべての調整、コーディネート出来る態勢が整えられれば飯島町の対外的なイメージアップの向上、交流滞人口の増加はもとより、定住促進にもつながることが期待されるのではないかというふうに思うところでございます。

坂本議員

町長

総務課長

それからもう一つのこの重点プロジェクトである情報発信魅力向上プロジェクトでございますが、これは飯島町が有する個性や魅力、可能性を内外に効果的にしかも積極的に情報発信することで、町の認知度の向上とイメージをアップを図るとともに、町外からのこの活力も取り込むことで経済活動を活性化して、産業振興や定住促進につなげるということも是非必要だという視点の中から、先程も申し上げましたように、町長以下職員にそれから町民のみなさんも町のセールスマンとしての魅力のある発信に努めていただくことも必要だということで、結果として訪れてみたいと、交流して楽しい住んでみたいと思えるようなまちづくりを進めるようプロジェクトづくりを素案に盛り込みたいという考え方で現在進めております。

その他まあこうした取り組みについては当然のことながら行政だけでなく、町民が心を一つにして町全体で取り組みというものが欠かせません。既にあの一部お願いをしているものもございまして、そうしたことに對する人を得て人材を得てアドバイザー的な1つことをお願いしたいというふうにも思っております。いずれにしても大切なことは「ようこそ飯島町へ」というおもてなしの心を持った歓迎に町民が一体となって取り組んでいただくことが、全国に向けた情報発信と魅力ある地域づくりに絶対に欠かせない要素であるということ肝に銘じながら、今後の取り組み対応をしまいたいというふうに思っております。坂本議員も是非ひとつご協力をいただきたいというふうに思います。以上であります。

私はあのそこまで大きく見ていなくて、まああの単純に予算のこととか考えますとまあ営業マン的な発想で考えておりましたが、長期構想の中できちんとした形のプロジェクトが組まれているような形ではお伺いをいたしました。それで今のプロジェクトの話なんですけれども、人材を得てお願いするということなのですが、この今のお話のプロジェクトはまああの住民自身、まあ職員もそうなんです、全体の中からも取り組んでいくということですけども、現在の職員の構成の中でやっていくのかそれとも何人か専属の方をお願いしてまあそれでやっていくのか、それとも外部委託のような形でやっていくのか、そこら辺はそこまでは考えては、どんな形になるのでしょうか。

あの基本的にはそうした2つのプロジェクトを組織化してやっていきたいと形で考えておりますが、このプロジェクトの中に民間を導入するあるいは職員の中だけでやるのかということとはちょっとまだ素案の段階で固まっておりません。ただあのいろんな外から見た目というのも大事でございますし、それから外から見るだけの目でもってこの内部の事情、実状というのも無視した中でできるものではございませんので、その辺の詰めは慎重に最後までやっていかなきゃならないということで、今のその考え方の状況だけ総務課長の方からお答え申し上げたいと思います。

現在あの第5次総合計画あるいは基本計画の中で方向性は今検討しているところで、今そんなような方向でいきたいということでございまして、これらのものを実際にやっていく上には実践計画を作っていくしたいと思います。これはあの今の課題だけではなくて具体的に何をどういうふうにしていくかということを立てないとですね実践できませんので、次の段階としては実践計画を策定するように今準備を進めているところでございますので、その中で具体的な方法等を十分に検討して成果の上がるような取り組みをしまいたいというふうに考えているところでございます。

坂本議員

あの非常に大きな形の中で飯島町を売り出すということが現実味をもって語られて、なおかつそれを実践計画の中でやっていくということなので、これからの長期構想は非常に楽しい形になると思っております。飯島はあのとてもあの住んでみるというかまあ離れてとてもすごくここに生まれてよかったなということは、私もしみじみ感じます。住んでいると子供の時から住んでいたこの風景なので、そんなに何というかこういうものなのかという中で住んでいますけれども、東京みたいな大都会に暮らし始めた時には本当にこの山とそれから空気の美しさとそれから水のおいしさっていうのが、お金に換えられないくらい大事なもんだっていうことがすごくわかることがあります。ですからやっぱりそういう飯島をよく知っている方をこういうプロジェクトの中に入れて、なおかつ行動力と実践のある営業的な能力を持つ、それからまた企画力ですね、あの経済状況とか後その地理的勘みみたいなものを持っている方なんかをそういうチームの中に組んで、是非あのこの飯島町をいい形で売り出してなおかつ人口増ということにもなるでしょうし、住宅地をここに作っていただいてまああの少子化対策ということで若い方たちも住んでいただければいいかと思しますので、この計画をいい形の中で進められるように、まあ実践計画の中でも具体的な形で進んでいっていただきたいという想いを伝えまして一般質問を終わりたいと思います。

議長

以上で本日の日程は終了いたしました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 4時01分 散会

平成22年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成22年6月15日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 竹沢秀幸
堀内克美
浜田 稔
宮下 寿

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖
2番 中村明美
3番 坂本紀子
4番 浜田 稔
5番 堀内克美
6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子
8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸
10番 宮下 寿
11番 平沢 晃
12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米田章一郎
議会事務局書記 千村 弥 紀

本会議再開

開 儀	平成22年6月15日 午前9時10分
議 長	おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。 昨日に引き続き、林代表監査委員にご出席をいただいております。よろしく願いいたします。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
9番 竹沢議員	9番 竹沢秀幸 議員 改めておはようございます。ワールドカップサッカーにおきまして日本チームがカメルーンに1対0で勝ちまして、町民の皆さんと共に祝福し喜び合いたいと思いますし、また19日にオランダ戦がありますが是非引き続き勝利を祈るものでございます。今飯島町の町内の中では朝な夕なに町内の若者、飯島町消防団の皆さんがポンプ操法の訓練を行っております。私も今朝5時から地元の区会議員の皆さんとともに第5分団を激励に行ってきましたけれども、20日に行われる町の大会また7月の郡の操法大会において飯島町の選手の皆さんが健闘しいい成績を収めるように期待するものでございます。最初にちょっとおやじギャグを紹介いたしますが、北野武氏の作品でございますが、「鶴は千年亀は万年鳩は1年」というのがございまして、6月4日にわが国の政局が変動が起こったわけでありまして、「鶴は千年亀は万年鳩は8ヶ月」ということになりました。菅直人率いる民主党政権が誕生したわけでありましたが、私思うに、国民不在の民主党マニフェストはばらまき政策でございまして、その財源はほとんど借金でありまして、事業仕分けは地方の実態を理解しない方がおやりになっておりまして、例えば農業政策予算は大幅減額で飯島町にも多大な悪影響を及ぼしておるところでございます。従って国に対しても町長も行政活動を展開しておりますけれども、わが飯島町議会としても農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金の増額を求める意見書を今議会にて採択すべき準備をしているところでございます。きたる7月11日投票で参議院選挙が行われるわけでありまして、目先の選挙に勝つための飴玉をちらつかせる政権も結構でございますけれども、町民の皆さんが正しいことを推し進めて誤っていることはやめさせるしっかりとした眼を持って国政に県政にそして町政に関心を持ってほしいものだと思う今日この頃でございます。 さて高坂町政の平成22年度予算は始動し3カ月が経過しようとしております。平成22年度は飯島町が合併せず自立して6年目でございまして、向こう10年間のまちづくりの姿を表す第5次総合計画の策定年の年でもあります。この間、同僚議員の提案によりまして県下初の細菌性髄膜炎予防のヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用全額町負担事業、未就労者支援団体交付金制度の創設、また太陽光発電設置費補助制度の創設など、高坂町長の政治手腕を評価するものであります。またこれら事業の進ちょく状況につきまして長野日報が先月取り上げておりまして、町民の理解の中、順調に推移しておるわけでありまして、町民の皆さんにも感謝しなければならないと思う次第でございます。 通告に基づいて具体的な質問に入っております。第一の質問項目であります、町全

町 長

体の町民一般住宅及び各事業所の模範として役場庁舎屋根へ太陽光発電施設を設置できないかについてでございます。現在町では以前に提案した課題が実現することとなりまして、町内の3つの小・中学校の屋根へ太陽光発電施設を今年度着手することになりました。その事業規模は143,986,500円で175キロワットでございまして、飯島小学校が50キロワット、七久保小学校が45キロワット、飯島中学校が80キロワットで計175キロワット発電が可能です。工事は来る8月31日までに竣工予定であると伺っております。公共施設の電気料の経費削減、また生徒児童への環境教育の貢献、余剰電力の売電による経済効果、そして地球温暖化への貢献など、その効果が多いに期待されるところでございます。有利な補助事業を取り入れ事業実施する高坂町長の政治手腕を高く評価するものであります。

さてまあそこで、飯島町はまた町長は町民の模範であることが求められるわけでございます。地球温暖化対策は国際的なテーマでありまして、町民の皆様の少しずつ関心も高まってきている今日でございます。前嶋山総理はCO2を25%削減を宣言したところでもございます。そこで近隣の駒ヶ根市では市役所の耐震化工事に合わせて市役所庁舎屋根に40キロワット発電可能な太陽光発電施設をこの度整備をいたしました。事業費が40,000,000でございます。先の当町3校の太陽光発電事業費を含め、まあ1キロワット1,000,000円ほどの事業費がかかるのではないかと思います。駒ヶ根市では耐震構造対策を含め国の優良建築物等整備事業補助金を活用して実施をしました。この補助メニューが飯島町に整合するかは疑問があるところでありますが、有利な国の補助制度を研究し、厳しいわが町の財政事情は理解しつつも、現状、役場庁舎の屋根の構造や南向きの屋根の面積などを勘案し、40キロワット規模の太陽光発電を設置できないかについて提案するところであります。あのちまたでは私があので今まで一般質問で先進事例をですね申し上げて町政に反映するようにこの間いろいろ政策提言をしてきましたが、一部に猿真似議員というような評判もあるようでございまして、そういうことは私は一切気にしておりませんが、まあ歴史的に見ましても各市町村がですな戦後発展してきたその経過の中では、お互いに良い部分を学んで追いつき追い越せということで事業展開をしてきたそういう経験があるわけでありまして。そういう意味で先進事例、先輩に学ぶことは大いに結構なことじゃないかとそういうふう思うわけでありまして。ということで本課題につきまして町長はどういうお考えであるかお尋ねをいたします。

それでは竹沢議員の最初のご質問でございます役場の庁舎の屋根に太陽光発電の設置をどうかということでございます。飯島町では平成21年度この実施をされました国の経済危機対策臨時交付金事業、まあいろいろあるわけでございますけれども、この中で役場の庁舎の屋根に太陽光発電の設置の検討を行った経過がございます。人口規模が同程度でこの環境に優しいまちづくり宣言をしております、例で申しますと群馬県の中条町という町がございまして、ここがあので人口規模も非常にあの行政取り組みが類似をしておるといようなことの中で、いろいろ担当の方で資料を集めてこの町の太陽光発電に関する資料を参考にした結果でいろいろと検討いたしました。この場合でいきますとあの町と同程度でございますので、モジュールいわゆるあの屋上パネルでございますがこれが130枚ほど、それから屋根置き型で出力は30キロワット、重量的にも8トン弱、それから耐震設計上問題のない範囲での施設ということで、この発電による電気の利用料金では単純計算

電気が約20%の節減になる、それから費用の面では事業費が全システム、設計料も含めて約20,000,000円と試算をされて参考にして検討したところでございます。そこでまあ町といたしましてはこの設置を検討する中で、経済危機対策臨時交付金事業の全体事業費の枠の問題や、それから事業の宣伝、教育的効果を考慮して、いろいろまあ検討をした結果、特にあの子ども達とのこれからのエネルギー問題を考えていく必要を最優先に考えまして学校に設置をしたいとまず第一にという考え方で持ちまして、これはあのご承知かと思えますけれども予算でお願いしまして文部科学省独自の補助金とこの経済対策緊急事業の補助金とを抱き合わせの中で、3校全体ではいまお話にございましたように175キロワットで事業費は約144,000,000町内の小中3校にまず最初に取り組むということといたしてご承知のとおりでございます。それでこの問題は検討するうえにちょっと申し上げますが、ご提案のありましたこの仮に役場の庁舎に設置ということになりますと、1つにはあの経済産業省で所管をしております地域のエネルギー等の導入促進対策事業補助制度というのがございます。これは補助率2分の1でその補助限度内は1キロワット400,000円以内というふうにされております。それからもう1つには農水省の地域資源の利用型の産業創出対策事業がございます。これはちょっと補助率が低くて3分の1という形になって、導入するには少し不利な面があります。まあいずれもあのこの先進地、先例等の先ほどの町の状況なんかで勘案しますと飯島の場合にもこれ約だいたい事業費で20,000,000ぐらいだろうといいますが最も有利な補助を2分の1受けたとしても10,000,000以上の一般財源が必要ということになるわけでありまして、でこれらをまあ設置をしましてその後の維持管理等を含めましてだいたい減価償却までには20年以上ということになります。で、その辺を相対的に考慮する中でまず学校を優先をしてということをやってきましたけれども、その他にも住民ニーズや財政事情という問題も当然まあ考慮して将来の実施計画の中でどう位置付けをしていくかということとございまして、やはり3校は優先して設置をいたしますけれども、この次の展開については住民生活に直結した事業を優先せざるを得ないという判断に赴いておるわけでございます。まあいずれにいたしましてもあの改正省エネ法では一定規模以上のエネルギーの使用量のある事業者につきまして、役場もそうでございます、このエネルギー管理統括者の専任、あるいは省エネの中期計画書の策定の問題、それからエネルギーの使用状況の提出義務といったようなこと、それからノルマとして現行より5%以上の省エネの推進が義務づけられているというのが現在の国の指針でございます。で、町のこの全体の公共施設にかかる現状のこのエネルギーの使用量というものは、だいたい原油換算で年間で600キロリットルということになります。国へのエネルギー使用状況の提出が求められておりますので最低まあ5%以上の節減努力をということで今職員一丸となって取り組んでおるわけでございますけれども、今後一層のまあ省エネを図ってまいりたいということで、少しあのちょっと横道にそれた面もございまして、従いましてですね役場庁舎へのこの太陽光発電、ご質問にございました提案については、あのこうした財政状況それから事業の優先度取り組みの問題等々町の財政事情も勘案する中で、それからもう一つあのこの太陽光と同時に今、新エネルギービジョン提案の中ではいろいろとあの新エネルギーに対応する取り組みも提案をされて求められておりますので、太陽光と同時にひとつは水力の問題もあるわけでございます、これも今所管課の方を通じていろいろ調査検討を始めておりますけれども、それらをどういうふうに組み合わせて更な

竹沢議員

町長

竹沢議員

町長

竹沢議員

教育長

るこのクリーンエネルギーの問題、省エネの問題を推進していくかっていうことと同時に検討を今後させていただきまして、従ってあの当面この役場の庁舎の上に太陽光発電を設置するということについては当面まあ見送らざるを得ないということをお願いしたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

この課題については当面見送るというようお話でもございましたが、あの水力発電の問題も今お話がありましたけれども、安定的な電力の確保ということになるとまあ太陽光が一番ベターではないかというふうに思うわけでありまして。今後あの国の方でも経済対策的な補助がですねまた出ることも想定されるかもしれませんが、そこら辺も見据えた中で再度検討ということではできるかどうかお答えください。

あの私としてもまたあのいろいろあの新エネルギー協議会の中の議論をいただきましたのも、是非あの役場の庁舎も含めても今後公共施設へのそうした取り組みは必要であるということとございまして、是非あのやりたいと思っております。問題は財源のことでありまたどういふ計画でそのことを取り組んでいくかっていうその中身でございますので、少し先の話になるのかなと、またあの経済対策の有利なものが出ればまた即いろいろさせ検討させていただきたいというふうに思っております。

やりたいという思いはよく理解できました。そこで今一度質問しますが、まあ平成22年度学校の部分を事業実施して8月には竣工するというところでその効果も出てくるわけにして、平成23年度の当初予算にですねこの計上していただけるとこういう見通しについてはいかがでしょうか。

今のあの財政計画3年間の実施計画の位置付けの中ではこのことについては考えておりません。

そういうまあ厳しい財政事情も十分理解いたしますので財政の見通しがついた段階で早期に着手していただきますよう要請しておくものであります。

次に2つ目の質問項目に入りたいと思えます。公共施設のトイレ水洗化及び女性用トイレ洋式化ができないかということについて教育長にお尋ねをしたいと思えます。ところで先の3月議会の折りに私が提言した3校の児童生徒のための環境学習の一環として提言した課題の中に、まずはグリーンカーテンとして飯島図書館で継続栽培してきました空色朝顔を3校で実施するとともに、保護者へ苗を配布していただいて家庭への普及を図り、またあの多分役場の庁舎へもグリーンカーテンが実現できるんじゃないかと信じて疑わないわけでありまして、こうした山田教育長の取り組みの姿勢を高く評価するものでございまして。また3校でミニ水力発電を設置することにつきましても取り組みを今始めていただいております、町内でミニ水力発電を実施している先輩方の意見や現場も是非踏査していただいて事業推進をしていただきたいというふうに思うわけでありまして、できることから始めようとしている教育長の姿勢を評価するものであります。

さてそこで飯島中学校のプールを水洗化できないかということについてお尋ねいたします。昨日この地域も梅雨入りしたわけでありまして、まあ夏の到来ということでプールの活用が始まるわけとございまして、今からすぐやっても間に合わんかもしれませんがこの課題についてはいかがでしょうかお答えください。

飯島中学校の施設についてのご提言をいただきました。中学校全体に関わることでありますのでちょっとご質問のお答えする前段にですね、中学校の現場をちょっとお話をした

いというふうに思っております。この4月から中学校では全校一斉の朝読書を開始しております。週4回の朝、始業前に職員・生徒一丸となって読書に取り組んでいるということでありまして、一昨日、中体連の大会がありまして、いつもの年以上に生徒たちが健闘をし、部によってはこれまで以上の成績を収めたという報告がありました。文武両道の学園生活を職員・生徒が一丸となって進んでいるということをもまず冒頭お伝えしたいなというふうに思っております。

さて議員ご質問の中学校のプールのトイレについてでありますけれども、現在汲み取り式であります。利用状況でありますけれどもプールが使用できる期間に緊急な場合に使用しているという現状でありまして、年間にいたしますと生徒延べで150名程が利用するという報告を受けております。衛生管理面等から水洗化の必要性は十分理解しておりますし認識を持っております。今後財政面を考慮しながら将来的には改善を考え実施してまいりますつもりであります。以上であります。

竹沢議員 続いてですね同様に中学校のグラウンドのトイレについても水洗化できないかについてであります。まあ本校の生徒の利用のみならずまあ近隣の生徒を含めた各種大会もあると思うわけでありましていかがでしょうか。

教育長 ご指摘の中学校のグラウンドにつきましてもプール同様現在汲み取り式でありまして、利用状況でありますけれども授業それから部活、それから各種大会あそこで行われるわけですがまあ年間約300名ほどが利用しているということでありまして、まあその他に社会体育でも校庭を使っただき、まあ併せてトイレも使用していただいているということでもあります。であのやはり時代の流れでトイレも水洗化の必要性は十分理解はしておりますが、一方におきまして中学校のグラウンドがですね災害時の緊急避難場所のひとつになっておりまして、そこであの阪神淡路大震災の折に一番必要とされたトイレがですね水洗であったために途中から使用できなくなって大きな課題となったというそういう事例があります。まあこのことを参考にしながら総合的に検討して水洗化がいいのか現状がいいのかということを検討し考えてまいりたいというふうに思っております。従いまして現状のまましばらく汲み取り式でいいのではないかなというふうに考えておりますが、以上申した理由から今後検討はしていくということによろしくお願いいたします。

竹沢議員 次にですね文化館のトイレの女性用を洋式トイレにできないかということでございます。まあ和式が良いという来館者もいらっしゃると思いますけれども、町内各地に今建設中の厚生労働省の補助事業であります地域で介護する高齢者支えあい施設のみんなのトイレもそうですけれどもこれらも洋式でございます。あの文化館のその女性のトイレが何で洋式でないか私が知っているかということで、ある方に問い正されまして、私とその女性用のトイレへ入ったわけではありませんので念のため申し上げておきますが、実はあの同僚の女性議員がこの課題について提言してくれまして、今回まあトイレ関係の質問を総括的に行うものですから、同僚議員にお許しをいただく中で提言するものであります。情報によれば700,000 くらいの費用でできるんじゃないかというふうに伺っておりますがいかがでしょうか。

教育長 トイレ3点の最後の文化館のトイレということですが、文化館の取りまとめております次長の方からお答えいたします。

教育次長 それではあの文化館のトイレの関係でございますが、現在文化館の洋式の女性用トイレ

につきましては南の会議室側に6台のうち1台が洋式であります。大ホール西の楽屋側に2台のうち1台ございます。それから大ホール東側のホワイエにありますトイレにつきましては12台のうち1台が洋式でございます。またあの車椅子で利用できますトイレが会議室側と大ホールにそれぞれ1台ありまして、女性が使える洋式のトイレとしては5台が備え付けになっております。先程あの議員さんも言われましたように和式から洋式への改造、これにかかる費用も多額となりますので今後利用者の要望等をお聞きしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

竹沢議員 それではまああの利用者のご意見もよく聞いていただいておりますね是非あの実現していただきたいと思っております。関連ですけれども先輩議員も以前に指摘したというふうに伺っておりますけれども、役場前に屋外のトイレがございまして悪臭が漂うというような声があるところでございます。私も先般ちょっと利用させていただきましたが、毎日清掃しているのか存じませんが、役場のまあ顔みたいなトイレでありますので清潔であることが求められるわけでありまして、あの例えば役場庁舎内の男子トイレはですね用を足す時にセンサーが機能いたしまして、最初に洗浄水が流れまして人が離れるとまた洗浄水が流れるとこういう仕掛けになっております。が屋外トイレにその機能が無いもんですから清掃を励行していただくことと同時にですね、ボタンがありますのであれをきちんと押してもらおうという表示をですねしたらそのうまく利用ができませんかということをお考えですが、これは町長部局の方でご答弁ください。

総務課長 清掃はあの必要に応じてやっておりますので、もう一度あの内容等現場を確認しながら改善できる部分があれば改善をしていきたいと思っておりますし、今後どういうふうに管理をし、改造するかということについては検討させていただきたいと思っております。

竹沢議員 それでは3項目目の質問に入りたいと思っております。コスモ21の県との対応策の現状と同施設のあり方についてでございます。先の3月議会で同僚議員の質問に対し町長は今年度中に目途をつけたいと答弁しております。高坂町長が前向きに取り組んでいることは評価しますが、動きが町民に見えていないように思うわけでありまして、そこでまずコスモ21の県との対応策、制度資金あるいは県の財産としての位置付けはあるかどうかを含みまして現状はどうなっているのか、また同施設のあり方はですねなかなかその生鮮食料品店を導入するというような課題はなかなか難しいわけでありまして、この際新たな発想で違う用途に転用するという考え方もあるかと思っております。またそれらに対する転用の提案が現在あるのかどうかについて差し支えない範囲でお答えいただきたい。

町 長 次のご質問はコスモ21、このまあ現状と対応策の問題でございます。再三12月議会また3月議会でもそれぞれの議員さんからも質問をいただきました。またあの昨日も中村議員も関連して若干それに触れたところでございますけれども、このことにつきましてあの経過についてはともにあの総務産業委員長さんの立場でまあ心配しとっていただく竹沢議員でございますので経過はよくご承知かと思っておりますけれども、一番まあ最初のこの最新のこの取り組みとして先日ショッピングセンター協同組合役員の皆様からこの融資を受けておる当初借入れでございます高度化資金、これの手続きを行っておると、まあ申し上げて返済手続きの問題でございますけれども、その報告をいただいております。まあこれにつきましてはあの個別な微妙な案件でございますのでその内容を詳しく申し上げることはできませんけれども、この高度化資金の制度内容について若干申し上げて見ますと、こ

の国から県を經由しております高度化資金、まあ事業目的資金でございますけれども、これはあのこうした共同店舗の運営のための将来的な事業展開に対するこの期待を持つての貸付られる資金でございます、仮にこれが事業が継続されなくなった場合などはこの目的が達成できないという判断がされるということでございます、従ってあの当然のことながらこれは手続き的には原則一括償還とこういう制度になっておるといふようになります。で当然これは融資を受けるに当たっては抵当権の設定によって担保物件を設けるといふこととなりますが、若干あの一般の担保と違いまして、担保があるから即それが不履行の場合には県の財産に即移行とするといふふうにはならないようでございます。これは償還を前提にしてこの返済を担保するという考え方の抵当権が設定されるといふふう聞いておりますので、まあそのように私どもは理解をしておるわけでございます。いずれにいたしましても現在の町の立場といたしましてはこの問題について特別突っ込んだことでもうこうという手続きの中に行政当局が入るってことはできません。従って今の段階では町としてはこの高度化資金の清算のこの処理の行方というものを見守りながら、早期にこの問題が解決することをまあ期待をしておるといふことでひとつご理解をご了解をいただきたいといふふうに思っております。

それからまあその後まあいろいろどう取り組むか当事者間の問題もいろいろあるわけでございますけれども、関連してこの次なるまああの施設を、まだまだ十分使える施設といふふうにも思いますので、あるいはまたあの有効利用の問題、それからかつてはまあ商業集積の一翼を担ってきたあの建物でございますので、何らかのまあその利用を図っていくということは共に考えていく必要があるといふふうにも私も思っておりますので、今までもその努力は当事者の皆さん方と一緒にやってきましたけれども、経済状況その他の中で大変苦慮しておるところは事実でございます。それでまあご承知のようにあの現在コスモ21では全くこの営業が行われておらないということでございます。これまでの間いろいろとあの協同組合の皆さん方それから町や県や、いろんなあの企業の皆さんともお話しをする中で何とか再開の目途をということでやってきましたけれども、今申し上げたようにうまくいきません。でこれからのそのどういう方向でまあ行くかということについては、当然まあこれは当事者間のいろんな抱えておる問題があるわけでございますけれども、昨日も申し上げました新たなまた商業集積をこれを核にしてやっていくというような考え方もできるわけでございますが、なかなか現実問題としてこれは難しいという面もございますので、いろんな方面からこの施設の有効利用を図るように今検討を進めている段階にきているのではないかといふふうに思うわけでございます。従いましていずれにいたしましてもこの施設の活用にあたっては当事者間の債権債務の問題が一刻も早く解決をして、そして早い時期にこの次のステップに進むことができるように町としても期待を申し上げます。そのためにも町としても必要なできる限りのこの仲介の労力的な相談的な、手続きの面も含めてですけれども、可能な限りの取り組みをしてまた何とでも早期にあの布設がどういう形にしる方向づけができるように、私も当初、年内にはその目途をつけたいといふふうに、今もその気持ちは持っておりますけれども、そんなことでひとつご理解をいただきたいといふふうに思います。以上であります。

まあこの課題あの要は当事者の皆さんの債務が解決すればいいんですが、そこでですね町内の友人また上伊那の知人から私に次のような提案がありまして、これから申し上げる

竹沢議員

課題について町長どう思うか見解をお聞きしたいと思います。コスモ21の債務とですね毎年多くの地権者に支払う地代を解決する方策として、大阪梅田に本社を構えるわが国の大手の住宅専門メーカー、会社とですね、それから横浜に本社を抱えるデイサービス全国チェーン会社が共同して、コスモ21の今の駐車場のスペースを利用してデイサービスセンターを立地したらどうかという提案がございます。このプロジェクトは敷地でですね350から400坪くらいの面積が必要でありまして、まあ駐車場20台くらいいると、デイサービス施設は60人使用くらいで建物としては120坪くらいの建物で、建設費用90,000,000円くらいを想定しております。でこの事例ですがこの事業費90,000,000のうち20,000,000円はこの今申し上げたデイサービス全国チェーン会社が負担しますので、例えば国の補助制度など活用して30,000,000くらい想定しますと残りの40,000,000円が自己資本投下でできるということとそのオーナーを探すとこういう仕掛けになっておりまして、オーナーがみつければ事業実施となるということでもあります。でそのオーナーに対してはこのデイサービスをやるその会社がですね利益の中から1年間に9,000,000円払うとこういう仕組みであります。そうしますとコスモ21の皆さんに置き換えますと、毎年の地代が4,500,000円ですのをこれを支払いますと残りの4,500,000円が返済に回るということで、これをですね長いですが2年間払えばチャラになるといふこととでございます。この件については理事長さんにもお繋ぎしてありますけれども、でこのデイサービスの全国チェーン会社ですけれどもこれは実は既に飯田市と伊那市に同施設をオープンしております、この伊南地域に進出したいといふ思いがあるわけでございます。

それから次にこの現在のコスモ21の1,000坪あるほどの建物の店舗後利用についてですけれども、これについてはですね同組合の理事長さんはじめご努力をしておりますけれども、もなかなか生鮮食料品店などの誘致は同組合も取り組んできましたがまあ至難の業ということでありまして、新たな発想として提案申し上げますがこの施設をですね野菜や花卉などの水耕栽培施設に転用してしまうとこういう発想であります。近隣では中川村にトマトの会社、またネギの会社など水耕栽培の2社が企業発展しておりますし、また道の駅でもイチゴの水耕栽培などが行われております。それから伊那市や箕輪や岡谷に工場がございます胃カメラの専門メーカー、ここは岡谷にですね同社の体育館がございましたがこれを改造して水耕栽培を今行っております。ということで店舗の後利用といたしまして先般選ばれた越百の水、名水百選に選ばれましたがこうしたのを活用してですね、おいしい水で栽培した野菜や花を栽培する、また販売するということで新たな拠点ができるわけでありまして、エネルギーとして例えば太陽光発電を利用しましてですねこのパネル1枚分を町民の皆さんに費用を公募で募って出資願うとかいうことにも考えられますし、また生産、収穫の労働につきましては地域の雇用創出ということが図られると思いますし、また昨今のLEDの活用も考えられるわけでありまして、農産物の販路につきましては地元消費に加えて中部、関西などターゲットに市場開拓していけばいいんじゃないかといふふうに思うわけでありまして。

話は変わりますが、松下幸之助の松下政経塾で学んだ政治家がまあ相当おるわけですが、松下氏曰く不況で厳しい時こそ逆にチャンスがあるんだということをおっしゃっておるわけでありまして。まあ悲しいお知らせですが町内のある生鮮食料品店もある近く閉店するようなことを伺っておるわけでありまして。行政はその産業振興のために必要に応じ

て税金を投入し支援すること、また行政という権力といいますかそういうものを利用してですねその事業者をサポートしあるいは支援するということが求められておるように思うわけでありまして。まあ過去にも同僚議員がいわゆる商工関係のそうした課題について質問などしておりますけれど、要するにこの町税、国税含めましてですね製造業の皆さん事業所、商店、こういった法人の方々が納める税金がそのウエイト大変多いわけでありまして、それに対する積極的な行政支援・サポートが足りないのではないかと、消極的な姿勢ではないかということをお慮するものであります。商工業の発展についてはやはり町長自身ももっと積極的に支援していくことが今求められているふうにあるわけでありまして。昨日同僚議員の提案で商業集積の提案についてありましたけれども、国道バイパスや堂前線界隈にコンビニができてですね商業集積などということは甘い考えではないかというふうには率直に思うわけでありまして。商工会青年部との直接懇談を町長さんおやりになればいいじゃないですか。なぜできないんですか。わが町の商業に対して熱意を持って政策転換することが私は大事だと思いますが、その町長の政治姿勢について問います。

町 長

まあこのコスモ21の次なるまあ利活用についてひとつのまた情報提供というような形で今お話がございました。これはまあひとつのあの情報としてこの段階では受け止めさせていただくということにしたいと思いますが、そこであの、まあその他にも町、私の方にもいろんな情報や提案もきておるわけでございますけれども、まだこれはあの次の展開に立っての水面下の話というようなことになりますので、こうしたあの特に本会議場の席の中でその議論を披瀝してやるということはどうも適当ではないというふうにあるので、そうしたことは申し上げられないわけでございます。今まさにあのこのどう展開していくかというこの処理の問題の段階であるわけございまして、ゴールはやはり向の当事者間同士にあるんだという段階にございまして、今町がこのことに踏み込んであしるこうしろというわけにもいきませんが、先程申し上げましたように必要なこの立場になってひとつご相談なりいろんなお話し合いの中に応じていくということで現在もやっておりますし、これからもそうにしていきたいと、で、このことについて公的に支援、財源をもって税金投入をしていくという、まあかつて国が不良債権の中で銀行投入をして、これとは少し趣旨が違うのではないかとこのように思います。あくまでもこれはあの1つの当事者間であり、それでただこれはあの全体の商工振興ということはもちろんあるわけでございますけれども、その辺はきちんとやっぱり使い分けていく必要があると、もしそういうことになりますと他の中小企業全てにそのことを平等にやっけていかなきゃならないという問題が出てまいりますので、これはぎりぎりひとつ頑張るとこまで頑張っていたらいて、またいろいろとあの情報の交換の中で何とか方向を見いだしていくということは町としても精いっぱいやっけていこうとございまして、どうかひとつ誤解のないようにお願いしたいと同時に、昨日も申し上げました商工会若者たちの今までもやっけておりますし、また企業訪問もしております。これからもやっけていきたいというふうには思っておりますので是非そのことをひとつご理解いただきたいというふうには思っております。

竹沢議員

まあとくにあの今後この課題について進めるに当たってですね、是非あの議長さんとはよくコミュニケーションを取っていただいて、この1つの思いがですね、実現できるように是非ご努力をいただきたいというふうには思います。以上で質問を終わります。

議 長

議長から申し上げます。ただいまの国政は混迷をいたしておりますことは事実でありま

議 長

5番

堀内議員

すが、政策的な問題は別といたしまして、公式の場での政局に関わる発言については極力差し控えていただきますようお願いを申し上げます。

5番 堀内克美 議員

それでは通告に基づきまして、リニア中央新幹線についてを一般質問を行います。なお初めに申し上げておきますが質問の内容等からして、まあ町長のいろいろの立場も考慮しながら基本的には再質問はしないということで対応してまいりたいと思いますので、そういうことで明確なご答弁を冒頭お願いをしておきたいと思っております。リニア新幹線につきましては1989年、平成元年ですが山梨県に実験線が建設され、東京から名古屋までを木曽ルートまあAルート、それから伊那谷ルートBルートが示されまして当時の長野県では県の期成同盟会を結成しまして、伊那谷Bルートこれで事業を推進するというふうに進んでおったところでございます。まあこのリニア新幹線は日本の動脈であります東海道新幹線の代替としてまあJR東海が考えているものであります。その後2007年にJR東海がリニア新幹線を自費で首都圏から中京圏まで2025年の開通を目指すという方針を発表をいたしました。また同時にCルートという南アトンネルルートを加えまして2009年には地質調査の結果、輸送量、工事費などの試算を発表しまして、またそれに将来的には大阪まで延伸するという計画も含めて発表がありました。その試算の結果、工事費、輸送量、維持経費それらが一番効率的なCルートを事業推進することをJR東海として発表されております。その後Bルートでの事業化を求める長野県への説明を数回行いましたが平行線のままで現在にきておまして、JR東海としましてもCルート実施の方針は変更をしております。昨年の12月には県議会がBルート促進を議決をいたしました。飯田下伊那地方の議員が反発した、まこういう経過もございまして。まあそんなところで県内の足並みも乱れまして、飯田下伊那地域ではCルート促進を打ち出し、まあBルート促進は上伊那、諏訪地域が中心かなと、まあ他の地域は様子見というような感じかなとまあ私はそんなふうなふうにお観測をしております。今年に入って県の建設期成同盟会はルートは特定しなくて工事を早く進めてほしいと、これを国の方へは要望として挙げております。またその間JR東海は現在の経済状況から開通時期については2年遅れの2027年ということで発表されております。さてリニア新幹線のルートを決定するための国交省の交通政策審議会鉄道部会のリニア小委員会、これの第4回の会合が6月4日に開催されました。ここには長野県、山梨県、神奈川県、岐阜県、この4県の知事が出席しまして地域の状況等の意見を述べる機会を設けてありました。その結果の新聞報道につきましては、信毎、中日、につきましては見出しは「知事特定ルート主張せず」また地域紙であります長野日報、南信州はいずれも1面のトップ記事でその内容を報道しております。その見出しは長野日報は「知事中立的な決定を、ルート言及せず」、一方南信州は「村井知事、南アルート容認、中間駅負担軽減を要求」まあこういふふうになっております。また記事の中では県の期成同盟会が1989年に決めましたBルートについては知事の発言として、日報は1989年にはBルートで合意に達しておると、ただ平成19年にJR東海がCルートを発表し、県内にもいろいろの意見が出たがルート選択は県が行うことではなく交通審議会が決めることだと、まあそういうふうにお報じております。一方の南信州は「地域ごとに意見が分かれているが、中立公正な結論を求め知事は伊那谷ルートについては具体的に要

望しなかった」まあそういうふうには報道しております。また南信州のインタビューに対して村井知事は「私は一度も伊那谷ルーとは言っていない」と、長野県が1989年に県内で議論した結果として伊那谷ルートで合意形成したことはある、そのことを言っているだけのことであって、南アルートということでJR東海が発表して以来県内にはいろいろの意見が出てくるようになった」、先程と同じですがどっちが良いかは長野県が選択することではない、今後もルートについては主張するつもりはない」まあそう答えております。また同じ席に出席しました山梨県の知事は、Bルートに対しては中央本線の特急と競合しまして中央本線に影響が出ると、もう一つは甲府市内でルートが市街地を通過するために反対であって、これらの問題をクリアするCルートがベターではないかと、まあそう主張しているということでもあります。まあそれぞれ新聞の報道によって内容は違いますが、南信州はまあ地域の総意もありましてCルートでまあゴーサインと受け取れる記事かなとまあそんなように感じております。また小委員会の家田委員長はインタビューの中で今年の秋には委員会としての結論が報告できる、まあそう言っております。ということで審議会としての結論も今年の秋には出るものと思われま。まあ総合的にそれらの記事や報道を判断しますと、どうもCルートの確率が私の感触では99%以上まあそんなふうに思っております。まあ今年の秋にはルートが決定になるというような状況になってきておりますので、上伊那の最南端のCルートに一番近い飯島町また併せて伊南地域としましても、ぼつぼついろいろと検討をしてもいい時期にきているのではないかなとまあそんなことで今回質問しておるところでございます。

まあ町長も郡の期成同盟会とか上伊那圏域とかまあ町も含めてですが、いろいろことはあると思えますけれど、先程も申しましたが6月4日の鉄道部会の内容でいきますと、もう決まったも同然だというふうに思いますので、この辺で考え方をお伺いをしたいと思っております。リニア新幹線につきましては町民の皆さんの意見も大方の人がCコースの建設で、飯田市周辺に駅が設置され合わせて飯田線の増強を望む声大きいということは私の耳にも聞こえてきますし、町内の皆さんも感じているところではないかと思えます。まあ中央道の開通に続きまして伊那谷の第二の夜明けというふうには私は思っていますが、このリニア新幹線についてどんな考えあるかお伺いをいたしたいと思えます。町長としての考えではなくて飯島町の将来として将来の発展のためにルート、どのルートが最善かをお伺いをいたしたいと思えます。

町長

それでは堀内議員のご質問でありますリニア中央新幹線についていくつか質問をいただいておりますが、まず町にとって町の発展にとってまあどのルートが最善かという質問の設定をいただいております。いま堀内議員のご質問の中で経過、現状等はご質問の通りでございますので、あえて重複して申し上げるのもいがかかかなと思えますけれども、私自身も上伊那期成同盟会の一員でありまた即長野県の組織にも町として加わっておりますので、そうしたあの今までの経過の議論視点の中でちょっと重複する部分もありますけれども、時間をいただいて所見に合わせてちょっと話をお答えをさせていただきたいと思えますのでお許しいただきたいと思えます。

まあこれはあの大変難しい問題でございます、まあ私町長としての立場でなくて町としての立場ということで、町としてまだこの議会に諮ったりあるいは住民アンケートをとったりということ合意形成ができておる問題ではございませんけれども、まあこのこ

れからの伊那谷の夜明けといわれるリニア問題、特にルートの問題でございますが、何をもちどのルートが最善かということで、まあ専門的な知識も持ち合わせないこの私まあ町長の立場ということも含めましてですが、これを安易に下されるようなこのものでない大変難しいご質問というふうには受け止めておりますが、そこであのお話にもございましたように、リニア中央新幹線建設にあたりましては全国の新幹線鉄道整備法に基づきまして所要の手続きが進められて、現在お話にございました国の交通政策審議会というところで建設主体や営業主体、ルートも含めた整備計画が検討されております。その結果を踏まえて最終的には国が決定をして建設につながっていくということになっておるわけでございます。でこの法律では新幹線鉄道整備は首都圏間を短時間で結ぶその機能はもちろんでありますけれども、それだけでなくでですね国民経済の発展とともに地域振興に資することを目的としておるということがまず書かれておるわけでございます、このルートについてはその目的を達成するように全国の中核都市を連結するということが規定されております。この辺のところはまあ長野県としてもこの地域振興発展ということに如何にしてこの中央新幹線を結び付けるか、また結び付けていかなきゃならないという議論の中でABCこの3つのルートの議論が始まっておるというふうには私も思うわけでございます。そこであの少し振り返ってみますと昭和53年に旧国鉄時代でございますが国鉄が国に対して調査の中間報告というものなされました。その中で長野県内につきましては可能なルートとして建設可能なルートとしてABCの3つのルートが示されております。諏訪から木曾を通るAルート、諏訪から伊那谷この飯島近辺を通過して南下していくBルート、それと南アルプスをトンネルで直接抜くCルートこの3つであることはまあご承知のとおりでございます。でその後この飯島町も加盟をする建設促進上伊那地区の期成同盟会というのがございます。この会それから上伊那も当然参画をしております県内において関係する5地区、この建設促進期成同盟会というのが設立をされて検討をされ、平成元年に当時の名称ではリニア中央エクスプレス建設促進の長野県協議会、これは知事が会長でございますけれども、知事の会長を中心として県議会それから県内5地区の諏訪、伊那、下伊那、もちろんそうでございますが、含めて県内5地区の期成同盟会がそれぞれ結成されておまして、これにさらに経済団体である経団連等で構成しております。この長野県協議会において県内は地域振興も含めたことを優先する中でBルートということが決議をされまして、以来現在に至るまでこのBルートによる早期建設に向けたこの取り組みをしてきておるといことで、お話にもあった通りでございます。でその後もJR東海と鉄道運輸機構によりまして地形や地質調査これらが継続して行われてまいりまして、平成20年度に国へ調査結果報告書が出されまして、この報告では今申し上げたABCいずれの全てのルートについて建設は可能であるというふうには旨の報告がなされたところでございます。そこでまあ当町の考え方といたしましてリニア中央新幹線の建設促進の上伊那地区期成同盟会、それと長野県と同じ県の協議会これはあの当然構成団体の一員であるわけでございますけれども、それらの決議に基づきましてBルートによる、いわゆる諏訪、伊那回りのルートによるリニア新幹線の早期建設の実現に向けて強力に運動を展開をしていくということの決議の下にこれまで共々に行動をしてきたということが事実でございます。

そこでご質問の町の発展に果たしてどのルートが最善であるかということに考えますときに、大変まあいろいろの角度からのこの要素を持つわけでございますけれども、このル

ートという問題につきましては果たして飯島町にとってどのルートであればあるいはどこに駅ができるかによって、また特に中核都市に置かれるその駅が実際にどこにできてくるのかということによって、このことは大きく変わる問題であるというふうに捉えておるところでございます。仮にですね、このBルートによって1県1つの駅と言われておりますBルートに諏訪に駅ができるというふうに仮定した場合には、飯島町にとってはほとんどこれはメリットが、まあほとんどいっては何んだかもしれませんけれども、余りメリットが無いというふうに思いますし、それから言われておりますこのCルートで、その諏訪の駅、Bルートでも諏訪の駅にできるよりも、この直接抜けるCルートで言われておりますこの飯田付近へ駅ができた方が、まあ付近にできたということですが、飯島町にとってはかなりの、まあこれはあの達観的な考え方でございますけれども、よりこの諏訪の駅のBルートよりもベターであろうというふうに思うわけでございます。まあいっそのことこれはあのBルート諏訪回りによってその1県1つの駅が仮に伊那であり駒ヶ根であり、もっと言えばこの下伊那との郡境のちょうど伊那谷の間である飯島近辺に駅ができればなおベストであるというふうにまあちょっと夢的にも思うわけでございますけれども、まあそれは別といたしましても、いずれにしてもこの駅がどこにおると、ルートよりも駅がどこに出来るかによって飯島町のこれからのこのメリットというものは全然違ってきちゃうんだというふうにまあ直感的に思っておる次第でございます。そこでまあ、あの法律にも明記されておりますようにリニア中央新幹線は大都市と大都市、まあ当面東京・名古屋間、いずれは東京・大阪間というふうに延伸されというふうに発表されておりますけれども、この動脈のただ結ぶというだけでなく法律にありますようにこの地方都市を結ぶことによってその地方の活力、それから都市との交流・物流といったものが果たす役割が非常に大きいというふうに思っておるわけでございまして、当然のことながらこれは地域振興というものも一つ大きな要素として是非捉えていただきたいというふうに思います。従って、あの現在実施主体というふうに想定されておりますJR東海の考え方といたしましては1県に1つの駅と、しかもこの駅は地元負担でお願いしたいという1つの原則論でございますので、なかなかそうなってまいりますと駅はくるけれどもその負担をどういう形で分担していくのかということはまだぜんぜん議論されておられませんし、こうした現下の財政の中で各市町村も県もそうでございますが、果たしてそのことがこのもろ手を挙げて誘致をすることがいいのか悪いのか、まあこの辺も非常に微妙であるわけでございますけれども、いずれにいたしましてもこれはあの飯島町の今置かれた立場は上伊那期成同盟会の一員としてやはり同一歩調を取っていかねばならないということでございますが、結果は結果としてそのことをこのように考えておるわけでございます。あのこのことに関して今も堀内議員にお話もございました6月の4日の日でございますが、国のこの調査会があったわけございまして、沿線4県の知事がそれぞれヒアリングに臨んでおります。各新聞の表現の仕方はいろいろちょっと微妙に違いもあるわけでございますけれども、いずれにしても村井知事は今までの経過の中でルートについての言及は表向きにはいたしませんでした。県としてはBルートの決議がされておるけれどもCルートの意見もあるんだということで、少しあの長野県全体の決議としてはかつての議案よりもトーンダウンしておるのかなというふうに実感としてまあ感じておるわけでございますけれども、そんなことでなかなか難しい微妙な問題だと思いますが、ただこれはあの国の決定待ちだからという

堀内議員

ことで飯島町も手をこまねいてというわけにもいきません。これはこれからの1つの大きな問題として議会やそれからいろんな形の中で、どう飯島町としての立場をさらに具体的に構築していくかということはまたご相談申し上げてまいりたいと思いますけれども、そんな心境でございますのでひとつご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

まあいろいろの立場もございまして、町長の声じゃなくて飯島町の将来といっても、なかなかイコールかなあということもあるようではありますが、まあお答えの中では駅によってルートというものは大きくかわるということございまして、まあ確かにそういうことだと思っております。それでは次の質問に移ります。停車駅と地域開発についてをお伺いをしたいと思います。JR東海は今も話ありましたように経由する各県に停車駅は1駅を設置する、まあ地元負担ということですが、と言っております。長野県以外の県につきましては1県1駅で既に全て了解がとれております。長野県だけは現在のところではまだ県内2駅これを主張しておるところでございます。ただJRが1県1駅と言っておることになりますと、まあこういうことに将来的にはなるのではないかなと思っております。まあルートの的にBルートでいきますと今も話がありました諏訪の駅が有力かなと、そうするとまあ高速道路を使っても飯島とのアクセスは90分以上まあ2時間近くかかるんじゃないかなとまあそんなことになりまして、まあ効果ないという町長の話のような内容になると思っております。Cルートでは飯田市に駅ができると言っております。駅へのアクセスは飯田線を基本としてJRでは考えておるようですが、開業当初はどうも飯田線の増強もすぐにはできないのかなということもあって、中央自動車道アクセスをするという考えもあるとまあそんなようにも聞いております。また駅の場所については高森町と飯田市の境あたり市田のちょっと向うだという話も聞いておりますし、駅の構造は地下の駅だとまあそんなことも聞こえてきております。まあその地域でしたら飯島からのアクセスだと30分以内ということになります。それから発表されておりますJR東海の資料によりますと飯田駅から東京までは40分、名古屋までは20分、それぞれを加えますと飯島町から東京までは約70分、名古屋までは約50分、この所要時間で行けるということになりますと、まあこの地域が通勤通学地域に変わるということになります。いま学校、大学に行かれる皆さんあちらへ行って生活しておるということで、そういうことで非常に経費がかかりますが、そういう経費の負担の軽減もできますし、通勤通学地域となるということでもありますので地域の活性化にもつながるのではないかなと思っております。ということは地価の高い東京を離れましてまあこちらに住居を構えて名古屋、東京へ通勤する人も出るんじゃないかなとこんなふうにも思われます。ということは企業の進出も大いに可能かなとそんなふうにも思っております。またJR東海では開通後の経済効果を想定した駅から大きな周辺、例えば駒ヶ根市、例えば飯田駅から駒ヶ根市とかもう少し北の方までのエリアの周辺地域の、駅ができたたらどうなるっちゃう開発の構想の検討もしているというようなことも言われております。2027年と言いますと今から17年後ということになりますので、まあ現在次期の基本構想・基本計画が立っておりますがそのもう一個後の基本構想・基本計画の中に入ってくるものとは思いますが、いろいろの情報からいきますと、飯伊広域連合、下伊那の方の広域連合ではそれぞれの問題について既にプロジェクトチームを作って検討をしているということをお聞きしております。さっきも言いましたが一番Cルート飯田駅としたら効果はあるという町長のお答えでありますので、そうしたら飯島町としては将来のこと

を考えてその構想について考えていく時期、早くてもいいんじゃないかとまあそんなように思いますので、将来構想に着手する考えはあるかどうかをお伺いをいたしたいと思います。

町 長

まあ停車駅に関連をしてこの地域開発、又その効果アクセス等のご質問でございます。まあこれもご質問に対しては仮定としての見解で受け止めておっていただきたいと思えますけれども、まずあのJRが言っておりますように停車駅は県内原則1つということでございます。まあそして仮定をいたしますと、仮にあの最大でまあBルート駅の位置と、それからCルート駅の位置とではかなり40、50分差が出る、ここから行くアクセスで出るということになりますけれども、最大どういふふうに見てもやはりこの1時間30分というような中核都市までの時間帯の中で動きができるんじゃないかというふうに思っております。場所によってはあの地域によっては2時間以内というような範疇に入ってくるということになりますので、これはあの今の高速やJRを使ったこの交通体系との格段のこの違いになってくるわけでございます。それでこのこうした1つの大きな時間的なメリットをどう地域開発に町の将来に活かしていくかって言うことは、これからの大きな問題であります、今あの具体的に第5次総合計画の例えばあの10年を目指した長期計画の中での位置付けはともまだちょっとそのことを具体的に謳える状況ではございませんので、特に触れてないというふうになっておるわけでございますけれども、いずれにしてもこれは後もしその通りにいっても17年後ということでございますので、次の長期構想の前半ぐらいにはかなりのこの方向が出てくる、しかもあのルートが今年中に決まるというようなことでございますので、その辺も10年の間を取った中期総合計画の見直しの中あたりではひとつ捉えていくもう課題になってくるというふうにするわけでございまして、少しこのことは弾力的に考えていく必要があるということでございます。当然あの産業、経済、文化いろんな交流がこのことによって飛躍的に変わってくるというふうにするわけでございまして、通勤圏内でもございましてそれから当町のこの新鮮な農産物のこの問題もそうでございますが、特にあのまあ物についてはやはり高速道路主体になろうかと思えますが、人の行き交い、交流というものはまさにこの新幹線が大きな効果を出すということは当然考えております。従ってあのそうしたメリットを十分今後ひとつの行政の方向付けの中で検討をして、皆さんとどういふふうに合意形成をしていくかということは、大きなこれからの飯島町の将来の方向でございますので、その辺も今のこの10年5年の特に前段の5年の中期計画の中にこのことを具体的に入れ込むということはちょっと難しいと思えますけれども、その後期の同じ10年間の5年後を立つ直前に見直しをいたしますので、その、後期中期計画あたりにはそろそろこのことはかなり具体的に謳っていく必要があるんじゃないかということでございますので、そのようにご理解いただければありがたいと思えます。

堀内議員

まあ国の方の方針決定が今年の秋ということになると町の基本構想等の作成の時期等も考えると、まあその点はやむを得ないかと思えますが、まあできるだけよそに遅れないように、まあ構想の中に入らなくても、まあ重点的にこれから取り組んでいただければ地域開発につながるんじゃないかなとまあそんなふうに思いますので取り組みをお願いします。

次に飯田線の増強についてをお伺いします。地域としてのリニア効果の1つとしてリニ

ア駅までの輸送力の増強、まあこれによります飯田線の改良これが考えられます。駅が当町より南、Cルート飯田市周辺に設置となれば中央線の岡谷駅から飯田線の飯田駅までの飯田線の増強が期待ができます。逆に飯島町より北に駅が設置となれば多分この地域の、要するに飯島地域の飯田線の増強はおそらく行われないのではないかなとまあそんなように私は考えます。リニア中央新幹線の飯田駅の1日当たりの乗降客は資料によりますと約7,000人とされておりまして。これは現在の上諏訪駅がまあ乗客が4,000人くらいということで乗降だと倍になりますので約上諏訪駅、それから岡谷駅が3,500人くらいの乗降客ですのでそれを倍にすると7,000、上諏訪か岡谷駅そのくらいの規模の乗降客の駅、まあそういうふうになりますので、これが道路だけですと駐車場等の整備も相当のことがかかりますし、JR東海は鉄道会社ですので飯田線の増強でこちらの効率も良くすると思われまして。そういうことになりますと地域の足としての飯田線が非常に便利になるのではないかとまあそんなように思います。まあそれで県内のリニアの利用者を飯田駅から乗ってもらうようにするにはどうしたらいいかということがあります。まあ1つは中央線の特急が岡谷から甲府まで、まあ甲府の駅ができたとしてリニアの、これが約1時間、62分という時刻表から見ると62分、ですのでそれ以内で岡谷から飯田まで来れるものを作らなきゃいけないんじゃないかなと、そうすると飯田線のいま川をこの迂回しておるルートを改善していかんとちょっと無理かなとそんなように思います。岡谷から飯田まで直線的に行くと約70、80キロということですので、この1時間で走るということは可能な距離の中だとまあそんなように思っています。JR東海も長野県としても飯田駅までにさっき言いましたが1時間以内で到着できる輸送体制の整備を行って、まあそうなればまあ鈍行に合わせて特急も導入してリニアの利用者にはその特急で時間短縮をしてもらうとまあそういうことになろうかと思えます。まあこういうことになりますと町から県庁所在地の長野市のあるいは中心都市の松本市、まあそちらへのアクセスの改善も非常に期待できると、また将来的には地球環境問題、少子高齢化問題、化石燃料枯渇等、様々な問題を地球では抱えておりますので、公共交通機関これが見直されるものと思っております。また地域としましても通勤、通学の足、併せて高齢化が進む中での地域が足ということで飯田線が見直されるものと思えます。また今、飯島町を訪れております観光客は中京圏が多いということですが、リニア開通後はアクセスが変化によりまして首都圏の方からも入り込みが見込まれます。まあ自然の豊かな地域へある意味では手軽に来れる、まあ1時間くらいで来れるということは手軽に来れる地域になりますのでそんなことを見込まれます。そこでリニア中央新幹線の開通に合わせて地域の利便性と地域の足としての飯田線の増強、これについてそれぞれの機関へお願いしていくとか、そういう考えがあるかどうかについてをお伺いをいたしたいと思えます。

町 長

現在この走っておりますJR飯田線の問題についてこれのまあ増強の問題でございます。特にそのリニア開通に合わせた形でのこの飯田線の問題をどう考えて増強していくかということのご質問が主旨ではございますけれども、この飯田線の増強、ダイヤ改正等の問題につきましてはもうご承知の通り、常々あの県の方を通じてJR東海の方へダイヤ改正の問題、停車駅の問題等々であの住民要望を踏まえて、特にあのPTA等からも中学の通学の問題もございまして高校通学の問題もございまして、それぞれのご意見要望の中で突き上げておるわけでございますが、ご承知かと思えますけれども一昨年のこの中部伊那

の議員研修総会の折りにもこのことが飯島からもテーマとして出されまして、この決議に基づいて直接県なり、それから議長さんとはまたまたJR東海へ直接参りまして要望を重ねてきたところでございます。なかなか毎年要望いたしますけれどもこのダイヤの問題についてはなかなか厳しいのが現実の姿でございます。わずかまあ1分間ぐらいの停車なぞできないのかなというふうにも思うわけでありましてけれども、あるいはまた快速列車の高校通学の小町屋駅停車というようなものも各市町村連携してやっておりますけれども、いまひとつ実現がこの問題については出来ておりません。大変微妙なこのダイヤの編成と同時に、1つの列車を延伸いたしますとその帰りの回送の問題とそれから人員配置あるいは宿舎の問題まで影響するというようなことも理由に言われておるわけでございますが、ただまあこうしたあの通勤通学あるいは一般の乗客の実態に合わせて是非ひとつ改善をお願いすることはこれからもしていきたいというふうに思っております。それから今お話のこのリニア開通に合わせてこの飯田線増強の改正というふうに考えていくかと言うことは、これはあのリニアがどういうコースで走ってもこのJR飯田線というものは私どもの身近な足でございますので、絶対にこれは廃止することはできないということでありまして。と同時にあの今どういうコース等にしてもまあ駅舎の位置にもよりますけれども、地域開発、地域の発展というようなことの利便性を考えてまいりますと、どうしてもこの今の、例えば今お話のありましたように岡谷までの1時間半以上もかかるような、こんなことではとても仮に諏訪の駅ができたとしてもダメだし、それからまた飯田に仮に駅ができたにしても北の方の諏訪や松本経済圏あたりもこの1つのリニアのエリアに絡んでくるかと思っておりますので、この状態ではもうとても成り立たないということになりますから、何としてもこの曲がりくねった、特にこの伊那谷南部が多いわけでありましてけれども、これをBルートとCルートではちょっと数字はあの細かいところは定かではありませんが、6,000億余りのこの余計に工事費がかかるというようなことが言われておりますのでBルートにした場合は、であのそうして仮にCルートになった場合にはその一部を削いででもこの飯田線の増強計画の方に投資を回していただいでですね、できれば松本から快速特急列車で直接そこにアプローチできるような方法も考えていただく、まあ複線化は無理にしてもダイヤのこの高速化というものをぜひ実現して、そのことがあの在来線と新リニアとの併用によるところの地域の活性化に結び付いていくというふうにも思うわけでありまして、そんなことを考えながらこれはあの沿線全体の問題としてリニア開通後の飯田線の位置付けをどうしていくのかと、いうことはこれはあの広域連合単位、先程あの5つの期成同盟会があるわけでございますが、県も含めてルートが決まればそのことを並行して初めていかなきゃならんということだろうと思っておりますので、またあの住民の皆さん方にもいろいろまたお考えやお知恵をお聞きして、飯島町は飯島町としてのまた要望等につなげてまいりたいとこんなふうに思っております。

堀内議員

まあ質問の順番がどうも逆だったのかなというような感じもしますが、いまの町長の答弁をお聞きしているとなんとなく言葉の中では出てこない部分で、どのルートが有効かなというようなお話も聞こえてきたように私は感じております。まあ将来次代の皆さんがよい環境で飯島町が発展できますようこの事業に是非町も積極的に対応していただきますよう希望しまして質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時00分といたします。休憩。

午前10時38分 休憩

午前11時00分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

4番 浜田 稔 議員

4番

浜田議員

それでは一般質問を行います。最初のテーマは町内の企業の誘致と町の将来像についてであります。まず町内の既存工業団地の稼働状況と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。まず質問の趣旨をあらかじめ述べておきたいと思っておりますけれども、この1番のテーマ全体についてもですね、町の発展にとって企業誘致が今後も最重要課題なのかどうかその辺の基本的な考え方、それからそれは世界や日本の現在直面している経済構造を考慮しても依然として有効な方策だというふうにお考えなのかどうか、またその結果として現在策定中の基本構想もございましてけれども10年後の町の姿がどのような形になるということを想定しておられるのかどうか、まあこういったことをお伺いしたいというのが質問の総合的な趣旨であります。でこうした問題を考える上では客観的な事実の確認が相互に必要なのではないかと、さもないと主観のぶつかり合いになって不毛な議論になってしまうということを恐れるものですから、いくつかの事実を積み重ねながら質問を進めたいというふうに思っております。そこでまずこれまで築き上げてきた町の町内の既存の工業団地の稼働状況をお尋ねしたい、それからその後の見通しについて簡潔に結構ですのでお話をいただきたいと思っております。

町長

それでは浜田議員のご質問にお答えをしておりますが、まず企業誘致と町の将来像という大きなテーマの中で、町内の既存工業団地の稼働状況そして今後の見通しについてでございます。端的に申し上げますと町内には4つの工業団地がございます。この状況でございます。中田切工業団地、これは現在7社の用地になっておりまして全社が稼働をいたしております。それからこの内、製造ラインの技術開発部門への転換から規模を縮小した企業がこのうち1社ある、従ってこの部分が県の空き工場情報に掲載をされておる状況でございます。次に陣馬の工業団地には5社の用地がございますが、輸送関連企業1社の用地が未稼働となっており、やはり県の空き工場情報に掲載をされております。また20年度現在まで拡張分の用地につきましては立地予定企業の事情から造成を今凍結している状況がございます。また久根平の工業団地でございますが、買い取り前提の賃貸借契約によります企業3社を含め5社が稼働しておりまして、2,000平方メートルの土地開発公社管理の未分譲用地がございます。それからもう1つ針ヶ平の工業団地であります。これはあの1社でございますが現在稼働中でございます。以上まあ4カ所の工業団地以外でございますけれども、久根平の工業団地に隣接をする企業といたしまして現在まで撤退の方針が示されまして県の空き工場情報に掲載をされておりますけれども、今のところ工場の一部は稼働している状況でございます。それから南割地籍にあります企業について撤退に伴いまして今未稼働というふうになっております。それから全体的な未分譲用地につきましては引き続き販売活動を継続しておりますが、未利用の用地や施設につきましても

所有企業の事情が多分にございますが新たな活用が図られるよう県の機関とも連携をとりながら、また様々な情報を得る中で情報等を提供した情報を得るような努力をしながら、できるだけ企業立地に結び付けて行くような努力を現在いたしておるところでございます。以上でございます。

浜田議員 ちょっと思い掛けない数字だったんですが、あのそうしますとですね例えば今後の企業誘致の話があった場合には、今の未稼働もしくは撤退の工業用地を埋めていくというアプローチで進められるというふうにお考えなのか。

町 長 まああの一部事情によりまして撤退を余儀なくしたという企業の後利用については、できるだけそこに埋めていく努力が一番これはあのベターではないかというふうに思っておりますので、ただこれはあの企業のこの考え方、業種の問題それから面積、床面積、用地面積等々必ずしもあのそうした立地を求める企業と合致しない部分もかなりあるんじゃないかというふうに思ひまして、必ずしもそうまいりません。従ってあのそれに合ったものをできるだけ情報を得る中で優先的にはしてまいりたいと思ひますけれども、なかなかそうばかりはいかないということをご承知おきたいと思ひます。

浜田議員 それでは次に誘致する可能性についてのお尋ねですけれども、現在かなり厳しい経済状況かということも含めてですが、例えばこの伊那地域あるいは長野県の全体ですと企業立地ですね、あるいは逆に撤退まあそういった全体を眺めた場合にですね、あの企業誘致についての見通しはこんなふうにご承知おきたいと思ひます。

町 長 今あのいろんな経済指標の中でこの設備投資の問題企業立地の問題等が連日のように報道機関の方で発表されておりますが、大変厳しい状況にあるということは変わっておりません。少しずつ設備投資の額も増えてきておるようでございますが、なかなかまだそのことがこの地方地域まで及んではないというのが現実の姿だろうというふうに思ひます。それでその現状について特にこの上伊那地域管内等を中心に担当課長の方から申し上げまして、それから私の方からこれに対する現状の将来見通しをどう捉えておるかというところを私の方から申し上げたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

産業振興課長 それではあの私の方から、伊那地域それから県の企業立地・撤退等の数値的なものについてお願ひをしたいと思います。昨日県内の経済動向の方も発表されておるわけでございますがまあ若干上向き傾向というようなことが出ておりました。まあその中で本年3月でございますが平成21年度の工場の立地動向調査の概要によりますと、年度内に製造業等の事業者が工場等の建設を目的に県下で取得や借地によりまして1,000平米以上でございますが用地を確保した件数ですが26件というようになっております。前年に比べますと21件、44.7%の減少という数値が出ております。現在のあの経済状況の影響を受けたことがうかがえると思ひますが、業種別立地件数では食料品それから業務用機械がともに4件と最も多いわけでございます。それから広域市町村圏別件数では上伊那が7件と広域的には上伊那がトップとなっております。それから企業の撤退でございますが、飯島町以外の他の市町村の状況はちょっと把握しておりませんが、やはり県が公表しております工場跡地、空き工場の情報によりますと県下の工場跡地情報が5件、うち上伊那が1件、空き工場に関するものが全部で37件、うち上伊那が20件と、この中に飯島町の分といたしまして3社4件が掲載されております。飯島町の3社につきましては撤退それから縮小の方向が示されたということでありまして、他市町村のケースについては不明で

浜田議員

町 長

すが、県下・郡下においても企業の立地とともに何らかの理由によりまして未利用化の事実が分かるというそういう状況でございます。

状況は理解いたしました。次にですね世界規模の経済構造の変化が進んでいる中でこれまで進めてきた内陸型工業団地に代わる企業立地ということがひとつ考えなければならぬというふうに思っておりますけれども、その方向をどういうふうにご承知おきたいと思ひます。ただあの実はこのあの質問については12月に同僚議員が一度行っておりまして、それと重複する部分があるかと思ひますので、ちょっと失礼ながらですねその時の町長答弁の要点を私なりにまとめてみました。で私なりに理解したのはですね、人口増を目指す活力ある選択肢ということを考えるならば第4次の計画の一番の狙いはこの企業誘致にある、第4次というのは第4次総合計画のことですね、それから活力ある地域づくりに企業誘致はひとつの有力な手段であるということに変わりはない。まあつまり一番の町のいろんな事業の一番の狙いだったというふうにもまあ理解できるわけです。それからもう1点はですね、昭和48年1973年から内陸型の工業団地を目指してきたのだけれども諸事情でそれは細切れ形の分譲になってしまったと、ただそうは言いながらもですね最近はこのいろんな事情から多様な職種を入れることでリスク分散できるというふうにも考えているということで、まあこの点について私は細切れといいますか多様化をむしろ肯定しておられるのかなというふうに読めました。それからもう1つは立地条件でありますけれども、これは先方の希望にかなわないという事例があると、自然環境が良いというだけの精神論では福祉発展というものはあり得ないと、いうまあ地域との取り合いについて非常に微妙な発言だというふうには私に聞きました。まあこの決定については別途後ほど論じたいと思ひますけれども、まあそんなお答えだったと記憶しております。それから費用対効果についてですけれども、団地造成費用が1,770,000,000、それに対して団地の売却収入が約1,800,000,000、それ以外にあの利息の支払いとか国からの交付金措置とかそういったものを差し引きしますとですね、団地を造成して売却したというトータルのビジネスとしては13,000,000ほどの収益だというのが当時の報告でした。それから企業誘致のためにまあ3年間の固定資産税の減免ですとか助成金があるわけですけれども、その総額は必ずしも町の負担ばかりではなくて国からの交付税も含めまして976,000,000、まあ約1,000,000,000円、これに対してですね平成18年からの団地内企業からの税収は累計で558,000,000、つまり1,000,000,000円に対して600,000,000円が18年以降で回収されているとまあこんなふうにご答弁だったというふうに思ひます。ご答弁を私の方で勝手に解釈しているので大変失礼ですけれども、この訂正も含めましてこれまでの企業立地と今後の方向についてお尋ねしたいと思ひます。

この1つ手前のご質問の中で課長の方から郡下、県下等の状況をお話申し上げて、これに対してまあ今後将来像をどう見るかということでご承知おきたいと思ひます。まあこの町の将来的な考え方として現第4次の構想もそうでございますし、それから第5次で今策定をしておるこの長期計画、これ今盛んにあの策定作業をやっておるわけでございますけれども、詳細なまだ報告をいただいておりますけれども、考え方としてはやはり今までと同じようなこの将来の町の大変厳しいその少子高齢社会が進む中で、などとしても必要な人口増を図りたい

ということ、この1つの手段として様々な産業活動を発展させながらその中にひとつの企業誘致をして新たな雇用の確保、そしてそのことが若者定住になりそれから所得の増加につながりそしてまた町の税収にもつながってくるとこういう財源確保の問題と、あのいうことでありますので、このことは基本的な町の振興策の1つとしては今後とも将来ともその考え方でいくべきであるというふうに思います。で今あの内陸型、まあこれは内陸に対して臨海型とかいろいろあるわけでございますけれども、これはあの当然重工業的な臨海型というものはこの内陸、私どもの地方の企業立地としては当然なじまないことはもう当然でございますけれども、やはりあの加工を中心にして、まあ一部製品化もあるわけでございますけれども、これの部品加工、精密電機、その他に大変多くその範囲があるわけでございますけれども、こういうものを通じてこの環境の良いところで純正な良い部品を供給して、そのことがまた製品につながっていくということで必要であろうというふうに思っております。従ってあのいろいろ今度第5次総合計画を策定する中でもいろいろと町民アンケートも実施しておるわけでございますけれども、やはりこの工業振興というものについてはいま申し上げたような雇用の確保から町のこの活性化のためには必要な手段であるというのを50%以上、それぞれ既存企業の進行とともに必要であると新規の導入も必要であるというような大方の回答をいただいておりますので、だいたい住民の皆さんの目線もそんなようなことの期待感あるのではないかなというふうに捉えておるところでございます。ただあの業種によっては大企業のこのメーカーと直結したなかなか部品工場をいま地方への設備投資というものはなかなか困難な時代に入ってきたというふうに思っております。でやはり今あのこの求められるのは多様なこの企業の立地をすることによって、そのことによって農業も商業もそして食品加工的なものも一部飯島町に導入してきておりますけれども、そういうことによって相乗効果の中で1つの振興策、そしてそのことも雇用につながり、生産性も上がり、それから税収にも財政にもつながっていくとこういう1つの相乗効果がこれからの1つの形としては大変有望であると思うし、取り組んでいかなきゃならないとこんなような考え方でおりますので、基本的にはあの企業誘致をすることそのものが目的ではないと、これは一つの手段であってやはり町の振興策にそのことをいろんな面で結び付けていくというところの狙いの中でそういう考え方をしていきたいなとこういうふうに思っております。

浜田議員

先程の団地の埋まり具合の中の話とも関連するのですけれども、必ずしも現在の空き用地がですね企業のニーズに合致するとは限らないというお話がありました。で、そうなる可能性としてはですね別に工業団地をもうけるという選択肢も残っているのかなというふうに私としては理解しているのですけれども、第4次総合計画の検証シートの中にですね、まあそのことの懸念が報告されておまして企業ニーズに合った用地の確保に努めると、農業振興地域との兼ね合いで困難になることもあり必ずしも企業ニーズありきとはいかないと、土地利用については十分な協議を要するとまあ慎重な考え方と、先ほど紹介した町長の12月答弁で、やはり企業の意向に沿わないとですね誘致そのものが成り立たないという、まあジレンマのような考え方がぶつかり合う可能性が多いにあると思うんですけれども、現実飯島町を見ますとですね、工業立地を考えると少なからず農業地域と競合せざるを得ないのではないかと、そうした場合にですねこの問題をどのようにして調停していくのか、どのような判断基準で切り分けていくのかということが極めて重要になるん

町長

ではないかと思えます。これの点についてお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

まあこうしたあの農業立町とも言える農業中心で発展した飯島町でございますので、あの隅々まで基盤整備・圃場整備等がなされて、大変あの優良農地と称するこの土地形態があることはまあご承知のとおりでありますし、同時に半面またこの時代の流れの中ですらね、これを担う農業経営者が高齢化したりそれからまた兼業化も進んで、同じ世帯の中でも若者はそれに対して手を出さないというようなケースも非常に増えてきております。結果としてあの遊休農地の増大等、非常にあのなかなかその管理面で苦慮しておるのが実態かと思えます。そこであの町は営農センター中心にしたこの1つの独自の取り組みの中でそのことをみんなで共同化して、組織営農の中で守っておるということであるので大変これはあの理想的な姿でありますけれども、で、全体の産業のバランスの中で先程も申し上げたあの企業・商工業との中で、やはりあのそのことだけを展開をやって町の発展に全てできるのかというわけにはまいりません。やはりあの農・工・商、こう均衡ある形の中でこの産業振興を図っていくというもございまして、今お話のように、そうしますと勢い企業進出というようなことになると、従来からもそうでございます、この平地林的な林野が多くあればいいわけでございますけれども、まあこれもあの環境の問題でなかなか林野であれば全て良いというわけにもまいりませんけれども、比較的その農用地との調整というようなものではなかなかあのこれはそれよりもまあ手続き的には有効ではあるわけでございますが、どうしてもあの勢い農地の一部を調整しながらこの工業立地を図っていかなくやならんと、これも従来からもそういうことでございます。それでこれはあのむやみにこの優良農地のど真ん中にそのことを位置を据えるというようなことは当然まいりませんので、そうしたあの諸々の状況を判断しながら、そしてこのいろんな議論を深める中では農業委員会でありまして、それから第1その農地経営の皆さん方の地権者の問題、それから農業委員会、営農センターの問題、農業振興審議会、産業審議会ですか等である十分この利用調整をする中で、当然最終的には県に上って規模によっては国までまいります。ここら辺の調整を十分した上で全てGOとOKという形でないとなかなかこれは立地はできない、これはもう申し上げるまでもないことでありますので、過去にもそういう経過で踏んでまいりましたし、これからもそういう考え方の中で可能な限り利用調整を進めていく上でこの企業立地というものを考えていきたいと、当然そしていかなきゃならないとこういうふうに理解しております。

浜田議員

私がお尋ねしたかったのはいろいろ調整のその具体的な考え方を実はお尋ねしたかったわけです。今のお話ですと例えば、最初に遊休地の問題がお話に出てきましたけれども、であれば遊休農地を優先するのか、それから平地林を優先するのか、それもどちらもかなわない時に既存のですね現在活用中の農地を利用するか、そんなふうなお考えなのかというふうに関心したのですがそれでよろしいのでしょうか。

町長

あのできれば遊休農地それから平地林の隣地的な、これはあの1つの手続きが許されることであればそういうふうに優先的にはそちらの方へ導入していくべきだと、それでただこれはあの今先行投資をしてこの造成をして、さあこれから企業を探していくというような状況ではございませんもう。はっきり申し上げてこの状況では、ですからまああの言ってみればオーダーメイド的なひとつの企業立地を目指す上でひとつのご縁のあるところがどういうひとつの希望であり、その要望は内容的にはどうなのかというようなことのこう

キャッチボールの中でやっぱり煮詰めていかないと、なかなかあの風呂敷を広げただけでさあ来てくれてと言ってもこれはできませんので、そういう1つの経過の中で焦点的に絞って、そのことの結果として面積にももちろんよるわけでございますので、最終的にこの候補地が選定って言うか出ましたらそのことの手続きを回りの同意を得ながらやっていくとこういう手法になるかと思えます。

浜田議員　　まあ相手先の要望がああ無視できないのは当然ですけども、私がお伺いしているのは町としての優先順位、それからそれを守るためにできるだけ頑張るといふその順序があるのかどうかということなんです、あの再度の質問でありますけれどもよろしく願いいたします。

町　　長　　まああのこの林地でそうしたものが飯島町に相当規模のものがあるってことはちょっとあの無理かと思えますけれども、可能であれば面積によってはまあそうした林地、農業とは別な土地、それからまあ遊休農地、それから一部のまあ条件が許せば一般の農地とこういう順序でよろしいんじゃないかと思っております。

浜田議員　　先に工業団地の造成を行うわけではないというお話でしたけれども、もしそうだとしますと現在のところですね既存の4工業団地以外には新たな工業団地を設けるような方策といますか構想はお持ちではないのでしょうか。あるいは何かの検討が進んでいるのでしょうか。お願いします。

町　　長　　あの数年前いくつかの工業団地の中で造成をして、まあ先行投資的に造成を土地開発公社の事業の中でやまして、そして1つこの状況が変わったために造成を見合わせておる1つの団地がこれは陣馬の団地でございます。これが1つございますけれども、その他はあのほぼ売却ができて企業立地がなされておるといふ、で今後のそうしたあの面的な規模で複数の企業を導入する前提の中で工業団地を造成していくということにはちょっと今考えておりません。ただあの今までの企業誘致の考え方とそれからひとつの立地のご縁の中で今進めておるのは1カ所ございます。これはあの面積的な規模それからいろんな交通とのアプローチ、環境の問題、等々ありまして、これはひとつのあの農地でございますけれどもそのことは今具体的に進め、それからまたその対象の企業であるこの企業の立地進出の考え方につきましても、一応あの文書で取り交わした経過もございまして、それに向かって今各農地関係の調整を今進めておるといふ状況でございます。

浜田議員　　今お話の計画については私も承知しておりますけれども、そうしますとそれ以外には一切今後の企業立地を想定した計画はないとそういう理解でよろしいでしょうか。確認をお願いします。

町　　長　　当面、土地をすぐ買収をして面的整備をして立地といたしますか土地造成をして工業用地をここで確保するという当面の計画はございません。ただあの将来的には先ほどから申し上げておりますとおりこの経済の状況なんかも見ながら、まだまだ町も企業誘致をして人口につなげていくような財政強化をするような立地は当然考えていきたいということでございますので、これはその時々々の経済の状況とまた産業生産の1つの状況等を総合的に判断をして当然まあ対応していくべきものというふうに思っております。

浜田議員　　今は経済状況を判断しながらというお話でしたけれども、そうしますと改めて確認になりますけれども具体的な地域等については白紙だとそういう理解でよろしいでしょうか。

町　　長　　あの白紙でございます。

浜田議員　　それではこれまでの質問で概略の考え方は理解できたように思いますので少し個別の問題に入っていきたいと思えます。まず第1番目に最初にあの既存の4工業団地の現場、将来の見通しについて伺いましたけれども、非常にストレートに申しますけれども、町としてはですねこの4工業団地に2,000,000,000円の造成費用、それから1,000,000,000円の様々な誘致のための減免等を行ったその結果についてですね、総合的な事業評価を行っていないのではないかとこのように私ちょっと懸念をしております。先程あのちょっと紹介しましたけれども、12月議会での同僚議員の質問に対する数字はですね、私の目から見たとかなり部分的なものだけでしかなかったのではないかとこのように思うからであります。産業振興課の方に若干お尋ねしたりして私なりに理解を深めようとしているんですけども、ちょっと私なりに理解した状況について簡単にご紹介したいと思います。このグラフは平成元年からデータのある21年までのですね町の法人町民税、それから均等割も含めてですね、それと多分4工業団地の固定資産税がまあざっくり言って60,000,000円というふうに聞いておりますので、その分も加えた金額をグラフにしたものです。ただし60,000,000円の固定資産税というのは当初からあったわけではないと思えますけれども、手元に何のデータもございませんので、ただ全体をかさ上げして並べたとこのように格好になっております。で、12月の同僚議員の質問に対するお答えの数字というのはですね同じような考え方なんです、この数字はあの4工業団地だけでは無くして全ての町内企業を含んでおります。でその中でじゃ4工業団地がどうだったのかという数字についてのお答えはですね、造成については非常に明確なお答えをいただいたんですが、その後の税収についてはですね実はこの赤で括った分だけ、これが558,000,000円という数字だったわけです。で工業団地はもっと前48年からずっと稼働しているわけですから、本来3,000,000,000に近い事業でスタートしたものであればですね、その波及効果はまあいろいろ評価しなければいけないと思えますけれども、少なくとも経済効果としてのですね収支がどうであったかということについては関心を持っていただきたいなと思っております。で、残念ながらしかし行政報告書を見てもその件は1件もございませんし、今回お尋ねしてもですねそういった集計がなかった、これは非常に熱意を込めて進められたが事業でありながらその結果に対していささか冷淡なのではないかというふうに思っておりますけれども、これに対してのご感想をお伺いしたいと思います。

町　　長　　今あのお示しをいただいたこの数値等の経過についてこちらの方でお答えできるちょっと資料も持ち合わせてございませんし、あの確かにそうしたことを1つの企業を誘致をして将来的にどういふふうにかのことがメリット、デメリットで展開をしていったかということを検証することは大切なことだろうというふうに思えます。少しその辺のところをこれから意を注いでいかなきゃならんというふうに思えますけれども、この企業立地っていうのはまあだいたいこの市町村もそのことを求めて、言ってみればまあ競争的にそのことをまあ取り組んでおるといふのが実態でございます。従ってあのじゃあうちの単価とこっちの単価と比べて安い方へ行くとか単純にそんな発想のものではございませんけれども、やっぱりこれはあのインフラ整備の問題やら地域がどういふそのひとつの支援体制ができるかとか、まあ税の減免のことも条例上でいろいろあるわけでございますけれども、総合的に判断をしてやっていくということでございます。そうしますとあの例えばまあ分譲をして地価単価の問題も、最近ではこの地価の下落というようなこともございましてそ

こにギャップが出てくる部分もございます。従ってこれはあのその時の判断でやむを得ないわけでありましてけれども、やはり企業を立地をして短期的には少しマイナス要素、持ち出し要素というものがあるわけでありましてけれども、今言ったあの直接費用対効果の部分ももちろんありますが、このこと以上に将来にわたっての企業が活動していく上での雇用の問題とか人口の問題とか、その他形では表せないこのひとつの活力に結びつくこの企業活動というものはいろんなあの影響が出るということを期待をしながらですね、現在もいくつかの企業が税の減免措置が期限が切れて本則評価で税収がかなりの額で入ってきておると、こういう蓄積は非常にあの町の財政にとっては大きいわけでございますので、そんな考え方の中でやっぱり長期的に見ていく必要もあるというふうに思っております。

浜田議員

まあそのために念のために申し上げたんですけれども、波及効果と直接的な経済効果は分けないとですねこれはあの町民をミスリードすることになるんじゃないかというふうに思います。で、もっとここのそれに先立つ数年分の類型を見ればですね私は必ずしもマイナスの評価になるかどうかは分からないと思います。ただ残念ながら非常に日本の中でも有数の企業の結果、目立った税収のところだけから報告が行われてですね、その次に非常にリーマンショックで落ち込んだところの数字だけが示されていない、これだけでは町長はじめ皆様が積極的に進められている企業誘致のですねトータルの意味付けが町民の皆様にはわからない、もしその経済的な効果と波及効果をきっちり説明しなければですね、それは町民がほんとに納得した企業誘致、要するにこういうことをやれば発展するのだ、あるいはそろそろやめたほうがいいのではないかと、そういう情報公開の基本にならないのではないかとそれを私は恐れるわけです。ですので今ただちにとするのは無理かもしれませんけれども、私の希望としては9月の決算議会ですねここで1回締めをやっていただけないかということをお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

町 長

あの1つ検討してみたいと思っております。

浜田議員

それでは次にあの飯島町を取り巻く県内外、それから世界に及ぶかもしれませんが、そういった経済状況の中でですね企業誘致がどの様な意味を今後持とうとしているのかについて、ちょっと私の側の考えもぶつけさせていただきながら討論を進めたいというふうに思います。先ほど産業振興課長の方からもお話がございましたけれども、私もあの県のデータをちょっと採ってみた結果がこのグラフです。これは長野県の事業所の増減ですね、県内全体がどうなっているかと、これはあの飯島町に工業団地ができた5年後、昭和53年から直近までのグラフになっております。この棒グラフの方は伸び率です。このグラフから明らかなように平茂3年、約15年前をピークにですねかなりの低下傾向が始まっていると、それから同じように従業者数これもほぼ同じグラフであります。つまり平成3年あたりがピークでそれ以降長野県の事業所それからそこへの従業員はですね減り始めている、内陸型工業がそういう面に直面しているんだということを示しているクラブだと思います。それは長野県特有の問題なのかということが次のグラフです。このグラフであります。でこれはあの事業所数の平成13年と18年割合に近くでありますけれども、13年と18年に、青が13年、赤が18年ですね、で全国でどうだったかそれから長野県でどうだったか、それから従業員数が全国でどうだったか長野県でどうだったか、まあこういうグラフになっております。これが全国事業所数、これから見るとですね事業所数の減少は全国並みでありますけれども、従業員数はですねはるかに速いスピードで落ち込ん

でいる、しかもこの年度をご覧いただければわかると思いますけれども、これは平成18年2006年ですからまだリーマンショックが来る前です。この後どうなったかというのは調べるのも恐ろしいというのが現状ではないかというふうに思っております。こうなってしまった背景のもっと長期的なトレンドがこのグラフです。これは世界規模でのGDPですね国民総生産の伸びを世界の先進国と比べたものです。これは1990年日本のバブルが崩壊してから以降の流れを示しています。でこのグラフから明らかなように様々な問題があるにしてもですね、ここに表示されているイギリス、カナダ、アメリカ、イタリア、ドイツ等々の先進国のGDPはですねいろんな問題を抱えながらも伸び続けている。それに対して日本はですねほとんど横ばい、日本の圧倒的な負けだというのがこのグラフであります。でこの90年から2000年まで失われた10年間ということでも有名でしたけれども現在は失われた20年間だと言われているというのが経済評論家たちの意見ではないかなというふうに思います。つまりこれは国内総生産ですから国内の生産がですね日本だけが世界の趨勢から遅れてしまったということを示しているクラブであろうというふうに思っております。で、もう一つこれもたぶん似たような状況なんですけど、これはあの1人当たりいくら借金があるかという話題によくある日本の国債発行残高の累計値ですね、このグラフは実は1990年あたりから急増して今1世帯当たり何百万とか何千万とかいう数字になっているものですが、先程の低迷の中でですね国債発行残高だけが伸び続けているというのがこのグラフだということでもあります。で、じゃあ何故こういうことになっているのかというのはですね非常に難しい経済的な議論をしなければいけないのかもしれませんが、非常に簡潔にまとめた文書がありましたのでちょっとご紹介したいと思います。で特に日本の経済の低迷全体の中でですね地方経済の停滞がどのようにして進んできたかという描写なんですけれども、大企業のリストラは地方経済にまで波及する、大企業の設備投資の削減、地方工場の閉鎖・移転などは地方の雇用を縮小させて、消費力低下から地方のサービス業の停滞、それから地方財政の悪化を促し、その結果地方から都市への人口流出が起きている、また地方の人口減少は地方のサービス産業の一層の衰退を促し、それによって更に地方の経済と財政を悪化させるという悪循環に陥っている、で地方経済の停滞は日本の経済全体の停滞をもたらすとともに、地域間の経済格差の拡大傾向となって表れる、そしてそのような状況を更に悪化させたのが小泉内閣による財政支出の大幅な削減であったと、私が読むとあたかも飯島町が直面している事象そのものではないかというふうに感じるわけであります。でその背景を細かく論ずることが目的ではないんですけども、あの一言で言うてしまうとですね、結局日本の企業がほとんど輸出主導型に偏って生産の増強を図ってきたと、例えばこれはあの日本の工業を代表するトヨタの国内生産と海外生産の比率です。でご覧のようにトヨタほどの競争力のある企業でもですね実際の増産はほとんど海外に依存しています。つまり国内での生産はですね最優良企業でさえ横ばいだと、それ以外の電気、それ以外の産業がですねもっと悲惨であったことは言うまでもないと思います。こういった状況の中で地域に企業を誘致することがどれほど難しいかということと、それからどれだけリスクが高いかということとをわれわれは改めて知る必要があるんじゃないかと、その上での企業誘致でなければですねあの町民の皆さんに過度な期待を与えるような経済効果は私は期待できないんじゃないかなというふうに思います。それからもう一つはそういった中で進んできた日本の産業構造の変化ですね、

これはあの総産業の人口の従業員の変化ですけれども、第1次産業ご存じのように急激に減っています。で、第2次産業も実はあの失われた1900何年をピークにしてですね、加工型の産業も減少をたどっている、伸びているのは第三次産業だといわゆるサービス業を中心とした産業であるというのが現状だと思います。で私はただ悲観論を並べたいのではなくて、先程内陸型というお話がたびたびございましたけれども、むしろ地域産業を推進するのであればですねひとつやるべきことはもっと内需に力をおいた産業ですね、海外輸出型の産業を誘致するという事は決してリスクの低い話じゃないだろうということとですね、それからサービス型の産業というのは実は医療や福祉であったりそういったものも含まれるわけですけれども、そういった産業というのが町内に経済が循環するという役割を持っていますので、そういった意味でもむしろ積極的に推進すべきではないかというふうに思っています。で、今回の議会の中でもですねそれに関連する様々な提言が同僚議員の中からもあったと思いますけれども、私が希望するのは従来型の企業誘致に対してですねこの辺で大きく方向転換を図って、で、町や町内でトータルに経済循環が起こるようなそういった産業の創出にですねもっと的を絞るべきではないかと、で、基本構想の審議の過程もWebページ等で拝見してまますけれども、まだまだ悪い言い方ですがと八方美人的という印象もありますしですね、全ての要望を取り入れるようなニュアンスも見れますけれども、そうではなくて農林漁業ですとかそれから自然の資源だとかを統合したですね、それからまた医療や福祉を充実した、そして既存の商店街・商工業を中心とする、で、町の中がトータルに統一できるような方向をですね、この非常に厳しい経済状況を乗り切るためにもっと統一的な方向を出すべきではないかと、そのために町長以下の皆様にはリーダーシップを発揮していただきたいこのように考えるわけですけれどもご見解をいただきたいと思います。

町 長

まああの飯島町がこれまであの工業団地を造成することにつきましては、あのこの農村地域工業導入促進という1つの法律のその手続きやら優遇措置も受けてこうやってきた経過がございます。そこであの描いておる考え方としてはやはり内陸型の精密加工、電気の部品製造といったようなことが中心で、そのことが今あのやはりこうした日本経済の内需から外需の方へ向かって、後進国っていいですか発展途上国の非常にあの経済の方に向かっておるといことで、従ってそのことがあのいろいろの企業回りをいたしましても仕事はあるんだけども利潤に結びつかない、部品加工賃がほんとにぎりぎりの線で原価割れ寸前でも仕事をしていかなきゃならん、そこに苦しさがあるんだろうというふうに思います。大変な状況だと思います。であのむろんその従来の企業も厳としてまあやっておる企業が大部分あるわけですから、そこに勤める従業員の勤めもあるわけです。これはこれでまあ大事にさせていただき、それで今おっしゃるように先程もちょっと申し上げましたけれども、合わせてですね町の産業と総体的にリンクできるようなひとつのもう既に始まっております。酢の工場もそうでありますし、それから新たなトウガラシとの官・民間一緒のこの額ですか連携の中でやっていくような試みもそうでございます。そのあの他規模は小さいんですけどもいろんな試みの中で地元の農産品等も活用する中でやっていくということはひとつ芽生えてきておりますので、その辺も並行してやっていくということと考えております。でまあいずれにしてもあのこの景気・経済の状況は波がありまして、今あのいろんな資料をお示ししていただいてこの議論を深めるような私共は知恵も持って

浜田議員

ございませんけれども、やはりあのそうした現実というもののはつぶさにまあ見ながらですね、やっぱりそう言っても全体的にはやっぱり人の雇用の確保、若者定住ということにどうしても企業誘致の1つの手段をもって結び付けることは大切な要素であるというふうに考えておりますので、同時にまたあの政権も替わっていろいろ今までのあの小泉政権からの規制緩和の問題から何からありました。そのことがあの必ずあの裏返して影響しておる経済の面もございまして、新しいまあ総理はこの強い経済とそれから財政とそれから強い社会福祉を進めて、そのことによって相乗効果の中で新しい産業が芽生えてくるんだということも言っておりますので、そういうことも期待しながら進めてまいりたいというふうに思います。あのちなみに今度あのひとつ今話合いを進めております企業につきましては、これは100%内需型の企業でございます。輸出なしということでございますので、その辺もひとつこの中で還流をしていくということになるかなというふうに思っております。

時間もございませんので2つだけあのコメントして質問を終わりたいと思います。まず第1点はですね確かに町民アンケートをとりますと企業誘致という意見がかなりの率で出てくるのは私も承知をしています。ただ私はこれはですねあの雇用が欲しいということの別の表現に他ならない、それは必ずしも企業誘致とイコールではない、そういうふうに私は理解してますし、そういうふうに読むべきではないかというふうにひとつ思っています。それからもう1点は景気循環、経済の波だというお話がございましたけれども、先ほど私がお示したのは逆だということをお願いしたわけですが、つまり現在の経済状況というのは決して単なる経済循環によって引き起こされる波ではなくて、日本が長期にわたってですね輸出主導型の産業だけに重視してきた結果として地域の疲弊が起こっているんだという、従ってそのそこから再生する道はですね景気循環のプラスの局面を期待することではなくて、むしろわれわれが自立してわれわれの持っている資産を中心にして町の中で経済が回るような産業を起こすことにもっとフォーカスすべきではないかということ、町長に対するコメントとして申し上げて質問を終わりたいと思います。

町 長

あのそういうお考えもまあ拝聴しておきたいと思いますが、是非あのこのそういうお考えの下に具体的にどういうその企業を育てて取り組んで地域との関わりの中でということも是非あのご提案をいただいて、あの一緒になってまた考えていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分と致します。休憩。

午前11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。

10番 宮下 寿 議員

10番

宮下議員

本定例会一般質問最後の質問者となりました。午前中の崇高な経済論のその後に多少なりとも精神論を言うのはいかがなものかと、多少私自身も不安ではありますが頑張

ってまいりたいと思います。私、つい最近インターネットで「幸せ」というものを検索してみました。そうしましたらこんな記事が載っていました。「幸せの町、中国には4段階の風景論があると言われていました。それは行ってみたい風景、遊んでみたい風景、住んでみたい風景、そこで死んでもいい風景ということです。風景を町とか地域に置き換えれば最上位はそこで死んでもいい町、地域です。つまり幸せの原点はそこに住んでいる人がこの町で一生を終わってもいいと思える町であり、他の地域の人があの町で一生暮らしたいと思う町だということです。ではこの町で一生を終わってもいいと思うということは一体どういうことなのでしょう。それは「気に入る」ということでしょうか。人を気に入る、場を気に入る、環境を気に入る、歴史を気に入る、風土を気に入る、何が幸せかに一般論はないが共通項は「気に入る」でしょう。人は気に入ったものに囲まれて暮らしている時が幸せなのだと思えます。幸せの町の基本にある価値認識は「気に入る」です。これがまちづくりの基本のひとつであることは間違いのないようです。」といった記事が私の目にとまりました。

現在第5次総合計画案の策定が進んでおりますけれども、こんなところにヒントが隠されているのかもしれない。町の将来像を描くとき当たりまえのように飯島町で生まれてそして飯島町で育ち、住んでいる人たちがいま何を思い、そして今後に向けて何を望んでいるかということがこの町に住みたいと思うかもしれない町外の人たちとも共通項なのではないかと思えます。特別なアピールになるのではなく、住んでいくためになにが最低限必要であるかであり、人口を増やすために他にはない最上級を求め訴える必要があるとそういう呪縛から解き放たれることこそ本当に必要なことではないかと私は今思っています。一生懸命考え実行していることや今後の展開をしっかりとアピールするための方策は確実に実行していかなければならないことは当たり前であります。そこで今回の質問は行政職員の皆さんの考え方と、この町に住む住民の意見をどう反映し、この飯島町が住んでよかった最後にこの町で死ねて幸せだったと思えるためには今どうしたらいいのか考えてみました。

それでは最初に職員の皆さんの生活習慣病予防検診、いわゆる一般健診、あるいは一層詳しく見てもらうための1泊2日の人間ドック、これらの受診率の状況はどのようになっているかお聞きをいたします。

それではこの度の議会の一般質問の最後の質問者であります宮下議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えますが、まず最初にこの幸せの町の価値観認識というものが、この町が地域が気に入るということである、そしてそこに住みたいと思うことである、あの改めてそのことを今お聞きしてやっぱりその通りだなというふうに実感をして捉えておるところでございます。まあそれにも増して人それぞれが個人が健康でなければこの願望はあり得ないということでもありますし、町民の健康またその町民の奉仕者としての職員の健康、これは全く同じものでございます。で具体的に職員の健康を維持するための一般健康検診、ドックも含めてのご質問をいただきましたのでお答えをしたいと思えますけれども、特にあのこの職員の健康管理の問題につきましては、副町長以下またあの庁舎内では衛生委員会というようなひとつの健康づくりを捉える内輪の組織でございますけれども、こうしたことによっていろんなことを取り組んでおる現況がございまして、先ず初めにこの検診の状況、どういう対応をしておるかということ、副町長から、そしてまたその実

副町長

態等については総務課長の方からお答えをして最初にお答えをさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

それでは私の方から職員の一般検診の受診状況、これについてお答え申し上げたいと思えます。職員のあの健康診断につきましては職場の代表者で構成をしております衛生委員会というのを組織しております、この会が中心になりまして健康診断の受診促進を行ってきております。平成22年度の受診者の総数ですが、これはあの一般の正規職員それから嘱託職員合わせまして133名が対象となっております。この内、人間ドックの受診希望が99名74.4%になります。それからあの住民の皆さんも一緒に行っておりますけれども厚生連の健康管理センターによります集団健康スクリーニング、これにつきまして34名25.6%、比較的若い職員がこちら辺の受診対象になっているかと思えます。なおあの各種の検診受診率につきましては98.5%、まったくまあ健康診断を受けないという実態の職員は2名ということで、ほぼ全員の方が受診をされているそういった実態でございます。これはあの各人間ドックの医療機関受け入れ施設別に申し上げますと、昭和伊南総合病院が58名58.6%、下伊那日赤が37名で37.4%、高森町にあります下伊那厚生病院が4名、4%というふうになっております。またあの昭和伊南病院では脳ドックも受診をされておりますがこれをセットでやるようにという推薦もしておりますが、この受診の方は21名31.3%というような状況になっております。まあ言うまでもなく職員仕事するにつきましては心も体も健康でないといけないうことで、このことは人材育成基本方針の中に職場環境、職場の風土づくりそれから心と体の健康管理ということ掲げて進めていくということでございます。従って職員もこれを受けて前向きに生き生きと仕事を行って、その能力を伸ばしていくために心身ともに健康であることが大切であると、そのために職員自らの健康管理はもちろんですけども、係あるいは課、そういったまあ組織的に職員が動きやすい職場づくりに努めるということとしております。町といたしましてはこういった検診のみならず、職員の日ごろの健康管理に努めてまいります。これはあの体の肉体的な部分でございますが、それ以外いわゆるメンタル的な精神的な部分も非常に今健康管理上大切になってきております。本年度はこの部分を重点的に職員に受けていただきたいということで、実は今日も午前、午後2回に渡りましてコミュニケーションのスキルアップということで、心の健康管理のための研修を受けておっていただくということでございます。なおこういったあの健康診断につきましては法的にも受診義務が課せられてきておりますので、そういったことにつきましても職場を守る、職場の職員を守っていききたいという立場からも推薦をし、積極的に進めていきたいということでもありますのでよろしくお願いいたします。

宮下議員

只今、当町の検診の状況というものを伺ったわけでありまして。今あの副町長もおっしゃいましたけれども、最近の場合は体だけではなく心の病というんですか、特によく言われるのは男性が特に鬱になりやすいとまあよく言われておりますけれども、まあ鬱の状況というのはやはり心の部分といえますかそういった部分が非常に大きなウェイトを占めているのではないかなと感じているところでもありますけれども、まあほんとに心も体も健康でなければやはり生きていく上、そして仕事をしていく上でやはり能率的に行うには心も体も健康でなければならぬということとはまあ誰もがご承知のことだと思います。そこでですね今あの当町のお話をさせていただいたわけですが、分かればちょっと教えて

町長

いただきたいんですが、その今、昭和の方ですね、まあ昭和には研修センターができて非常に良い設備の中で現在運営されておるわけでありまして。そういった中でまあ当町の職員の皆さんも通っていただいているという中で、これも昭和伊南の場合はまあ伊南行政ということもあるものですから、他の市、村ですね、ここら辺でいう伊南の4市町村といいますが、他のこの伊南の職員の受診率といいますが昭和の検診センターへの受診率というものが、わかる範囲で結構ですでお答えいただければと思いますけれども。

総務課長

人間ドック等の利用率でございますけれども昭和伊南総合病院の健康センターの職員の利用率でございますが、当町におきましては今、副町長から申し上げましたように58.6%の職員が昭和伊南総合病院の方を利用しております。聞き取りでございますけれども駒ヶ根市の職員は48.1%、それから宮田村の職員は50%強、それから中川村の職員は約20%という状況になっております。それである昭和伊南総合病院につきましては地域の医療の基幹病院でもありますので、その重要な役割を担っているということから、この利用について職員にも働きかけをしてまいったところでございますが、まあ極力昭和伊南総合病院の受診するようにという働きかけの結果ですね、平成21年度当町におきましては昭和伊南総合病院の方を利用した職員は50名でございます。で今年22年度は8名増えて58名ということで先ほどの数字というふうになっておりまして、まあ今後も基幹病院として昭和伊南総合病院を利用するようにという働きかけをしたりしてそちらの方の受診率の向上に努めてまいりたいというふう考えております。

宮下議員

これからしますと飯島町の受診率というものは他の市町村に比べまして非常にいいという状況を見るわけでありましてけれども、この受診率というものをですね伊南行政組合の副組合長として町長としてのお考え、今の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

町長

町の職員の健康診断、ドックも含めての受診状況等をご報告させていただきました。特に昭和病院、同じ共同運営の中の1つの基幹病院としての昭和病院に対しての職員の状況はお聞きいただいたとおりでございますが、この4カ市町村の中では最もまあ受診を多く受けておる基幹病院ということでございまして、まあこのことについてはあのこれまでもできるだけまあ昭和の基幹病院として自分たちのひとつ経営に参加する病院であるということの意味も申し上げながら協力してきてもらってきておりますが、なかなか50%を少し、60%弱でございますので、まだまだあの全部というわけにはまいりませんが、少しこれには経過がございまして、こうしたあの日帰りにしろ、一泊のドックにしろ、この検診体制を整えてこの辺の一番最初にできたのが松川日赤という形になります。遠くの方はちょっとまたいろいろ入るところがあったと思っておりますけれども、この近辺ではそういうふうに言われておりまして、残念ながらあの昭和はその頃にまだ検診体制が整っていなかったということで、ほとんどの人がこの松川日赤の中でまあ検診を始めたという経過がございます。その後まあ数十年経つと思っておりますけれども、やはりこれにはあの専門的にこうなじみの診ていただく先生もおりますし、それからずっとデータを追いながらこの推移を見ておるというようなひとつの固定的な部分もございまして、一部の、私もそうですけれども、あの昭和の体制が整った時点でこっちへ移ったという経過も多くありますけれども、そういうことが今ちょっとそれぞれの病院でやはり個人の考え方の中でやっておるということでございまして、こうしたあの昭和病院の経営問題も含めて、しかもまたあの昭和病院の検診センターの機能というものが非常にあのグレードアップしてまいりましたので、

そうしたことも含めて職員もだいたいこのことは理解をして昭和を中心にとというような考え方の中で移行しておるのが現実だと思います。そのことも職員も十分分かっておるということでございますので、今後ともあの強制的にどうするっていうわけにもいきませんが、新入職員も含めてとにかくこの伊南行政、共同運営する昭和病院の検診センター、十分この検診項目も整っておりますから、そんなようなことでまた啓発、啓蒙していきたいというふうに思っております。以上であります。

宮下議員

今、昔からの流れというものを聞きしたわけでありましてけれども、かく言う私も以前に何度か違う病院で検診を受けたことがありましたのでまあ偉そうな事は言えませんが、今日はまああえて恥じを覚悟で申し上げます。確かに強制というのはなかなかできるものではない、ただ考え方、方向性としてやはり今副組合長としての立場でお話をお伺いいたしましたけれども、やはり伊南行政組合の中のやはり昭和伊南っていうそれこそ経営改革プランを立て、経営の立て直しを今図っておるということは皆さんほんとうにご承知のとおりであります。こういった地域病院を存続させるためにはもう皆さんご承知の通り4市町村が多額のお金を支出をしております。そして坂井事業管理者を中心に病院職員全員が経営改革による存続に向けて今頑張っているところでもあります。伊南行政組合の議会の報告でも21年度の決算も良い方向に向いているということでございます。まあただお金のことを言うだけではありません。地域の総合病院として守らなければならないならば、なかなか住民の方にそれこそ強制はできませんけれども、せめて行政職員の皆さんやわれわれ議員も率先して利用するという気持ちを持つことは必要ではないかと思うわけでありまして。いくら行政職員だからといって必ず昭和伊南を受けなさいということはないかなと言えぬものではございません。特に検診の中で特異な病気がございますか、そういったものもある、そういった方たちが引き続きその病院でデータの蓄積の中でしっかり自分の体を守っていくということは、確かに自分に対しての安心感もあるでしょうし、大切なことだとは思いますが。ただ考え方のひとつとしては少しでもやはり伊南行政組合の地域の病院をこれからも、病院の職員の皆さんだけではなく、私たちが共に協力できることをしっかり協力していこうという気持ちは大事だと思います。特に4市町村の職員の皆さんかなりいらっしゃるはずで。町長あるいは市長さんはじめとして、ましてやわれわれ議員も含めればかなりの人数がおるわけでありまして。まあ中川村の場合はやはり松川に近いというまあ地理的な問題もあるでしょうけれども、20%というのはちょっと私自身ちょっとびっくりしているんですけど、地の利とかそういうのはあるんでしょうけれども、あまりにもちょっと少ないのかなということで、まあ批判をしてはいけませんけれども、あのやはり伊南行政という1つの括りで考えればもう少し全体として底上げをしていくべきではないのかなというふうに思います。この強制はできませんけれども、まず行政職員やわれわれ議員をも含めたそういった人間が率先して検診センターで受診をしていくんだという、こういった気持ちを持つことに対して町長どのようにお考えでしょうか。もう一度お聞きをいたします。

町長

おっしゃることは当然そのようなことだというふうに思います。職員のみならずですねまたあの昭和病院の機関誌も出ていろいろ啓発をされておりますし、それからあのこの検診センターの紹介のみならず、いろいろなあのお医者さんの顔写真入りでも紹介をされたり、それから診療科目の内容等について詳しく機関誌の中で全世帯配布でされておりますので、

是非そのことをまたご覧いただきながら町民の皆さんも一緒になってこの地域の基幹病院である、しかも同じ4カ市町村の共同運営であるこの病院に思いを寄せていただいですね、是非ともこの身近な地域の病院として今後とも存続を続けられるようなひとつのご支援をいただきたいなというふうに思っております。

宮下議員

今お話ししてまいりますと、町長と私の思いは一緒であると思っております。まあ職員の皆さんの中にもやはりそれを急に検診センターにっていうことで、違うところへ受けるということの不安等々もあるんでしょうけれども、私も先ほど申し上げましたときに他の病院からまあ昭和の方に、で1回にありまして、でちょっと昭和のその対応が気に入らなくて、でまたその前の病院に戻ったというような経緯もございました。しかしこうやって議員をやらせていただいてからまあそういったわけにもいかないぞということで、また昭和の、特にまたあの検診センターが出来ましたし、これはやっぱり戻らなきゃいけないという思いの中で毎年、年1回私も受けておるとというのが状況ではあります。まあ病院を替えるということが先程も申し上げたデータの蓄積というものもありますので、なかなかそういった、思い切って例えば替えるということはなかなか出来るようで出来ないっていうかもしれませんけれども、まあそれはあの自分で必ずそういったデータっていうのはですね来るわけですので、もし最初に不安があればそれを替えたときにそういったものをその先生、問診の時がありますので、そういった時に実はこういうわけであってというようなお話もされればまたひとつつながっていくということもあるとそんなふうに私は思いますので、まあくどく申し上げますけれども、強制はできませんが常にそういった気持ちを是非持っていていただいて、少しでも1人でも2人でも多くの方が昭和伊南総合病院の検診センターを利用していただくと、それが1つの力にもなるということを是非またお考えをいただければとこのように思います。

それでは次に2つ目の項目に入りたいと思います。行政評価町民委員会の設置ということでございますが、この件について町長に伺ってまいります。昨日も第5次総合計画に関連した質問がありましたけれども、7月14日の基本構想審議会への諮問に向けて素案の策定中であるわけですが、その現在の策定中の状況に対しての町長の所見を伺いたいと思います。

町長

2つ目のご質問は行政評価の町民委員会の設置ということでございまして、こうしたことを考える中で第5次総合計画の中の現在の所見ということかと思っております。その前に、あの今の前段の質問で関連してひとつ落とししましたけれども、あの町民の皆さんがいろいろの選択肢の中でこの検診なりドックなりをやっていただくっていうことは当然このあのそういうことでよろしいと思っておりますけれども、特にあの公立病院の基幹病院である昭和病院に対して、そのことを町民の皆さん方もひとつ気持ちを向けてほしいということと同時に、病院側も企業として経営者としてこの住民のこの要望の負託に応えられるような営業努力は当然していかなくやならないということでございますので、私も副組合長の立場でございますし、それから宮下委員長はじめそれぞれの議員の皆さん方もこの伊南行政組合の議員の一員として一緒になって経営参加というようなことの中でひとつご協力をいただきたいというふうに思っております。

第5次の総合計画の策定にあたりましては町民参加をいただきながら、町民と町職員がひざを交えて町の将来に向けての計画の素案づくりにいま当たっておるところでございま

す。素案づくりの委員会を昨年の9月に発足をして、現在の予定では来る7月の1日を目途に計画の素案を私に報告をいただける予定で現在進んでおります。特に3月以降は頻繁に会議を開催をいただいておりますことに対して、ほんとにあの心からの敬意と感謝を申し上げるところでございます。従来まではこうしたあの計画の多くは、まず町民が内部的に素案を作って、これをまあ審議会等に諮ってそして議論をいただいて、この答申を得て計画設定、必要に応じて議会議決とこういうまあ手法でやってまいりました。で、この度のこの第5次総合計画につきましては、住民の皆さん方の意見をできるだけまあ反映したものにしていきたいということの中から、白紙でこの草案づくりの段階から町民の皆さん方のひとつ手作りでということとそのたき台から始めていただいておりますということでございますし、その点が前計画と今計画とでは大きな手法としては違っておるということも是非ご理解をいただきたいというふうに思います。この素案策定委員会に参画いただいております委員の方々には町民の方26名おるわけでございます。従いましてこれはあの素案ができてこれで終わり自分の任務は終わったということではなくてですね、やっぱりあの計画として策定をされた以降もこのそれぞれの方が自ら関わった計画の実施に向けては、やはりこれは町民と一緒に主體的に活動をいただけるものというふうに期待をしておるところでございますし、是非そうしていただきたいというふうにも思います。場面場面はいろんな場面があるかと思っておりますけれども、やはりそうしたことは主體的にひとつ関わっていただく方がいいのではないかと。それから特にあのいろんな思いの中でまたこの情熱の中でそのことを携えて公募もいただいた方も多くございますので、是非ひとつそのことを一層まあ胸に止め置いていただきたいなというふうに思います。

それから第5次総合計画の中ではいくつかの重点施策の実現に向けて、全町的な組織づくりが計画されておるとい部分があるように思っております。これはあのそれぞれ専門的な部分、組織に加わっていただく部分、いろいろケースバイケースで出てこようかと思っておりますけれども、いずれにしてもその各分野でのリーダーである皆さんには積極的にこのことについても参画をいただいて、牽引力となっていただきたいなというふうに思うわけでございます。なかなかこれはあのいろんな手順を経て計画策定して議決をいただいて、さあこれが町の計画であるというふうに言いましても、やはりこれはあの行政の方から示されたものであるというような考え方の中では、この計画なり、長期計画なり、中期計画なりがやはりあの住民の中には自分のものとして浸透していかないということがございますので、今度は実践面においてはやはりひとつのリーダー的な存在になっていただきたいということを期待をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましてももう間もなく素案づくりが完了いたしまして、住民説明会あるいは住民懇談を経て正式に基本構想審議会に諮問し答申をいただく日程になってまいります。そうした手順を進めてまいりますけれども、そして12月の議会には議決をいただくという今予定で進んでおります。この第5次総合計画が町の将来にとってほんとにまあ自立をして明るい展望の開けるこの魅力あるまちづくりに向けた将来計画になることを心から願って、今その報告を私自身心待ちにして待っておりますとこういうのが現在の心境、所見でございますのでよろしくお願い申し上げます。

今、町長もおっしゃってございましたけれども、今回の策定にあたっての入っていただい

宮下議員

て検討をいただいている町民の皆さん、そして行政職員の皆さんにはほんとにあの何回も何回も会合を持っていただいてご苦労されているということに對しまして、この場をお借りして改めて敬意を表したいと思います。ですので、だからこその計画、あるいはまあこの計画に沿ってこれからまた1つずつ具体的な事業等々が構築されていくわけでありませう。その中でこの第4次総合計画のこの検証ですね、私たちもいただきましたあの大きな資料等々拝見いたしました。まあ当然あの行政内部による評価というのと、まあ耕地総代さんや自治会長さんに依頼をしての住民意識調査による評価というこの2つによってまあ検証が行われておりました。そういったその結果から3月に庁内専門チームによる第5次総合計画の前期基本計画の素々案ということで私もこちらをいただいたわけでありませう。この中の1ページ目にですね現状と課題というところで、町民自らの意思でまちづくりに参加しようとする機運が高まりつつある、町民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みづくり、町民の声をまちづくりに反映させる仕組みづくりが必要とあり、主要施策の欄には町民参加の仕組みづくり、町民意見反映の仕組みづくり、まちづくり課題の共有とあつて、それぞれ町民が政策形成段階や事業の企画段階からまちづくりに主体的に参加できる仕組みづくりを進める。町民意見を町政に反映させるための仕組みづくりを進める。まちづくりに関する情報の公開に努め町民と行政がまちづくりの課題を共有することで役割分担の下で共に課題解決に向けて取り組むと書かれておりました。先ほど町長おっしゃったようにこの第5次総合計画を立案していく上でたくさんの方の皆さんの意見等々が反映されてこれから作られていく。その作られていくものに対してそれを1つの目標とし、様々な事業をこれから行政としても展開をしていかなければならない、そういった時にやはり町民の意見あるいは町民目線での意見、そういったものをどれだけ反映させるかということがやはり行政とすれば1つの課題であるということになるわけでありませう。そして少しでも町民の皆さんがそういったことに興味を持っていただき、自分たちの町は自分たちで守るんだという思いを持っていただくことによって、行政の皆さんも共に気持ちよく働けるというふうに考えるわけでありませう。こういった考え方からしまして、昨今まちづくりに関して町民の皆さんの活動が目に見えて活発をしているように思います。そういった中で是非そういう人たちにこの第5次総合計画の策定ということとはまた少し別に考えていただいて、これからそういったものを進めていく上でそういった方たちに参加をしてもらつて、この行政評価町民委員会といったような、まあこれ仮称でありませうが、そういったものを設置して町民目線で政策の評価をしてもらい、この事業は継続すべきだ、あるいは改善すべきだ、多少難しいかもしれませんがこの事業は廃止してもよいのではないかとといったことなど、真に町民の皆さんに必要な政策を構築していくための手助けをしてもらうということは、今後の飯島町の姿を共に考えるという協働のまちづくりに一致すると思いますけれども町長いかがでしょうか。

町 長

行政の行う仕事が常にあの住民の皆さん方にこうオープンにして、そのことに対してどういう評価でありまた効果を生んだかというようなことを検証していくことは大変まあ大切なこととございませうし、今までもまあこのことについてはいろんなあの立場で、決算の問題、常時の監査の問題、その他内部の職員の効果測定の問題、いろんな組み合わせの中でやってきておることは事実とございませうけれども、やはりあのこのことを体系的に捉えてやっていくということは必要なことではないかというふうにも思つておる。

宮下議員

で現在の飯島町ではこの効果的、効率的な行政運営や成果重視、この行政経営を目指す手段の1つとして数値目標の達成度を測るこの目標管理型の行政評価制度、これを飯島町の規模や実情に合ったこの制度の構築を目指して今試行を繰り返して取り組んでおる段階であるわけとございませう。これはあの今のところ試行の段階は内部評価の範疇に留まつておるわけとございませう。内部評価ということは職員のそれぞれの階層の段階で評価をしておるとこういう状況とございませう。で、今お話にもございませうようにこの行政評価というのは、政策や施策、事務事業について統一的な基準を設けて、一体的にその有効性や妥当性、効率性などさまざまな視点から目標の達成度をその効果を客観的に検証をして改善を導き、反省するものは反省し、そして次の手段をどう講じていくかと、いわばまちづくりの通知簿、成績表ということになるかと思つておる。でこの評価をして改善を常に行つていくことで、これまでの行政に欠けておつたこのマネージメント、経営の問題、管理の問題、このマネージメントのサイクルを確立して成果重視のやはり行政経営、運営を目指すことがどうしてもこれからの、まあ今までもそうとございませうけれども、欠かせない大切な要素で地方自治行政運営の大切な要素だというふうにも捉えておるわけとございませう。で現在はこの事務事業の単位での評価を試行で行つておる段階とございませう。この評価の結果は実施計画や予算編成に反映をしていくということとで現在その手法で取り組んでおる。で今も申し上げましたように、これはあの事務事業評価は職員が評価する、あくまでも内部評価の段階で、担当係あるいは担当課において1次評価を置きまして、それから課長以上幹部職員による庁議におきまして2次評価を行つて評価を確定ということになるわけとございませう。でそういうことで現在はこの内部的な試行を重ねながら、目標としては平成24年度から施策評価を行う計画で、この評価にあつては住民の満足度調査の実施と住民の代表による外部評価委員会になるものを設けて審議をいただくという方向で今のところ考えておるということとございませう。従つてこの施策評価は施策自体の成果や達成度、それから施策を構成する事務事業の妥当性を広く判断するというために行つておるわけとございませう。この施策レベルでの目標を設定することと、その目標の実現のために最適な事業を選択してこれを重点化するために活用していくというこの基準となるこの評価を求めていくとこういうことになるわけとございませう。まこういう考え方でございませうので、今、宮下議員の言われました外部評価委員会、行政評価の町民委員会ですか、なるものがやはりこの委員会に相当するものではないかというふうにも思つてございませうし、名称をどういうふうにも設定するかは別にいたしましても、そういった考え方で今後も進んでまいりたいというふうにも思つておる。ただこの1つには一方ではあの行政改革プラン等もあるわけとございませうので、やはりあの総体的な組織のスリム化ということも考えていかなきゃならないという一方に課題もございませうので、この評価委員会なるものが他の1つこの評価に関連するような委員会と合体して一体運用ができないのかどうかというようなことも、ひとつの発足までの検討課題として今そのことを検討してこれからしていきたいと思つておるけれども、いずれにいたしましても、これはあの試行をしておる内部評価からひとつ外からのこの評価の目線を入れたこの内部と外部との二本立てでその総合評価のトータルとして効果測定をしておると、こういう形で現在考えておる。で、ちょっと少し長くなりましたけれどもそんなこととご理解いただきたいと思つておる。

ただいまお聞きしましたが、24年度からの施策評価で達成度あるいは妥当性というも

のを評価していると、こういったものがまあ外部評価というものに当たるのではないかと
いうお話ですけども、今、町長の考えておられるこの24年度からのその外部的なもの
ってというのは、例えば中期計画ごとのとか、そういう毎年毎年のその1つの事業に対して
の評価っていうものを町民目線での評価をというものなのか、あるいはもっとスパンが長
くて評価をもらうのかっていう、そちらはどちらでしょうかね。

町 長

あの平常時と申しますかこれはあの今日は代表監査委員さんもおられますけれども、あ
の日常のこのいわゆる監査業務というものはちょっと色合いも違うと思います。これは
あの決算審査でありまた定期監査であり、それから例月監査でありと、これはあの1つの
監査業務としての内容でございますけれども、もっと大きくあの町民の目から見た内部と
突き合わせてそのズレがあるのかなのかというようなことも含めて、外部から見たその
ひとつの監査と申し上げなくてこの評価という言葉でやっていくということでございます
ので、これがあの長期計画5年とか10年の長期構想の節目でなくて、年に1回ぐらいの
1つのその目途でやったらどうかというふうに思っております。

宮下議員

町長もご存じだと思いますけれども、隣の駒ヶ根市ですね、こちらは2年前にまあ市民
委員会といいますかね発足していると、でまあ初年度は21事業、それから21年度につ
いては37事業を対象に評価をしてその結果を市長へ報告し、市民の視点を市政に反映さ
せたということをお聞きをしております。詳しいそのやり方ですとかってというのは私もま
だ分かりませんが、まあこういったことをまあ1つの例とすれば全ての事業って言
うわけにはまいりませんし、特にこの事業は町民としてどうかというふうな、特に町民
からの意見を反映させたいあるいは聞いてみたい、そういった事業を例えば集中してこう
いった委員会に投げかけて、そしてまあ評価をもらうというようなことってというのは必要
なんじゃないかなと思うんですね。でこれはこの苦言も言える本当にこの必要な町長のブ
レーンだと思うんですね、良いブレーンを作ると、何でもかんでもYesということでは
なくて、良いことは良い、悪いことは悪い、ここは直すべきだというようなこの能力を
発揮してもらって、町長のブレーンとしてという意味合いでも私は間違いではないと思う
んですね。それがやはり最終的にこの町の為になれば越したことはないと思うわけですの
で、まあちょっと時間もなくなってまいりましたけれども、是非ですね、一応24年度か
らってというようなお考えでいらっしゃるわけですけども、まあできればもう少し早い時
期の中で少しでも、いくつかの事業だけでも、今内部評価の部分においても試行中である
と言うならば、この件についてもまあ試行ではありませんけれども、そういったことを検
討してもいいんじゃないかなというふうに考えるわけです。奇しくも町長は22年度の予
算を「町に元気を、みんなでつくる思いやり予算」こう位置付けられました。この考え方
この委員会の設置にも相通ずるものがあるのではないかなと私は考えます。是非、当然行
政が主体となってこの町政を運営していく中で、やはり町民目線に立った事業をしっかり
と最低限必要なことを行っていくという意味では、こういった委員会を設けることとい
うのは重要なことだと私は考えておりますので、是非早い段階での設置を検討していただき
たいと思いますけれども、最後に町長の見解をお聞きして終わりたいと思います。

町 長

まああのこの取り組みにつきましては平成24年度をスタートとしてとふうに申し上げ
ておりますが、第5次の総合計画のスタートが23年の4月でございます。であのこの2
2年度まで現在までの状況につきましてはまあ1期前の計画で今終わるわけでありませ

れども、これらについてはまあいろんなアンケートも含めた目線の中で評価をいただいて
次の計画に反映していくということで、一区切りしてまいりますので、新計画がスタート
して1年後くらいからこの評価・検証というものをしていくと、ちょうどまあ23年度か
ら新計画がスタートして1年経って24年と、この辺がいろんな面でまああのタイム的な
一番いいんじゃないかということで申し上げておるわけでございます。

それからその評価をいただく項目、まあ新政府はいろいろとあの事業仕分け等で、これ
はあの前提が無駄をなくすための1つの予算切りというような要素も非常にあるわけでご
ざいまして、現実問題としてわれわれ地方行政もいろいろ痛い目にもあっておるのが現実
でございますが、そういう視点でなくてですね、このある程度根幹事業的な、例えば予算
もかなり多くのものを割いて対応しておる事業等は当然だと思いますけれども、駒ヶ根市
36項目とか今言われましたけれども、そういうあの足枷をするんでなくて、内部でもつ
てこの事業メニューを整えて揃えてご提示するものと、それからやはりあの住民サイドで
受け止めていただいて、額や事業量は小さいけれどもこれは如何なものかどうか、もっと
充実するべきかっていうようなことも含めた上での評価制度であっていいんじゃないかな
というふうに思います。ただその場合にはあの当然これはあの評価をいただく、また人選
をお願いしたり公募したりということになるかと思っておりますけれども、やはりあの徹底した情報公
開をしてですね、町の事業を知っていただかないと、いきなりこの主観的なその人の
考え方だけでこれを評価してどうのこうのというわけにはいかない部分もあると思いま
すので、その辺はこちらの責任でもあるし、やっぱり受け止めていただくそれに参画いた
だく方々のそのひとつのまあ知識というか、町の状況の把握というか、その辺もしっかりや
っていただいた上でないと、やっぱりこれはあのうまい具合にそのことの機能が回
転していかないんじゃないかということも思っておりますので、その辺も含めていろ
ろとまたあのこれから1年余りの検討の中でひとつよろしくさせていただきたいと思っ
ておりますのでお願いいたします。

宮下議員

以上で終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 2時24分 散会

平成22年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成22年6月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第14号議案 平成22年度避難施設耐震補強工事（飯島体育館）請負契約の締結について

日程第 3 第11号議案 飯島町地域優良賃貸住宅管理条例について

日程第 4 請願・陳情等の処理について

日程第 5 議会閉会中の委員会継続審査について

平成22年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成22年6月18日

追加日程第1 発議第3号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

追加日程第3 発議第5号 35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出について

追加日程第4 発議第6号 長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

追加日程第5 発議第7号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書の提出について

追加日程第6 発議第8号 農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金などの農業予算増額を求める意見書の提出について

追加日程第7 発議第9号 国の鳥獣被害防止総合対策交付金へ長野県が上乗せ補助を求める意見書の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 中村明美 |
| 3番 坂本紀子 | 4番 浜田 稔 |
| 5番 堀内克美 | 6番 倉田晋司 |
| 7番 三浦寿美子 | 8番 北沢正文 |
| 9番 竹沢秀幸 | 10番 宮下 寿 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 折山 誠 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|--------|
| 議会事務局長 | 米田章一郎 |
| 議会事務局書記 | 千村 弥 紀 |

本会議再開

開 議 長 平成22年6月18日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
町当局並びに議員各位には、大変ご苦勞さまです。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は委員会において付託案件につきまして大変熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。
去る11日の本会議において付託した条例案件1件、請願・陳情案件6件について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書、並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。
本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告を行います。本日町長から1件の議案が追加提案されております。

議 長 日程第2 第14号議案平成22年度避難施設耐震補強工事（飯島体育館）請負契約の締結についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
米田事務局長
（議案朗読）
本案について提案理由の説明を求めます。
それでは追加議案としてお願いをいたしました第14号議案平成22年度避難施設耐震補強工事（飯島体育館）請負契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。今回のこの工事請負契約締結議案につきましては、当町が重点施策に掲げております安心・安全なまちづくりへの対策のひとつといたしまして、飯島体育館の耐震補強工事を実施をするものでございます。この工事によりまして、災害時の避難所に指定されております飯島体育館の耐震化が図られ、また町で計画的に進めてまいりました公共施設の耐震化も終了となります。現下におきましては厳しい財政事情ではありますが、まちづくり交付金を受けて住民の皆さんの安全を確保するものでございます。6月7日に一般競争入札に付し、資格要件を審査の上、業者を決定し、この11月に仮契約締結をいたしました。請負金額は消費税を含めて63,000,000円、請負業者は辰巳屋建設株式会社でございます。よって法の規定に基づきまして本議会の議決をお願いするものでございます。細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、内容をご理解いただきまして、よろしくご議決賜りますようお願い申し上げます。

教育次長 （補足説明）
ただいまより質疑を行います。質疑はありませんか。
（なしの声）
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

議 長 （なしの声）
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第14号議案平成22年度避難施設耐震補強工事（飯島体育館）請負契約の締結についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
議 長 異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 第11号議案飯島町地域優良賃貸住宅管理条例についてを議題といたします。本案については総務産業委員会へ審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。
竹沢総務産業委員長。

総務産業 委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました議案第11号議案飯島町地域優良賃貸住宅管理条例について、6月16日に委員会を開催し担当課の説明を求め内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり全会一致で可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお審査の過程で出された意見についてであります。若者定住促進の政策は第4次構想のメインであり、その具体策としての地優賃である。町内アパート経営者にも理解いただく中、所期の目的が達成できることを願ひ賛成する。次に地域の实情に考慮し人口増に寄与する事業として良い。本条例はアパート経営者の意見が反映されている。今後アパート経営者への町支援を行うことを条件に賛成する。このほか入居者が民間アパートと同様に自ら火災保険や家財保険に加入することへの指導、駐車場入口の交通安全対策を適切に行うこと、などの意見もありました。以上報告といたします。総務産業委員長。

議 長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（なしの声）
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。これより討論を行います。討論はありませんか。
（なしの声）
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第11号議案飯島町地域優良賃貸住宅管理条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。
〔賛成者起立〕
議 長 賛成全員です。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 請願・陳情等の処理についてを議題とします。
去る11日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した請願・陳情について、お手元に配布のとおり各常任委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。ここで議事進行についてお諮りいたします。各請願・陳情の審議については、委員長より一括

して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

竹沢総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る11日本会議において本委員会に付託されました22陳情第4号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書」につきましては、6月16日に委員会を開催し、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり全会一致で採択すべきものと決定しましたので報告します。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、町では直轄事業により地域の安心・安全が確保されており評価できるので賛成。谷川が天竜川につながっており暴れる谷でありを災害も多い、36災以降の直轄事業で整備され、例えば第6砂防ダムなど地域に貢献している。百間ナギはわが国2大崩落地であり、地方に権限委譲されても困るので国でやるべきことは継続してほしいので賛成。日本の複雑な地形は地域や住民だけでコントロールできない、国はナショナルミニマムを守る責務・役割がある。複数の県にまたがる河川を該当県で管理することには無理がある、従って賛成。無駄だとして地方整備局等を廃止すると霞が関が行うことになり、切り捨ては決して許されないから賛成。などです。以上報告いたします。総務産業委員長。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。次に、宮下社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。6月11日の本会議において本委員会に付託されました22請願第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」、22請願第4号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」、22請願第5号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」、22請願第6号「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書」、22陳情第3号「長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情書」の5件について、6月16日午前9時半より委員会を開き、それぞれ参考人に出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元に配布したとおり22請願第3号は採択すべきもの、22請願第4号は採択すべきもの、22請願第5号は採択すべきもの、22請願第6号は採択すべきもの、22陳情第3号は不採択すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。なお審査の過程に出された意見などについて以下申し上げます。

22請願第3号では教育の機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責任、そのために設けられた制度である。制度の見直しによって削減が行われたが是非負担率を2分の1に復元するなどし、この制度の堅持をすべきである。22請願第4号では国の制度は

40人だが現場の声を聞き、いま子ども達の置かれている状況を考えると35人学級にし、それに応じた教職員を配置することが必要である。22請願第5号では社会情勢も教育環境も時代とともに変わってきている。子ども達の性格も複雑になってきている。それに対応するためにも中学校も30人規模学級という環境は今の時代に必要である。22請願第6号では、女性にとって恐ろしい病気である。がん予防の唯一の予防ワクチンだが高額な費用がかかる。接種に該当する女性が公平に予防できるよう助成が必要である。また本来地方の自治体に任せるのではなく国が負うべき対策である。22陳情第3号では、1として広域連合には町で協議をし了解の下で案件を渡す。2として状況をつかんだ中で生活困窮者などは渡さない。3、渡す前には予告をする、納税相談などできなかった人と相談で切れれば一番良い、予告の効果はあるのではないか。4、広域連合には年参加費50,000円と1件当たり166,000円から170,000円を支払う。5、町では現在7件ほどあると思われる。6として広域連合の規約については9月議会にかかってくると思われる。など担当の説明も受け、討論では税の徴収、住民税であれば自治体である飯島町が責任を負うべき。課題がある中でこれから広域連合の規約など決まっていくと聞いたが、陳情書にあるように仮に実施する場合は公的なオンブズマンを置くなど適正・公平な運用に努め、人権侵害を生まないための措置を盛り込むことは大事であり賛成。年々滞納額が増加し地方財政を圧迫している。今までも徴収事務を県にもやってもらってきたが、共同化をしないとこれ以上滞納額の減少につながらないということから起きた事業だと思う。町においてこの共同事業に出すものについては町で決めるということで、滞納について話し合いで調整できている人は出さない。反応のない悪質な人について出すということで、オンブズマンのような組織を作らなくても実際に町が人権や生活を配慮した中で事業に参画していくということなので反対である。どこの市町村も滞納には苦慮している。共同化組織も納税者の話を十分聞いて親切な対応や生活状況など客観的な把握に努めることも可能である。必要に応じては福祉行政とのタイアップした中で出来ることと合わせ、適正・公正な運用に努め人権侵害を生まないための措置を盛り込むことはできる。県、77市町村が足並みをそろえて広域連合に参加した中で十分実施できると思うので反対である。などの意見が出されました。以上主な内容を申し上げまして報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。宮下委員長自席へお戻り下さい。

以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これより案件ごとに順次、討論・採決を行います。

最初に22請願第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

22請願第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって22請願第3号は採択することに決定しました。

議 長 次に22請願第4号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
22請願第4号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって22請願第4号は採択することに決定しました。

議 長 次に22請願第5号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
22請願第5号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書」を採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって22請願第5号は採択することに決定しました。

議 長 次に22請願第6号「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
22請願第6号「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書」を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って22請願第6号は採択することに決定しました。

議 長 次に22陳情第3号「長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。反対討論はありませんか。反対討論。

11番 平沢議員 長野県地方税共同化に関する県に意見書を提出することを求める陳情者に反対の立場で討論を行います。地方税の賦課徴収は自治体の基幹業務ですが、税源移譲等によって以前

に増してその重要性が高まっております。こうした中、徴収率や納税者の利便性の向上等の様々な課題を市町村と県とが協力して解決し、公正・公平で県民の皆様からより信頼される税務行政を構築しているために共同化は有意義であるとともに、市町村と県とが各々の対等の立場で主体的に参画し、相互に協力していくことが望ましいことから地方自治法に基づく特別地方公共団体としての広域連合が的確であると私は信じております。共同化組織においても納税者の話を十分お聞きして親切丁寧な対応に努めるとともに、納税者の生活状況等の客観的な把握に努めた上で、生活困窮者に対しては地方税法に規定する納税の猶予制度があります。また必要に応じて福祉行政など他の部署と連携を図ることは共同化した場合でも可能であります。よって私は昨今の社会的構造の中では「はぐれぐも」的な存在は許されない、長野県下77市町村が足並みをそろえて共同化実施に向けて作業がただいま進められております。よって地方税の共同化に反対する陳情書には反対いたします。議員各位の常識ある判断をお願いし反対討論といたします。以上です。

議 長
7番
三浦議員

続いて賛成討論の方ありませんか。

それでは長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情書について賛成の討論をいたします。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする地方自治法第1条に記されております。憲法92条は地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとしており、94条においては地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるとしております。地方税の賦課徴収は自治体の自主的民主的な地方行政が保障されていることで地方自治体の権能です。地方税の共同化組織の創設は憲法で保障されている地方自治の本旨の根幹にかかわる重大な問題と私は考えております。よって基本的に共同化には反対であります。仮に実施する場合に住民にとって適正・公平な運用や人権侵害を生まない仕組みが必要と考えております。公的なチェック機能を持つオンブズマンの配置などが必要と考えており、これから地方税共同化の広域連合設置に向けた準備の中で、広域規約などに反映されるよう今議会で採択し意見書を提出すべきであると考えておりますので賛成いたします。

議 長
3番
坂本議員

次に反対討論ありませんか。賛成討論ありませんか。

賛成の立場で討論いたします。陳情趣旨にもありますように地方税滞納が増加傾向にあることや、そのための徴収に苦渋していることは新聞報道でも伝えられています。しかし原因は世界的な不景気を伴う生活レベルの低下、固定資産税の支払いができていく状況、低所得者層の負担が増えたことなどがあります。税の公平論の元、共同化組織が差し押さえなど強硬策を取る以前にまだまだすべき方法があると考えられます。飯島町では職員と共に専門員を育てながらプライバシーに配慮し、悪質なケースには強力に対処し、そして生活困窮者には丁寧な措置をとっていくというお話でしたが、しかし広域になればこのように住民に対して丁寧な措置がとれるかどうかは疑問視しております。これらの地方税共同化検討委員会には民生委員は加わっていない中で進められている内容であります。税金を取り立てるといえるのは一歩間違えれば人権侵害を含む要素も含まれていると思います。

共同化機構が設置される場合には併せて公的な税金オンブズマンを置くなどして適正・公正な運用に努め、人権侵害を含まない措置を盛り込むことを強く要望します。よってこの陳情書に賛成の立場であります。

議長
4番
浜田議員

他に討論ありませんか。

この陳情書を採択すべきものとの立場から討論を行います。委員会審議の説明の中でこの広域の組織がですね特に悪質な滞納者に対する選択的な取り組みのためだと、そういったニュアンスの説明が行われていたように聞こえておりますけれども、私はこの制度の検討の過程はですねそういったものではないというふうに理解しております。県が中心になって平成20年から22年まで3回にわたって委員会審議が行われておりますけれども、そこでこの地方税共同化事業についてですね目的はどの様に書かれているかということ、はわれわれは改めて注目する必要があるのではないのでしょうか。で、その主な点は1つは税収の確保ではあることもちろんであります。しかしこの審議の過程では効率化という言葉が繰り返し繰り返し出てきています。つまりですね悪質滞納者に対する特別な取り組みではなくて、県と市町村全体が連携してですね効率化を図ろう、つまり税収のための人員の削減を行い、まあこの中にはコンピューター化という話も出てきておりますけれども、連携したコンピューターシステムを作り上げようと、人員削減とともにそういったシステムを作り上げんだということが私はこの制度の背景に横たわっているのではないかというふうに理解しています。で、この広域化の取り組みについて私は2つのエピソードを思い出しました。1つは徴税請負人というシステムですね。これはローマ時代からフランス革命に至るまで特にヨーロッパを中心に民間人が税の取り立てを行うというシステムでありました。当然自らの実入りを増やすために過酷な取り立てを行うということで、その結果がフランス革命の1つの要因になったというふうにも歴史の書にも書かれています。それからもう一つは今日の日本の大企業の中でいわゆる首切り合理化を行うに当たってですね、例えば人事部長の入れ替えということを行う場合がしばしばあります。関東と関西の人事部長の入れ替えですね。この目的とするところはですねそれぞれの従業員の細部にわたって神経の行き届かないといいますか事情を知らない人間に例えば首切りをさせると、要するにそういう距離感を持つことによってですね過酷な制度を実施することができる、まあそんなことが行われているわけですが、実はこの3回に行われる意見書の中でどんなことが書かれているかと言いますと、この目的の中の第4項、徴収業務の共同化の1・オという項目の中にですね、滞納者との適切な距離間の確保、滞納者の距離間が近すぎるがゆえに滞納整理が進まない状況がある。これは企業の合理化と全く同じ考え方がその背景に横たわっていることは明らかであります。でもう一つの問題点はこの共同事業化の全体の計画の中でですね滞納者の側に立った委員は1人もおりません。それからそのことについての議論もそのことについての項目も1項目も書かれていないということに議員諸氏は注意を向けていただきたいというふうに思います。ただひたすら取り立てるだけのための機構だということですね。こういったことが背景にあるシステムをごく一部分の機能だけを重視して広域化に積極的に推進するという考え方は私はいかがなものかというふうに考えております。自然界にでも社会にでも存在するさまざまなシステムは、私は必ず備えなければいけない要件が1つあると思っています。例えば車であればアクセルと同時にブ

レーキが必要です。人間の体であればですねアドレナリンの分泌と同時にインシュリンの分泌がなければ興奮一本槍になってしまうわけです。このシステムの中には一方的な取り立てだけのシステムしか書かれていない、それを積極的に推進することがいいのかどうなのかということのをわれわれは考える必要があるのではないのでしょうか。先ほどの賛成意見の中にもありましたように、私は飯島町の徴税も含めあるいは有料保険も含めですね、この10,000人の町の中で行われている行政は非常に心優しいものだというふうに思っております。けっして手荒なことはこれまでもやってこなかったと、これは非常にいぶし銀のようではありますけれども、飯島町が誇るべきひとつの行政のあり方だというふうに思っておりますし、今回の補正予算の中で住民福祉課長から提案された徴税に対する取り組みもですね、どちらかといえばそういう方向に沿ったものだというふうに思っております。で、こちらの当町の考え方はどちらかという人と人を増やすことで丁寧に接して、その中で税を納めていただくと、けれども県のこの広域の考え方は人員の削減を前提としています。そしてどこのコンピューターメーカーの利益になるかよくわかりませんが、広域のコンピューターシステムによってその分を補おうとまあそんなような考え方が書かれているわけです。こういったことをすべて勘案するならばですね、私は安易にこの広域化の徴税システムに乗るべきではないし、むしろそれに対して我々はきちんとしたチェックをしなければ、このシステムが暴走する結果になってしまうのではないかとそんなふうに思います。そういったことを含めてこの陳情書を採択すべきだということ強く求めたいと思います。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

22陳情第3号「長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出すること求める陳情書」を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採決です。本陳情を採決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

起立少数であります。従って22陳情第3号は不採決することに決定しました。

議長

次に22陳情第4号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

22陳情第4号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書」を採決します。お諮りします。本陳情書に対する委員長報告は採決です。本陳情を委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って22陳情第4号は採決することに決定しました。

議長 日程第5 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について申し出があります。お諮りします。申し出の案件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査いたします。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻は10時05分といたします。休憩。

午前 9時52分 休憩
午前10時05分 再開

[追加議案配布]

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りいたしましたとおり、浜田稔議員、倉田晋司議員、堀内克美議員、三浦寿美子議員、中村明美議員、坂本紀子議員、北沢正文議員から計7件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第7として議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって議案7件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第3号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

4番 浜田 稔 議員。

4番 浜田議員

それでは「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」について提案理由の趣旨説明を行います。防災技術の進歩にもかかわらず一方で地球温暖化のせいとも言われておりますけれども、さまざまな災害は後を絶ちません。とりわけ厳しい自然環境の中で暮らす飯島町にとってはこの問題は大変切実であります。ところで災害というのは言うまでもなく市町村の境界を区切って起こるものではなく、あるいは県の境界を区切って起こるものでもありません。やはりその災害の原因についてそれに関係する広域的な対応が必要であることは言うまでもないと思います。そういう意味でこれを地方の自治体にいわば分権という形で投げことはですね、問題の正しい対策に繋がらない恐れが非常にあるというふうに私は思います。もう一方は国の責任であります。国はナショナルミニマム、要するにその地域の経済力等々にかかわらず国民の基本を保障する責任を負っているのが国の中央政府として

の役割だというふうに思っております。そういった意味でこれまで非常に重要な役割を果たしてきた国土交通省の出先機関は引き続き存続して、地域の統一的な対応に当たるべきであり、また昨今の様々な災害を考えるならばこれまでも増して予算の確保・拡充を行うべきであるということを理解いただきまして、議員各位のご賛同をご理解をお願いしたいと思います。以上で趣旨説明を終わります。

議長 次に本案の賛成者の意見を求めます。

1番 久保島 巖 議員。

1番 久保島議員

「安全・安心な国民生活実現のための、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」に賛成の意見を申し上げます。地方分権・地方主権の名の下に無駄削減と称して地方の安心・安全は脅かされる危機に瀕しております。防災・生活関連公共事業予算は確保し、これまで同様に事務所や出張所は河川改修事業や維持管理並びに災害復旧等に国の責任を果たすべく、人員の確保、業務執行体制の存続が必要だと考えます。急傾斜・崩落河川を抱える当町においてその状況を中央で管理・監視できるわけもなく、それがいかに無謀なことであるかということの証明になるかと思えます。よって安全・安心な国民生活実現のために防災・生活関連予算の確保をし、国土交通省の出先機関の存続を要望するこの意見書の提出に賛成をいたすものでございます。以上。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

議長 これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 発議第3号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の提出について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6番 倉田晋司 議員。

6番 倉田議員

「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を提出することについて提案の趣旨説明を行います。義務教育費国庫負担制度の国庫負担率が2006年度から3分の1に引き下げられたままであり、長野県は約77億円の負担金減額と言われております。国庫負担でない部分は地方交付税の算定基礎となる仕組みであります。地方交付税そのものが減らされており教育の地方格差を拡大するものになっております。教育の全国水準や機会

均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であります。そのために設けられたのが本制度であります。昨年度県内の市町村では72議会から義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されておりまして、市町村教育委員会も本制度を必要としております。このような強い要望がある中で財政的な見地から負担金が削減され、教材費、旅費、恩給費や共済費なども対象から外されております。財政的に教育水準の最低保障を担保していくという意味で義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であります。よってお示しをいたしました2項目について関係機関へ意見書を提出することを提案いたします。全員の皆さんのご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

11番 平沢 晃 議員。

11番
平沢議員

「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」に賛成の立場で申し上げます。ただいま提案者から趣旨説明について縷々説明がございました。義務教育費国庫負担制度につきましてはご案内のとおり昭和60年予算において旅費、教材費が国庫負担から除外され、それ以来教育水準の最低保障を担保するため義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるもので、表現は違っても内容は毎年のごとであります。当議会としても例年意見書提出を行っております。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは当然国の責務でございます。そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であり、またこの制度は国と地方が義務教育にかかわる共同責任を果たすためのものであります。従って国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、当然国の財政負担と責任においてやるべきことと思っております。そこで平成23年度予算編成においては義務教育の水準維持向上と機会均等および地方財政安定を図るために意見書を提出を行い強く要望していかねればなりません。議員各位のご賛同をお願い申し上げ賛成意見といたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第3 発議第5号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長
議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5番 堀内克美 議員。

5番

堀内議員

それでは「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出について提案の趣旨説明を行います。意見書全文で申し上げておりますように、いま学校ではさまざまな問題を抱え教職員の対応も限界にきております。国の学級定員基準は平成13年度2001年に以降変更がなく、学級定員は40人のままとっております。国においては現行の学級定員数を引き下げ、教職員と子ども達との信頼関係の形成による心の通う教育を押し進めることが大変重要な課題となっております。このような中、長野県を始め一部の都道府県では独自の財政措置で35人学級を実施しておりますが、財政状況の厳しい現在、国の財政負担による学級定員35人学級の実施が強く求められております。また教職員もゆとりを持って子ども達と触れ合い、行き届いた教育を実現するため国においては35人学級定員の早期実現、教職員定数増を早期に実施することを強く求め意見書の提出をいたします。全員の皆さんのご賛同をお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

6番 倉田晋司 議員。

6番

倉田議員

「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出につきまして賛成意見を申し上げます。学校や子どもを取り巻く現下の状況・諸問題を解決するうえで現行の40人学級定員を引機下げて、一人ひとりの子ども達と深い信頼関係に基づいた心の通い合う教育をすることが大変重要であると考えます。すでに独自の財政措置によって35人学級を実施している県もありますが、厳しい財政状況の中では国の責任においてこれを行うことが求められます。また次期定数改善計画を早期に策定し、教職員配置の更なる充実を図ることが次代を担う子どもへの行き届いた教育、また健やかな成長につながるものであり、本意見書を提出することに賛成をするものであります。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第5号「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第4 発議第6号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長
議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 三浦寿美子 議員。

7番

三浦議員

それでは「30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」を提出することを提案いたします。どの子ども健やかに育ってほしいという思いは保護者や教職員、地域住民の切実な願いです。しかし学校や子ども達を取り巻く情勢は、不登校、いじめ、荒れ、学級崩壊など心を痛める事態が続いており、それはどこでも起こりうる例外とはいえない状況となっております。こうした背景の中、子ども達と教職員との信頼関係、子ども達の心に寄り添うことのできる環境づくりが求められていると思います。国の学級定員はいまだ40人学級定員のままであります。子ども達の成長や教育効果を考えれば学級定員を引き下げ、教師と一人ひとりの子ども達が心の通い合える教育環境をつくる必要があるかと考えます。2010年に都道府県独自に基準を40人から30人学級を実施できるようになりました。長野県では2002年度小学校1年生で県独自に基準を35人とし、30人規模学級を実施をいたしました。順次対象学年を拡大しながら2009年度には5年生以上の市町村協力費を廃止をして、県独自で小学校6年生までの30人規模学級が実現をいたしました。七久保小学校、飯島中学校などの先生方の現場からの声をお聞きしましたが、その中で40人いるとなかなか一人ひとりに目が届かない面があるとの経験や、飯島に来て人数が少ないクラスで子ども達との関わりが増えたなどの体験もお聞きをいたしました。特に中学校の定員を30人規模にしてほしいとの現場の先生のお話では、学習面の支援ができる、生徒との関わりが増えることで子ども達が元気が出たり自信が出たりするとの言葉に、思春期に揺れ動く年齢の子ども達の集中する中学校の学級定員を早期に30人規模学級に拡大すべきとの思いを強くいたしました。長野県独自の30人規模学級が早期に中学3年まで拡大されることを強く望むものです。また過疎化の進む地域に子ども達がたとえ少人数であっても教育保障の観点から複式学級は避けるべきであり、県独自の複式学級解消措置の一層の充実が必要と考えております。更には教職員がゆとりを持って子ども達と触れ合い、一人ひとりに行き届いた教育をしていくためには学校の教職員の配置を大幅に増やすことが必要だと考えております。このような現状を改善して子ども達が健やかに学校生活を送ることができるよう長野県知事宛てに意見書を提出することを提案いたします。皆様方のご賛同をよろしく願います。

議長

次に本案に賛成の議員の意見を求めます。
2番 中村明美 議員。

2番

中村議員

この意見書の提出について賛成の意見を申し上げます。中学校時代は心身ともに不安定な時期であり、一人ひとりとのコミュニケーションが大切であり、ゆとりある時間が必要だと考えます。よってこの意見書の提出に賛成いたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第6号「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解

消、県独自に教職員配置増を求める意見書」の提出について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第5 発議第7号「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

議長

(議案朗読)
本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
2番 中村明美 議員。

2番

中村議員

それでは「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書」について提案理由を申し上げます。子宮頸がん予防ワクチンは海外では既に100カ国以上で使用されています。日本では2009年10月に承認され2009年12月22日より一般の医療機関で接種が始まりました。子宮頸がんは年間15,000人が感染し、3,500人が死亡しており、なんと1日に10人が亡くなっていることとなります。近年では20代後半から30代の若い女性の発症率が増加傾向にあり、乳がんを抜いて第1位となっています。子宮頸がんは初期にはまったく症状がないことがほとんどで自分で気付くことはできません。気が付いたときにはがんが進行していることも少なくありません。がんが進行すると子宮をすべて摘出する手術が必要になることもあり、妊娠、出産の可能性を失い、女性にとって心身ともに大きな負担となります。子宮頸がんは遺伝などに関係なくその他のがんと異なり原因が解明されています。子宮頸がんの原因はほぼ100%がヒトパピローマウイルス、HPVというウイルスの感染であることが明らかになっております。子宮頸がんの原因である発がん性HPVは性交渉によって感染するため、発がん性HPVは全ての女性の約80%が一度は感染しているありふれたウイルスのため、性行動のあるすべての女性が子宮がんになる可能性を持っています。予防ワクチンは発がん性HPVの中でも特に子宮頸がんの原因として最も多く報道されているHPV16型と18型の感染を防ぐワクチンで、半年の間に3回のワクチン接種でウイルスに対する抗体を作らせます。なおこのワクチンに含まれるウイルスには遺伝子がないので接種しても感染することはありません。そして何より全ての癌の中で予防できる唯一の予防であります。また子宮頸がんワクチン接種により発症率は73%減少でき、更には190億円の費用対効果があるとも言われています。しかしワクチン接種には40,000円から60,000円と全額自己負担で経済的にだれでも接種できる状況ではありません。日本産婦人科学会、日本小児科学会、及び日本を婦人科腫瘍学会は予防効果の高い11歳から14歳の女性に公費負担でワクチン接種をするよう求めています。先進国のうち30カ国とほとんどの国では公費助成で接種が行われています。日本でもいくつかの自治体が独自で助成を開始しています。委員会の折りにはわが町でも検討段階と担当係長から説明がありました。しかし財政難の折、独自助成に踏み込めない自治体も多く、この状態のままでは公費負担がなければ将来、貧富の差で発症するという状況が考えられます。このようなことは断じてあってはならないことで、命は平等であり女性の命と健康そして女性の人権を守るために子宮頸がん予防ワクチン接種に対

して全額国の負担で接種することを意見書を提出することを提案いたします。ご賛同よろしくお願ひいたします。

議 長 次に本案に賛成の議員の意見を求めます。
7番 三浦寿美子 議員。

7番 三浦議員 それでは「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書」に賛成の立場で意見を申し上げます。ただいま提案者の説明のとおり子宮頸がんHPVの感染によるもので、10代の女性がワクチン接種をすることで発症を予防できるということです。しかし3回の予防接種で40,000円から60,000円もかかるといわれております。経済的な負担が問題になるため自治体がワクチン接種に対し補助をするところが増えてきていますが、どの子にも経済的な心配なくワクチン接種を保障するためには、自治体の財政状況に左右されないことが必要であり、国が全額負担することが本来の形であると考えております。意見書の提出に賛成するものです。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第7号「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担を求める意見書」の提出について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第6 発議第8号「農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金などの農業予算増額を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)

事務局長 議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
3番 坂本紀子 議員。

3番 坂本議員 「農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金などの農業予算増額を求める意見書」の趣旨説明をいたします。昨年夏総選挙により自民党政権から民主党政権に代わりそろそろ1年がたちます。現政権への国民の期待は大きなものがあります。国においては財政が厳しい中での予算編成ではありましたが、平成22年度における一般会計での農業予算は2兆327億円余りであり前年対比1兆205円余りの大幅な減額となりました。新政策として個別所得補償制度に5,614億円を費やし、従来から継続してきた農業用水路整備などの農業農村整備事業予算の大幅削減と鳥獣被害防止総合対策交付金は5億円余りの削減となってしまいました。当町においては農業農村整備事業において農業用水路、ため池などこの事業により長年整備してきたものであります。有害鳥獣の被害は地球温暖化により

全国的なものになっており、年々増えているのが現状であります。町ではシカの防護策を今年度の計画で予算化して申請しましたが予算配分ゼロとなってしまい、計画を変更せざるを得ない状況であります。これら2事業は長野県など中山間の地域市町村にとっては必須の予算であり、事業継続はもとより拡充が緊急の課題であります。農産物自由化など慎重に対応し安心・安全な食料の確保や自給率向上と地域温暖化対策に貢献している日本農業が持続可能となるため、現政策を振り返っていただきたくこの意見書を提出するものいたします。多くの方々のご賛同を求めます。

議 長 次に本案に賛成の議員の意見を求めます。
8番 北沢正文 議員。

8番 北沢議員 それでは「農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金などの農業予算増額を求める意見書」の提出に際し賛成の意見を申し述べたいと思います。総務産業委員会では本会期中に七久保地区の水路、この喫緊の課題を現場調査をいたしました。同時に対岸の飯島地区の新井の取り入れも見てまいりました。まあこのほか田切地区、本郷地区においても山あいを縫う道水路、これが飯島町の農業基盤であり、また農業の多面的役割を考えたときに、これらの導水路が維持管理ができないとこういうことになりますと、飯島町の安定的な農業の生産、または町民生活に大きく影響する問題でございます。是非こういった事業を継続できるような予算の確保をお願いするという内容でございます。また鳥獣被害につきましては既に皆さんご存じのように、われわれの生活するこういった町中において鳥獣を見かけるような喫緊の課題でございます。この事業に対しましては事業仕分けの対象となり、地方にその配分が移管されたところでもありますけれども、予算が如何せん23億に削減をされているという状況でございます。是非農家の生産意欲を高めるためにも、またはそれによりまして耕作放棄地が増えることを防止するためにもこの事業費の予算を強くお願いするものでございます。以上申し上げて賛成の意見とします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第8号「農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金などの農業予算増額を求める意見書」の提出について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって発議第8号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第7 発議第9号「国の鳥獣被害防止総合対策交付金へ長野県が上乘せ補助を求める意見書」の提出について議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)

事務局長 議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 北沢正文 議員。

8番 北沢議員 それでは発議第9号「国の鳥獣被害防止総合対策交付金へ長野県が上乗せ補助を求める意見書」の提案の趣旨説明を行います。この意見書の提出につきましての趣旨はただいまご決定いただきました発議8号「農業農村整備事業や鳥獣被害防止総合対策交付金などの農業予算増額を求める意見書」の趣旨に沿うものでございまして、それに加えて長野原の特性としてこの喫緊の課題であります鳥獣被害に対する県の上乗せ補助を求めるものでございます。ご承知でありますように当町も山間地域を多く抱えておりまして鳥獣被害が大きく出ているわけでございますが、このまあ鳥獣被害そのものは我々の生活そのものに密着しているわけございまして、一農家がその責任において鳥獣被害を招いているという状況ではございません。やはりこれは日本の農業全体の問題でございまして、是非長野県の特性として長野県の課題として上乗せ補助をお願いすると、こういった意見書を提出するものでございます。本議会における発議の最後の意見書を求める意見書として是非力強く議員各位の賛同をお願いするものであります。以上でございます。

議 長 次に本案に賛成の議員の意見を求めます。

3番 坂本紀子 議員。

3番 坂本議員 賛成者の立場で意見を申し上げます。提出者の意見のとおりシカ、イノシシ、サル被害は当町でも増えてきております。特に先ごろは西山の方にもシカが出没しております。サルはすでに集団化して転々と場所を変え、移動しながら農作物に被害を与えております。防護策は対処的な方法ではありますが農作物の被害を少なくするにはこの方法が1つの有効な手段ではあります。地球温暖化により生態系が変化してきている現在、根本的な解決をするには動植物の生態系の研究と森の再構築が必要だとは思いますが、対処的な方法もしていかなければ中山間の農業者にとっては生活が成り立たなくなります。早急に県に対しては国の鳥獣被害防止総合対策交付金への上乗せ補助事業を創設していただきたいと強く要望いたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第9号「国の鳥獣被害防止総合対策交付金へ長野県が上乗せ補助を求める意見書」の提出について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって発議第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町 長 それでは6月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る11日から本日までの8日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件すべてを原案のとおり議決・承認をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。また、ただいま議員発議で農村整備や鳥獣被害防止対策などの農業予算増額措置を求める意見書採択をいただきまして、町長の立場からもお礼を申し上げますとともに、今後議会共々、また関係する多くの市町村とともにこの実現のため強力に取り組んでまいりたいと考えておりますので一層のご協力をお願い申し上げます。

さて当地域も昨年より11日遅く6月14日に梅雨入りとなり、本格的な梅雨の季節を迎えました。今のところ小康状態にありますが近年異常気象が続いており、予期せぬゲリラ的な集中豪雨により全国各地で大きな災害が思わぬ場所で発生しております。災害が起らないことを祈るとともに、今後とも災害対応には万全を期してまいりたいと考えております。

さて当町では現在第5次総合計画、これは基本構想、基本計画、国土利用計画、行財政改革プランの4計画になりますが、この素案策定作業が終盤を迎えております。素案策定委員の皆様には連日連夜活発な議論をいただく中で、向こう10年先のまちづくりの方向性を提案をいただける状況となってきております。素案策定委員の皆様の献身的なご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。7月中旬にはこの素案をもって基本構想審議会に諮問をするとともに、耕地懇談会の開催やその他さまざまな機会を通じて町民の皆様のご意見をお聞きし、成案に仕上げてまいりたいと考えております。町民の皆様も飯島町の向こう10年先の夢を語っていただき、その目標に向かって皆が勇気をもって挑戦し、その感動を享受できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

また当町における経済情勢や雇用情勢は依然として大変厳しい状況が続いております。今後平成22年度の予算を計画的に執行するとともに、国・県・町が連携した経済対策も含めて、総合精力的に取り組んでまいりたいと考えております。こうしたさまざまな経済対策により一日も早く回復を実感できる時が来ることを願っておるところでございます。今議会の議案審議や一般質問を通じていただきました貴重な数々のご意見やご提案に十分胸に留めおきまして、今後町政運営に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議会ははじめ町民各位のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げます。議員各位におかれましては時節柄健康には十分ご留意をいただき、一層のご活躍を心からご祈念を申し上げ、6月議会定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

議 長 以上をもって、平成22年6月飯島町議会定例会を閉会といたします。

午前11時13分 閉会

上記の議事録は、事務局長 米田章一郎の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員